

2024. 4. 23

ピムコ・ハイイールド・ファンド Aコース(為替ヘッジなし) ピムコ・ハイイールド・ファンド Bコース(為替ヘッジあり)

追加型投信／海外／債券

◆この目論見書により行なう「ピムコ・ハイイールド・ファンド Aコース(為替ヘッジなし)」および「ピムコ・ハイイールド・ファンド Bコース(為替ヘッジあり)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2024年4月22日に関東財務局長に提出しており、2024年4月23日にその効力が発生しております。

有価証券届出書提出日	: 2024年4月22日
発行者名	: 日興アセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	: 代表取締役社長 ステファニー・ドゥルーズ
本店の所在の場所	: 東京都港区赤坂九丁目7番1号
有価証券届出書(訂正届出書を含みます。)の写しを縦覧に供する場所	: 該当事項はありません。

設定・運用は

日興アセットマネジメント

投資信託は、金融機関の預金や保険契約とは商品性が異なります。

- 投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 投資信託は、元金および利回り保証のいずれもありません。
- 投資信託をご購入されたお客様は、投資した資産の価値の減少を含むリスクを負います。

－ 目 次 －

	頁
第一部【証券情報】	1
第二部【ファンド情報】	3
第1【ファンドの状況】	3
第2【管理及び運営】	41
第3【ファンドの経理状況】	46
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	105
第三部【委託会社等の情報】	106
約款	165

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

ピムコ・ハイイールド・ファンド Aコース（為替ヘッジなし）

ピムコ・ハイイールド・ファンド Bコース（為替ヘッジあり）

- ・以下、上記を総称して、また各々を指して「ピムコ・ハイイールド・ファンド」または「ファンド」ということがあります。また、「ピムコ・ハイイールド・ファンド Aコース（為替ヘッジなし）」を「Aコース（為替ヘッジなし）」、「ピムコ・ハイイールド・ファンド Bコース（為替ヘッジあり）」を「Bコース（為替ヘッジあり）」ということがあります。

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）
- ・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

※ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

各ファンド毎に、1兆円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

(5)【申込手数料】

申込手数料（スイッチングの際の申込手数料を含みます。）につきましては、販売会社が定めるものとします。

申込手数料率につきましては、販売会社の照会先にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は2.2%（税抜2%）が上限となっております。

(6)【申込単位】

販売会社の照会先にお問い合わせください。

(7)【申込期間】

2024年4月23日から2024年10月22日までとします。

- ・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8)【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス www.nikkoam.com/

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(9) 【払込期日】

- ・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
- ・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(1 0) 【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

(1 1) 【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

(1 2) 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

主として、米国のハイイールド債に投資を行なう投資信託証券に投資を行ない、安定した収益の確保と信託財産の成長をめざします。

② ファンドの基本的性格

＜ピムコ・ハイイールド・ファンド Aコース（為替ヘッジなし）＞

1) 商品分類

単位型投信・ 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国 内	株 式
		債 券
追加型投信	海 外	不動産投信
	内 外	その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

◇追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

◇海外

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇債券

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回	日本		
	年4回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州	ファミリーファンド	あり ()
	年12回 (毎月)	アジア		
		オセアニア		
	日々	中南米		
不動産投信	その他 ()	アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券(債券 社債))		中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

◇その他資産（投資信託証券（債券 社債））

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、債券に投資を行ないます。よって、商品分類の「投資対象資産（収益の源泉）」においては、「債券」に分類されます。

「社債」とは、目論見書または投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。

◇年12回（毎月）

目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。

◇北米

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇ファンド・オブ・ファンズ

「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

◇為替ヘッジなし

目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいいます。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

<ピムコ・ハイイールド・ファンド Bコース（為替ヘッジあり）>

1) 商品分類

単位型投信・ 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国 内	株 式
		債 券
追加型投信	海 外	不動産投信
	内 外	その他資産 ()
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

◇追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

◇海外

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇債券

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル 日本 北米	ファミリーファンド	あり (フルヘッジ)
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月) 年12回 (毎月)	欧州 アジア オセアニア		
不動産投信	日々	中南米		
その他資産 (投資信託証券(債券 社債))	その他 ()	アフリカ 中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング	ファンド・オブ・ファンズ	なし

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

◇その他資産(投資信託証券(債券 社債))

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、債券に投資を行いません。よって、商品分類の「投資対象資産(収益の源泉)」においては、「債券」に分類されます。

「社債」とは、目論見書または投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。

◇年12回(毎月)

目論見書または投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいいます。

◇北米

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇ファンド・オブ・ファンズ

「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

◇為替ヘッジあり(フルヘッジ)

目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジを行なう旨の記載があるものをいいます。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。

上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

③ ファンドの特色

特色

1

米国のハイイールド債を中心に分散投資を行ないます。

主としてBB格～B格相当の米国社債の中から、相対的に魅力的な利回り、高いリターン、信用力の改善が見込まれる社債を中心に投資を行ないます。

特色

2

原則として、毎月、安定した収益分配を行なうことをめざします。

組入債券の利息などの収益を原資として、毎月決算時に安定した収益分配を行なうことをめざします。

●分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配金額を変更する場合や分配を行わない場合もあります。

特色

3

PIMCOの運用力を活用し、効率的に収益を追求します。

当ファンドの運用の指図は、米国債券運用最大手の一社であるPIMCO(パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー)の日本拠点である「ピムコジャパンリミテッド」が行ない、投資対象である投資信託証券は、PIMCOが運用します。

特色

4

「為替ヘッジなし」と「為替ヘッジあり」の2つのコースがあります。

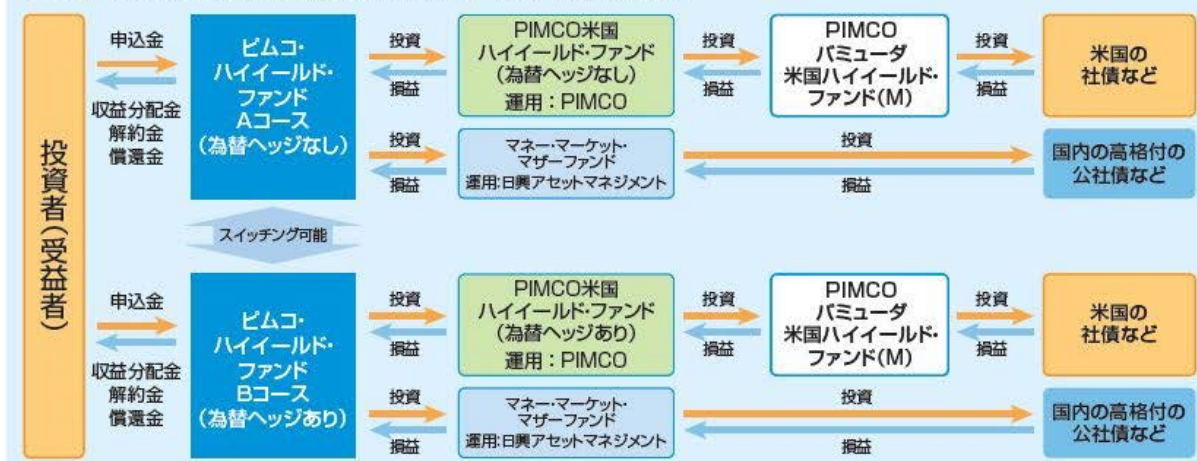
為替変動リスクをとり円安メリットも享受可能な「Aコース(為替ヘッジなし)」と、原則為替変動リスクを回避する「Bコース(為替ヘッジあり)」を併設し、お客様のニーズに対応します。

2つのコースの間で、スイッチングを行なうことができます。ただし、販売会社によっては、スイッチングが行えない場合があります。

※市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行えない場合があります。

ファンドの仕組み

当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



■主な投資制限

- ・投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。
- ・外貨建資産への直接投資は行ないません。

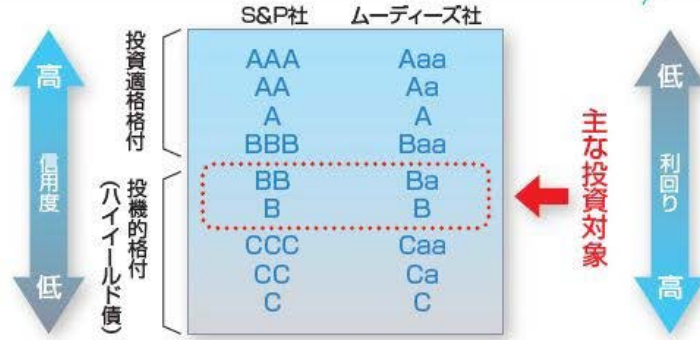
■分配方針

- ・毎決算時に、分配金額は委託会社が決定するものとし、原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

ハイイールド債とは

- ハイイールド債とは、BB格(S&P社の場合)相当以下の格付を付与された債券をいいます。
- 一般的にハイイールド債は、投資適格格付(BBB格相当以上)の債券と比較して元本や利息の支払いが滞ったり、支払われなくなったりするリスクが高いため、その見返りとして投資適格格付の債券よりも相対的に高い利回りで発行・流通しています。



※格付の定義は、S&P社及びムーディーズ社の表記方法を参考としています。

PIMCOについて

PIMCOの債券運用の特徴

- PIMCOは、世界最大級の金融グループであるアリアンツ・グループの一員で、米国カリフォルニア州に本拠を置く世界有数の資産運用会社です。特に、債券アクティブ運用に高い専門性と歴史を持ち、債券運用では世界最大級の規模を誇っています。最先端の運用技術を駆使し、付加価値の源泉の多様化による安定した超過収益の獲得と厳格なリスク管理を図っています。
- マクロ経済分析、債券市場分析、モーゲージ債や社債、バンクローンをはじめとした様々なセクターの信用力分析など、債券運用に必要なあらゆる分野において高い能力をもち、多様な債券運用戦略をグローバルに遂行できる運用チームを有しています。
- 2023年末現在のPIMCOグループの運用資産残高*は、約1.86兆米ドル(約262兆円、1米ドル=140.980円で換算)を誇ります。
*アリアンツ・グループ関係会社からの受託残高を含みます。

PIMCOの運用に対する外部からの評価例

- 年間最優秀債券マネージャー賞:米国モーニングスター社(2012年、2013年、2015年)
 - 最優秀債券マネージャー賞(ハイイールド債券部門):グローバルインベスター誌(2001年、2004年)
- ※上記評価は過去の一定期間の実績を分析したものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

ファンドの分配方針

- 組入債券の利息などの収益を原資として、毎月決算時に安定した収益分配を行なうことをめざします。
- 毎月20日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。

【分配金受取りのイメージ】



※分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配金額を変更する場合や分配を行わない場合もあります。
※上図はイメージであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

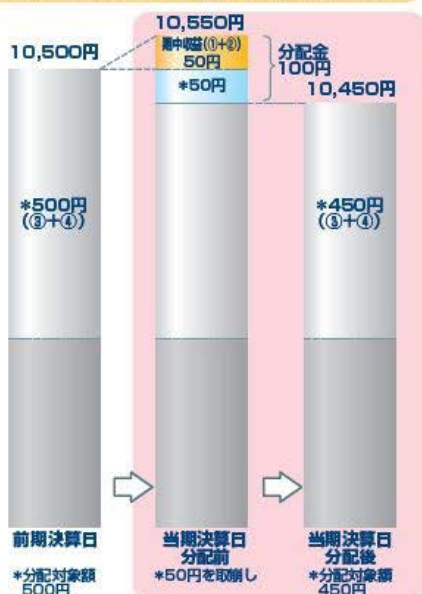
投資信託で分配金が支払われるイメージ



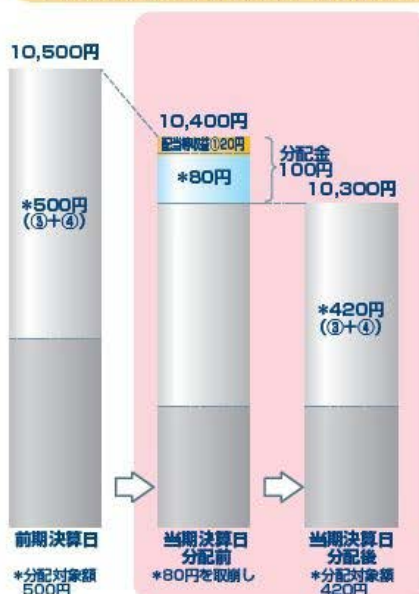
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算から基準価額が上昇した場合



前期決算から基準価額が下落した場合



(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよび金額ならびに基準価額について示唆、保証するものではありません。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金（特別分配金）部分は非課税扱いとなります。

- ・普通分配金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。
- ・元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、（特別分配金）元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

④ 信託金限度額

- ・各ファンド毎に、5,000 億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

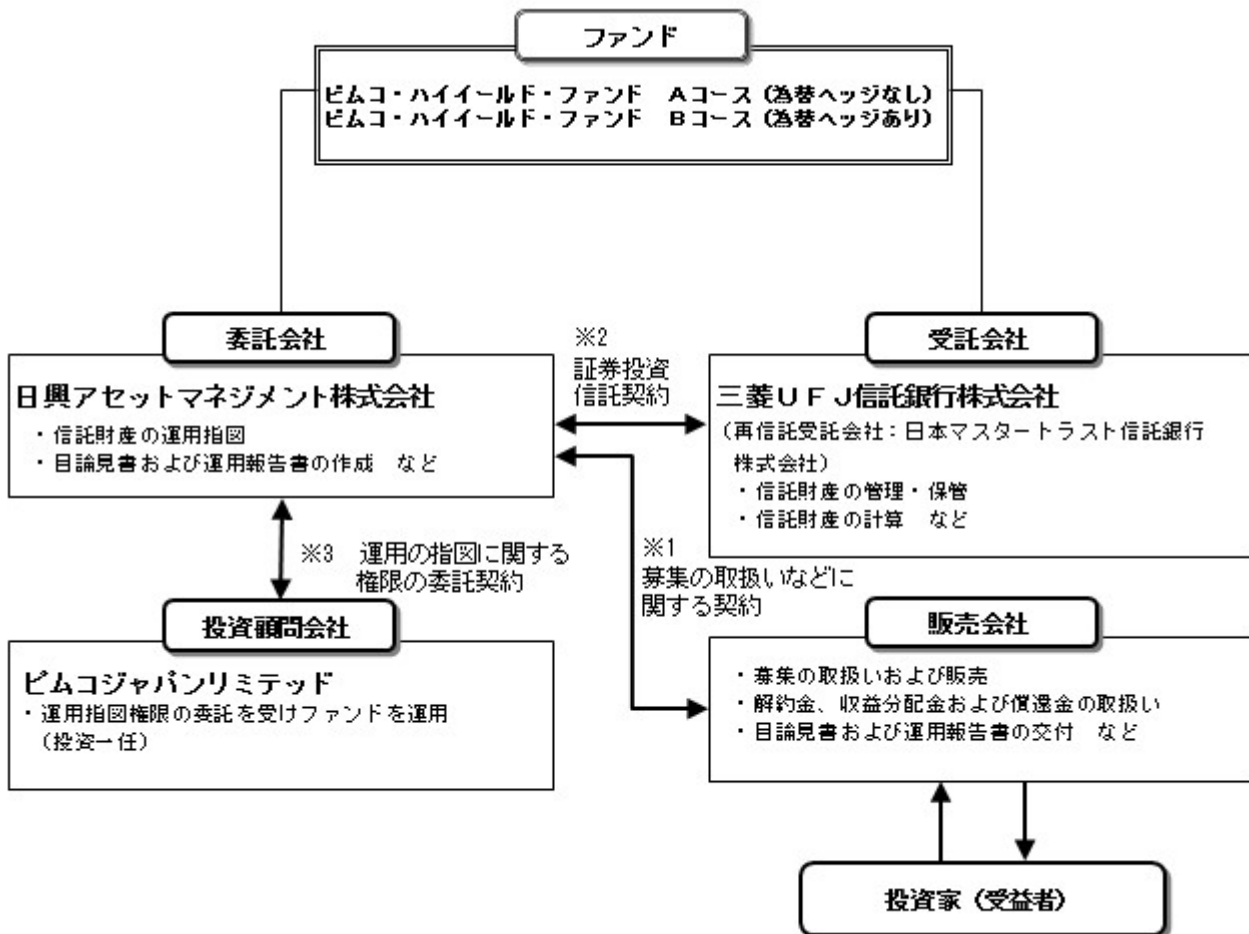
(2) 【ファンドの沿革】

2004 年 3 月 10 日

- ・ファンドの信託契約締結、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。

※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

※3 投資顧問会社に運用の指図に関する権限を委託するにあたり、そのルールを委託会社と投資顧問会社との間で規定したもの。委託する業務内容、報酬の取決めの内容などが含まれています。

<ファンド・オブ・ファンズの仕組み>

当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



② 委託会社の概況 (2024 年 1 月末現在)

1) 資本金

17,363 百万円

2) 沿革

1959 年：日興証券投資信託委託株式会社として設立

1999 年：日興国際投資顧問株式会社と合併し「日興アセットマネジメント株式会社」に社名変更

3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
三井住友トラスト・ホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号	192,211,000 株	97.562%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

- 以下の投資信託証券に投資を行ない、安定した収益の確保と信託財産の成長をめざし運用を行ないます。

<ビムコ・ハイイールド・ファンド Aコース (為替ヘッジなし)>

パミューダ籍円建外国投資信託

「PIMCO米国ハイイールド・ファンド (為替ヘッジなし)」

証券投資信託

「マネー・マーケット・マザーファンド」

<ビムコ・ハイイールド・ファンド Bコース (為替ヘッジあり)>

パミューダ籍円建外国投資信託

「PIMCO米国ハイイールド・ファンド (為替ヘッジあり)」

証券投資信託

「マネー・マーケット・マザーファンド」

- 各投資信託証券への投資比率は、原則として、市況環境および投資対象ファンドの収益性などを勘案して、決定します。
- ただし、資金動向、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

以下の投資信託証券 (投資信託または外国投資信託の受益証券 (振替投資信託受益権を含みます。)) および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。)

<ビムコ・ハイイールド・ファンド Aコース (為替ヘッジなし)>

バミューダ籍円建外国投資信託

「PIMCO米国ハイイールド・ファンド（為替ヘッジなし）」

証券投資信託

「マネー・マーケット・マザーファンド」

<ピムコ・ハイイールド・ファンド Bコース（為替ヘッジあり）>

バミューダ籍円建外国投資信託

「PIMCO米国ハイイールド・ファンド（為替ヘッジあり）」

証券投資信託

「マネー・マーケット・マザーファンド」

① 投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 有価証券
- 2) 金銭債権
- 3) 約束手形
- 4) 為替手形

② 主として次の外国投資信託の受益証券および次のマザーファンドの受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。

1) <ピムコ・ハイイールド・ファンド Aコース（為替ヘッジなし）>

バミューダ籍円建外国投資信託

「PIMCO米国ハイイールド・ファンド（為替ヘッジなし）」

<ピムコ・ハイイールド・ファンド Bコース（為替ヘッジあり）>

バミューダ籍円建外国投資信託

「PIMCO米国ハイイールド・ファンド（為替ヘッジあり）」

2) 証券投資信託「マネー・マーケット・マザーファンド」

3) 短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）およびコマーシャル・ペーパー

4) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

③ 次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形

④ 次の取引ができます。

- 1) 資金の借入

◆投資対象とする投資信託証券の概要

< P I M C O 米国ハイイールド・ファンド（為替ヘッジなし） > （バミューダ籍円建外国投資信託）

< P I M C O 米国ハイイールド・ファンド（為替ヘッジあり） > （バミューダ籍円建外国投資信託）

運用の基本方針	
基本方針	ベンチマークを上回る投資成果を目指します。
主な投資対象	「P I M C O バミューダ米国ハイイールド・ファンド（M）」受益証券を主要投資対象とします。
投資方針	< P I M C O 米国ハイイールド・ファンド（為替ヘッジなし） > ・「P I M C O バミューダ米国ハイイールド・ファンド（M）」受益証券を主要投資対象とし、ICE BofA メリルリンチ米国ハイイールド B B－B 格インデックス（円ベース、ヘッジなし）をベンチマークとして、これを上回る投資成果をめざします。 ・原則として、「P I M C O バミューダ米国ハイイールド・ファンド（M）」受益証券の組入比率は高位に保ちます。ただし、投資環境などにより、組入比率を引き下げる場合もあります。 ・実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。 < P I M C O 米国ハイイールド・ファンド（為替ヘッジあり） > ・「P I M C O バミューダ米国ハイイールド・ファンド（M）」受益証券を主要投資対象とし、ICE BofA メリルリンチ米国ハイイールド B B－B 格インデックス（円ベース、ヘッジあり）をベンチマークとして、これを上回る投資成果をめざします。 ・原則として、「P I M C O バミューダ米国ハイイールド・ファンド（M）」受益証券の組入比率は高位に保ちます。ただし、投資環境などにより、組入比率を引き下げる場合もあります。 ・実質外貨建資産については、為替変動リスクの低減を図るため、原則として為替ヘッジを行ないません。なお、ヘッジコストなどを勘案して、当該外貨建資産と異なる通貨により為替ヘッジを行なうことがあります。
主な投資制限	・外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 ・デリバティブおよび外国為替予約取引の利用は、原則としてヘッジ目的および資産の効率的な運用に資することを目的とします。
収益分配	毎月、原則として利子収入および売買益から分配を行なう方針です。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。
ファンドに係る費用	
信託報酬など	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	有価証券売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引に要する費用など。
その他	
投資顧問会社	パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー
管理会社	パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー
信託期間	無期限
決算日	原則として、毎年 10 月末日

※上記の投資対象とする投資信託証券については、日々の基準価額が取得できるため、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、当ファンドにおいてデリバティブ取引等の投資制限に係る管理を行ないません。

（ご参考）< P I M C O バミューダ米国ハイイールド・ファンド（M） >

運用の基本方針	
基本方針	ベンチマークを上回る投資成果を目指します。
主な投資対象	・取得時において、S & P 社またはムーディーズ社の格付が B B / B a 格～

	B 格の債券（格付が付与されていない場合は、投資顧問会社が当該格付と同等の信用力を有すると判断した債券）を主要投資対象とします。 - 投資する債券などの種類は以下の通りです。 1. 各国政府または政府の部局またはその他の政府系金融機関の発行する債券 2. 米国の発行体および米国以外の発行体の社債（新株予約権付社債および優先権付社債およびC Pを含みます。） 3. 政府または企業が発行するインフレ連動債券 4. 仕組債 5. ディレード・ファンディング・ローンおよびリボルビング・クレジット・ファシリティ 6. 譲渡性預金、定期預金および銀行引受手形 7. 現先取引および逆現先取引 8. 国際機関の発行する債券
投資方針	ICE BofA メリルリンチ米国ハイイールドB B－B 格インデックスをベンチマークとして、これを上回る投資成果をめざします。
主な投資制限	- 取得時において、S & P 社またはムーディーズ社の格付がB B／B a 格以下の債券（格付が付与されていない場合は、投資顧問会社が当該格付と同等の信用力を有すると判断した債券）への投資は、ファンドの純資産総額の70%以上とします。 - ファンドの平均格付はB 格以上を維持します。 - ファンド全体のデュレーションは、ベンチマーク± 2 年の範囲でコントロールします。 1 発行体への投資は、取得時においてファンドの3 %を上限とします。ただし、国債・政府保証債などへの投資には制限を設けません。 - ファンドは、オプション取引、先物取引、スワップ取引などの派生商品に投資をします。 - ファンドは、収益獲得のため、ポートフォリオ上保有する証券を金融商品取引業者やその他金融機関に貸し出すことができます。 - 流動性の乏しい証券への投資は、ファンドの純資産総額の15%までとします。 - ファンドは、全体のポートフォリオ運用戦略の一環として、または債券価格の下落を相殺するために、空売りを行なうことができます。ただし、ファンドの純資産総額の100%を超えないものとします。 - 資金の借入れの合計金額がファンドの純資産総額の10%を超える借入残高が生じる借入れは行なわないものとします。
収益分配	毎月、原則として利子収入および売買益から分配を行なう方針です。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。
ファンドに係る費用	
信託報酬など	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	有価証券売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引に要する費用など。
その他	
投資顧問会社	パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー
管理会社	パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー
信託期間	無期限
決算日	原則として、毎年10 月末日

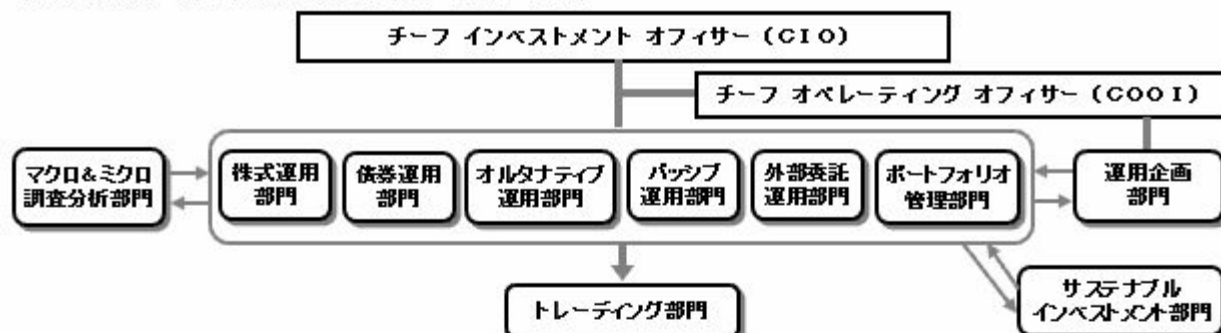
※上記の投資対象とする投資信託証券については、日々の基準価額が取得できるため、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、当ファンドにおいてデリバティブ取引等の投資制限に係る管理を行ないます。

運用の基本方針	
基本方針	公社債への投資により、安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。
主な投資対象	わが国の国債および格付の高い公社債を主要投資対象とします。
投資方針	・わが国の国債および格付の高い公社債に投資を行ない、利息等収益の確保をめざして運用を行ないます。 ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	・株式（新株引受権証券、新株予約権証券および新株引受権付社債券を含みます。）への投資は行ないません。 ・外貨建資産への投資は行ないません。 ・デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとしします。 ・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
収益分配	収益分配は行ないません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
信託期間	無期限（2004 年 3 月 10 日設定）
決算日	毎年 1 月 20 日（休業日の場合は翌営業日）

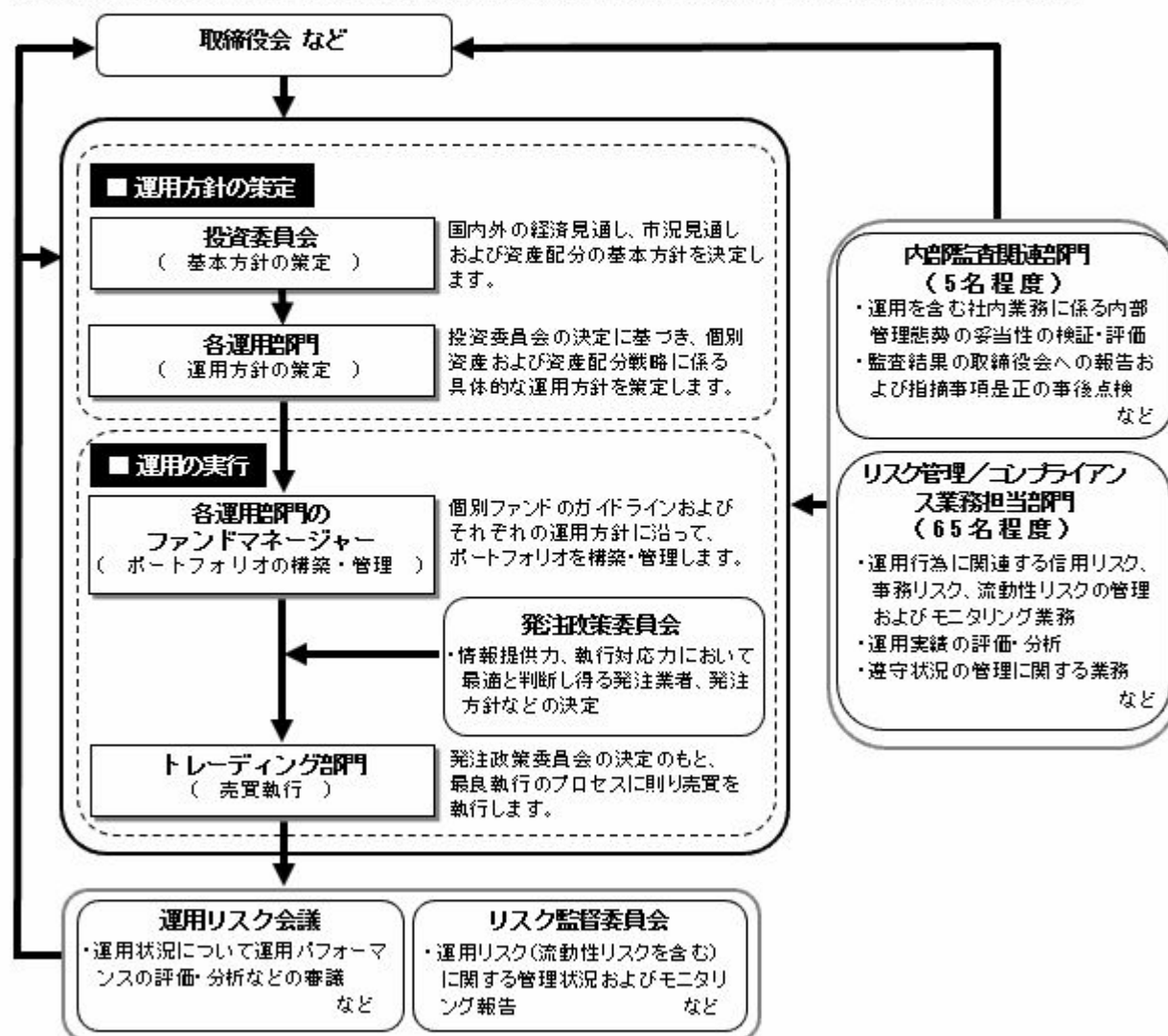
(3) 【運用体制】

<日興アセットマネジメント株式会社（委託会社）における運用体制>

◆委託会社における運用体制は以下の通りです。



◆委託会社の運用体制における内部管理および意思決定を監督する組織などは以下の通りです。



委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

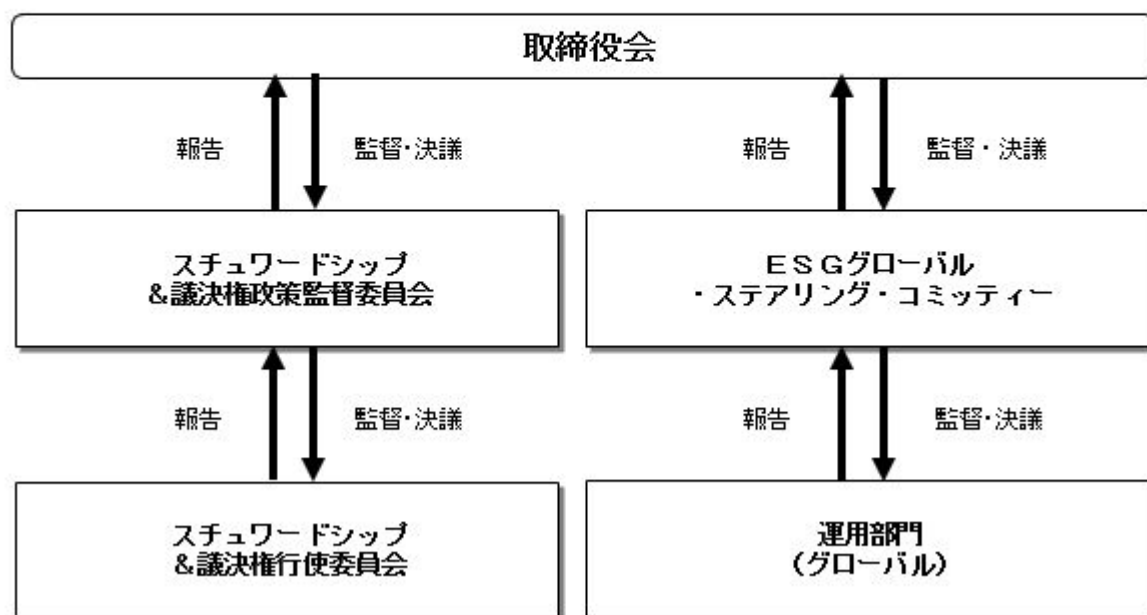
「受託会社」に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっております。また、独立した監査法人が所定の手続きで受託業務について監査を行なっており、内部統制が有効に機能している旨の監査報告書を定期的に受け取っております。

「投資顧問会社」については、投資顧問会社の管理体制およびリスク管理状況のモニタリングをリスク管理業務担当部門にて行ないます。また、外部委託運用部門では外部委託ファンドの運用管理を行ない、投資方針に沿った運用が行なわれているかなどのモニタリングを行なっています。

◆投資家としてのESG／フィデューシャリー・デューティー

ESG（環境、社会、企業統治）やフィデューシャリーは、当委託会社にとって最高位に位置する概念であるため、同原則に関連する決議、報告、議論は、当委託会社の取締役会にて行なうこととしています。

（スチュワードシップ&議決権政策監督委員会は、議長含め社外委員が過半数以上を占めるメンバーで構成されています）



※上記体制は2024年1月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

- ・当ファンドの運用は、委託会社である日興アセットマネジメント株式会社からファンドの運用の指図に関する権限の委託を受け、ピムコジャパンリミテッドが行ないます。ピムコジャパンリミテッドは、PIMCO（パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー）の日本における拠点です。
- ・投資対象である「PIMCO米国ハイイールド・ファンド（為替ヘッジなし）」および「PIMCO米国ハイイールド・ファンド（為替ヘッジあり）」は、PIMCOが運用します。

< PIMCOにおける運用体制 >

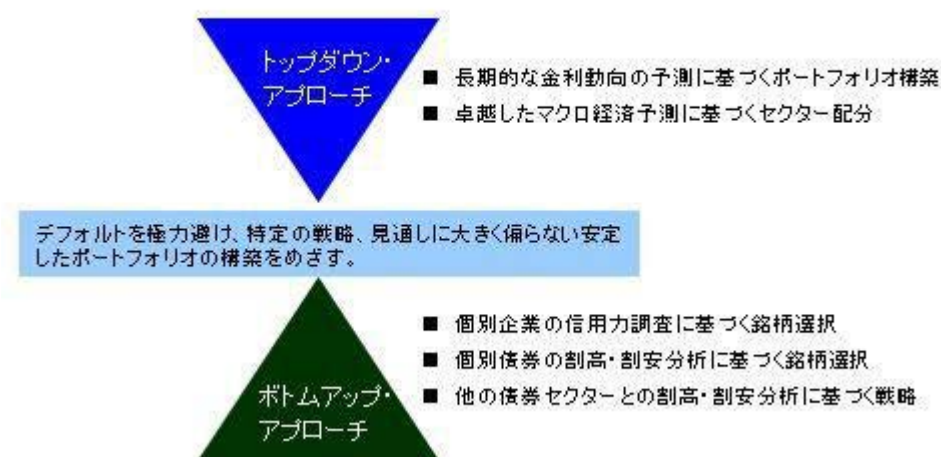
① PIMCOの運用チーム

主にマクロ経済分析に基づくトップダウン・アプローチを担当するジェネラリストと、ハイイールド債、社債、モーゲージ証券などの専門分野に高い分析・運用能力を有し、主に個別銘柄選択などのボトムアップ・アプローチを担当するスペシャリストチームからなります。このトップダウン・アプローチとボトムアップ・アプローチを融合することにより、特定の見通しや戦略に偏ることのない分散されたポートフォリオの構築をめざします。

② PIMCOのハイイールド債運用戦略の特徴

- ・ トップダウン・アプローチとボトムアップ・アプローチの融合
マクロ経済分析など（トップダウン）と個別銘柄分析など（ボトムアップ）を融合し戦略の分析を徹底
- ・ 高格付にフォーカス
デフォルトを極力避け、ハイイールド債の中でも格付の高い銘柄にフォーカス
- ・ 発行体、銘柄の分散を徹底
特定企業のデフォルトにパフォーマンスが大きく左右されないよう、ポートフォリオの分散を徹底
- ・ 世界最大級の債券運用に高い専門性を有する資産運用会社としての優位性を活用
個別企業訪問や市場からの情報収集に優位

PIMCOのハイイールド債運用戦略



※上記は 2023 年 12 月末現在のものです。

(4) 【分配方針】

① 収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

1) 分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

2) 分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託会社が決定するものとし、原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。

3) 留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、約款に定める運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

② 収益分配金の支払い

<分配金再投資コース>

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

<分配金受取りコース>

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

(5) 【投資制限】

① 約款に定める投資制限

- 1) 前記「投資対象」の投資信託証券、短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。

- 2) 有価証券先物取引等のデリバティブ取引ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れは行ないません。

- 3) 外貨建資産への直接投資は行ないません。

- 4) 信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、解約に伴う支払資金の手当て（解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。資金借入額および借入期間は、次に掲げる要件を満たす範囲内とします。

イ) 解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内

ロ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内

ハ) 借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%以内

ニ) 解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

ホ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

- 5) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3 【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴います。基準価額変動リスクの大きいファンドですので、お申込みの際は、当ファンドのリスクを十分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

- ・投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者（受益者）の皆様へ帰属します。なお、

当ファンドは預貯金とは異なります。

- ・当ファンドは、主に債券を実質的な投資対象としますので、債券の価格の下落や、債券の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

投資対象とする投資信託証券の主なリスクは以下の通りです。

① 価格変動リスク

一般に公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。

② 流動性リスク

市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

③ 信用リスク

- ・一般に公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。
- ・一般にハイイールド債券は、上位に格付された債券と比較して、利回りが高い反面、価格変動が大きく、デフォルトが生じる可能性が高いと考えられます。
- ・格付を有する債券については、当該格付の変更に伴ない価格が下落するリスクもあります。
- ・ファンドの資金をコール・ローン、譲渡性預金証書などの短期金融資産で運用することがありますが、買付け相手先の債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

④ 為替変動リスク

<ピムコ・ハイイールド・ファンド Aコース（為替ヘッジなし）>

外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

<ピムコ・ハイイールド・ファンド Bコース（為替ヘッジあり）>

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ない、為替変動リスクの低減を図ります。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。なお、為替ヘッジを行なうにあたっては、円の金利が為替ヘッジを行なう通貨の金利より低い場合、この金利差に相当するヘッジコストが発生します。為替および金利の動向によっては、為替ヘッジに伴うヘッジコストが予想以上に発生する場合があります。

※ファンドが投資対象とする投資信託証券は、これらの影響を受けて価格が変動しますので、ファンド自身にもこれらのリスクがあります。

<その他の留意事項>

- ・システムリスク・市場リスクなどに関する事項

証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により有価証券取引や為替取引などが一時的に停止されることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。上記の状況が発生した場合や、その他の事由により基準価額の算出が困難となる状況が発生した場合などには、委託会社の判断により一時的に取得・換金の取り扱いを停止することもあります。

- ・投資対象とする投資信託証券に関する事項

◇諸事情により、投資対象とする投資信託証券にかかる投資や換金ができない場合があります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができなくなる場合があります。また、一時的にファンドの取得・換金ができなくなることもあります。

◇ファンドが投資対象とする投資信託証券（マザーファンドを含みます。）と同じ投資信託証券に投資する他のファンドにおいて、解約・償還・設定などに伴う資金流出入などがあり、その結果、当該投資信託証券において有価証券の売買などが生じた場合には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

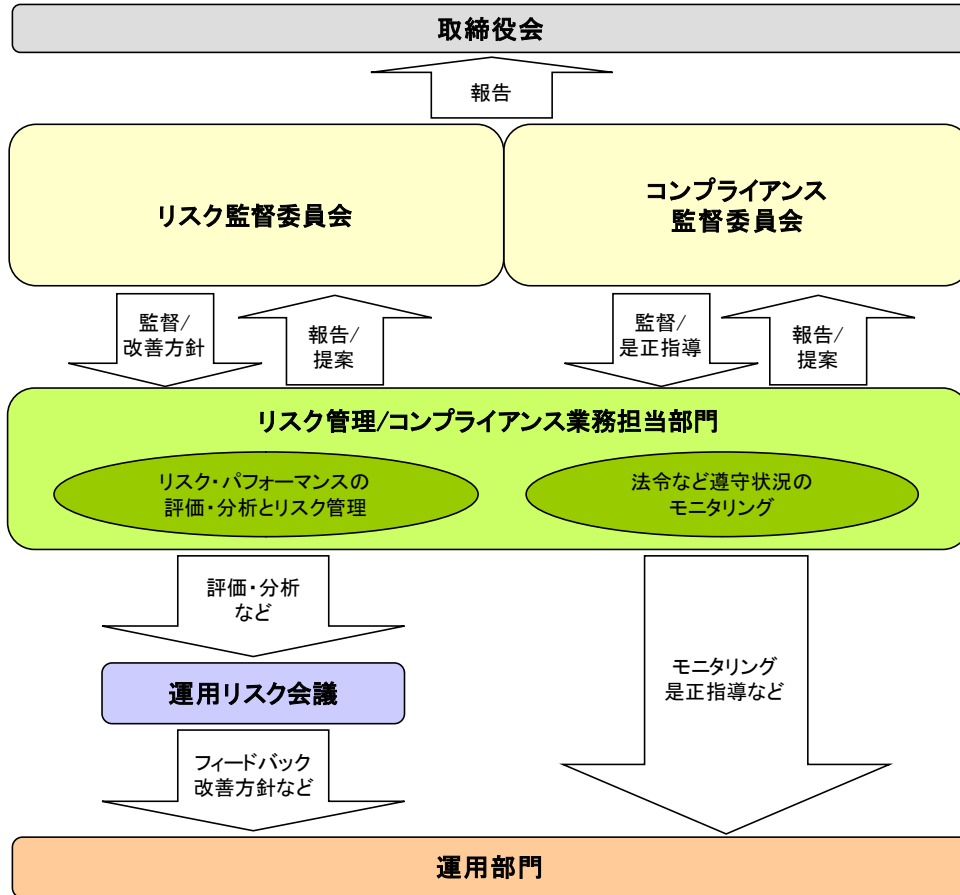
- ・解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動に関する事項

一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有している有価証券を一度に大量に売却することがあります。その際は評価価格と実際の取引価格に差が生じるなどして、ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。

- ・基準価額の妥当性に疑義が生じた場合の取得・換金の停止に関する事項
ファンドの基準価額の算出に用いた評価価格と実際の取引価格に差が生じるなど、基準価額の妥当性に疑義が生じる場合は、委託会社の判断により、一時的に取得・換金の取扱いを停止する場合があります。
- ・運用制限や規制上の制限に関する事項
関係する法令規制上、または社内方針などにより取引が制限されることがあります。例えば、委託会社もしくは運用委託先またはこれらの関連会社が特定の銘柄の未公開情報を受領している場合には、当該銘柄の売買が制限されることがあります。また、委託会社もしくは運用委託先またはこれらの関連会社が行なう投資または他の運用業務に関連して、取引が制限されることもあります。したがって、これらの制限により当ファンドの運用実績に影響を及ぼす可能性があります。
- ・法令・税制・会計方針などの変更に関する事項
ファンドに適用される法令・税制・会計方針などは、今後変更される場合があります。

(2) リスク管理体制

<日興アセットマネジメント株式会社（委託会社）におけるリスク管理体制>



■全社的リスク管理

当社では運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理／コンプライアンス業務担当部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。当社グループの法令などの遵守状況についてはコンプライアンス部門が事務局を務めるコンプライアンス監督委員会、リスク管理状況についてはリスク管理部門が事務局を務めるリスク監督委員会を通して経営陣に報告され、更に年一度以上取締役会に対して全体的な活動状況を報告しております。両委員会およびそれに関連する部門別会議においては、法令遵守状況や各種リスク（運用リスク（流動性リスクを含む）、市場リスク、カウンターパーティーリスク、オペレーショナルリスク（事務リスクを含む）など）に関するモニタリングとその報告に加えて、重要事故への対応と各種リスク対応、事故防止のための施策やその管理手法の構築などの支援に努めております。

■運用状況の評価・分析および運用リスク管理

ファンド財産について運用状況の評価・分析および運用リスク（流動性リスクを含む）の管理状況をモニタリングします。運用パフォーマンスおよび運用リスクに係る評価と分析の結果については運用リスク会議に報告し、運用リスク（流動性リスクを含む）の管理状況についてはリスク監督委員会へ報告され、問題点の原因の究明や改善策の策定が図られます。加えて外部委託運用部門は、外部委託ファンドの運用管理を行ない、投資方針に沿った運用が行なわれているかなどのモニタリングを行なっています。

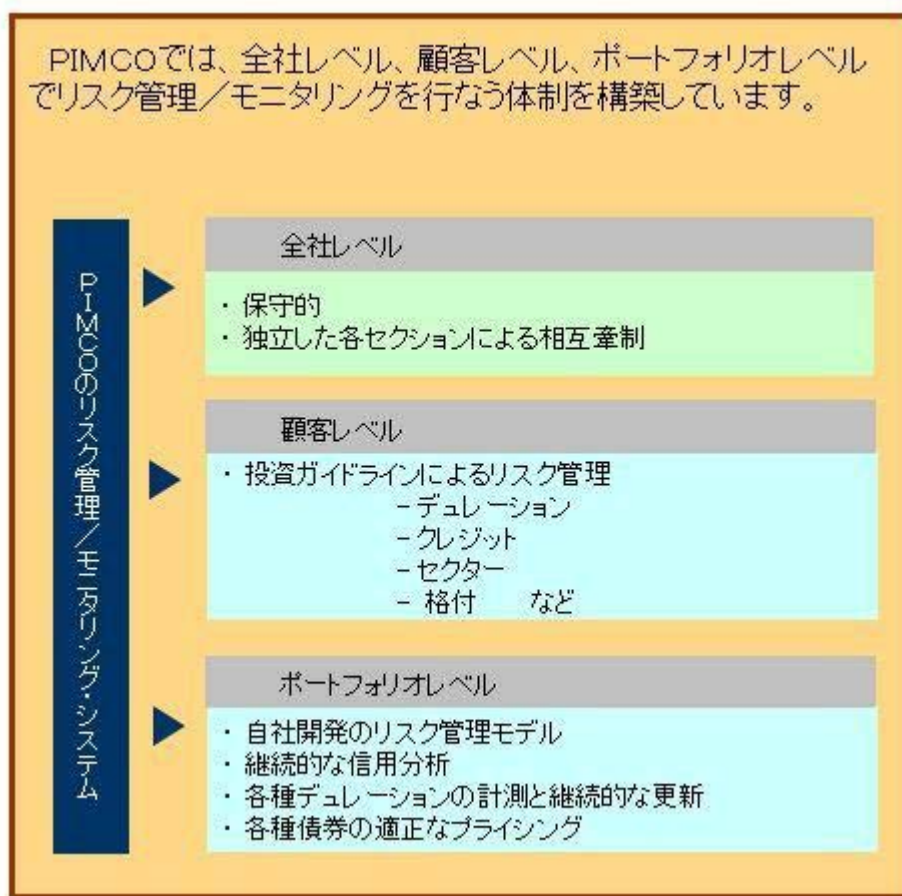
■法令など遵守状況のモニタリング

運用における法令・諸規則、信託約款などの遵守状況については、コンプライアンス業務担当部門が管理を行ないます。問題点についてはコンプライアンス関連の委員会に報告され、必要に応じ運用部門に対し是正指導が行なわれるなど、適切に管理・監督を行ないます。

※上記体制は2024年1月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

< P I M C Oにおけるリスク管理体制>

ポートフォリオのリスク管理体制について、P I M C Oは、お客様のポートフォリオ運用において実効性のある管理を行なうためには、異なる機能を有するセクションが相互牽制を働かせ、多面的なリスク管理、モニタリングを行なうことが不可欠であると考えています。全てのポートフォリオと全ての取引はポートフォリオ・マネジメント、アカウント・マネジメント、コンプライアンス／リーガルの3つの独立した部門が互いに牽制しあう形で監視することにより、システムの信頼性を保っています。



※上記は 2023 年 12 月末現在のものです。

(参考情報)

Aコース(為替ヘッジなし)

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率(%))

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	7.7%	9.1%	16.8%	7.6%	-0.7%	3.9%	5.2%
最大値	21.9%	42.1%	59.8%	62.7%	5.4%	14.8%	21.5%
最小値	-7.6%	-11.4%	-12.4%	-19.4%	-5.5%	-6.1%	-8.8%

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2019年2月から2024年1月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



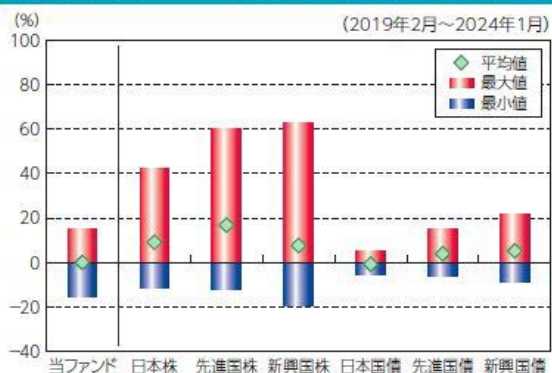
※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

※分配金再投資基準価額は、2019年2月末の基準価額を起点として指数化しています。

※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

Bコース(為替ヘッジあり)

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率(%))

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	0.0%	9.1%	16.8%	7.6%	-0.7%	3.9%	5.2%
最大値	15.1%	42.1%	59.8%	62.7%	5.4%	14.8%	21.5%
最小値	-15.1%	-11.4%	-12.4%	-19.4%	-5.5%	-6.1%	-8.8%

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2019年2月から2024年1月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株……TOPIX(東証株価指数)配当込み

先進国株……MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)

新興国株……MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債……NOMURA-BPI国債

先進国債……FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債……JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ヘッジなし、円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

※分配金再投資基準価額は、2019年2月末の基準価額を起点として指数化しています。

※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

TOPIX（東証株価指数）配当込み

当指数は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は株式会社 J P X 総研または株式会社 J P X 総研の関連会社に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス（配当込み、円ベース）

当指数は、MSCI Inc. が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）

当指数は、MSCI Inc. が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

NOMURA-BPI 国債

当指数は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社（以下「NFRC」）が公表している指数で、その知的財産権は NFRC に帰属します。なお、NFRC は、対象インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、対象インデックスを用いて行われる日興アセットマネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

当指数は、FTSE Fixed Income LLC により運営されている債券インデックスです。当指数は FTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、指数に関するすべての権利は FTSE Fixed Income LLC が有しています。

JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバースィファイド（円ヘッジなし、円ベース）

当指数は、J.P. Morgan Securities LLC が算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、当指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLC に帰属します。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込手数料（スイッチングの際の申込手数料を含みます。）につきましては、販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社の照会先にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は2.2%（税抜2%）が上限となっております。
- ・申込手数料の額（1口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。
- ・＜分配金再投資コース＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。
- ・販売会社によっては、償還乗換、乗換優遇の適用を受けることができる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。

(2) 【換金（解約）手数料】

- ① 換金手数料
ありません。
- ② 信託財産留保額
ありません。

(3) 【信託報酬等】

- ① 信託報酬
信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年1.65%（税抜1.5%）の率を乗じて得た額とします。
- ② 信託報酬の配分
信託報酬の配分（年率）は、以下の通りとします。

信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率			
合計	委託会社	販売会社	受託会社
1.50%	0.80%	0.65%	0.05%

委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

※投資顧問会社が受ける報酬は、上記委託会社が受ける信託報酬の中から支払います。

- ③ 支払時期
信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

(4) 【その他の手数料等】

信託財産に関する以下の費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

- ① 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料。
- ② 信託財産の財務諸表の監査に要する費用（日々、計上されます。）。
- ③ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、解約に伴う支払資金の手当てなどを目的とした借入金の利息および受託会社の立て替えた立替金の利息。

＜投資対象とする投資信託証券に係る費用＞

「PIMCO米国ハイイールド・ファンド（為替ヘッジなし）」

「PIMCO米国ハイイールド・ファンド（為替ヘッジあり）」

- ・有価証券売買時の売買委託手数料
- ・先物・オプション取引に要する費用 など

「マネー・マーケット・マザーファンド」

- ・組入有価証券の売買時の売買委託手数料
- ・信託事務の処理に要する諸費用
- ・信託財産に関する租税 など

※監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。

※監査費用、売買委託手数料などは、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため、表示することができません。

投資家の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

- ・公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。
- ・当ファンドは、NISAの対象ではありません。

① 個人受益者の場合

1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）*については譲渡所得として、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

※解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

※確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

② 法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③ 個別元本

1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

④ 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一

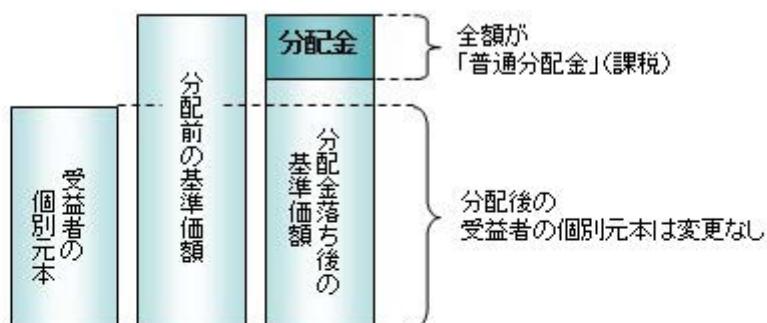
部払戻しに相当する部分)の区分があります。

2) 受益者が収益分配金を受け取る際

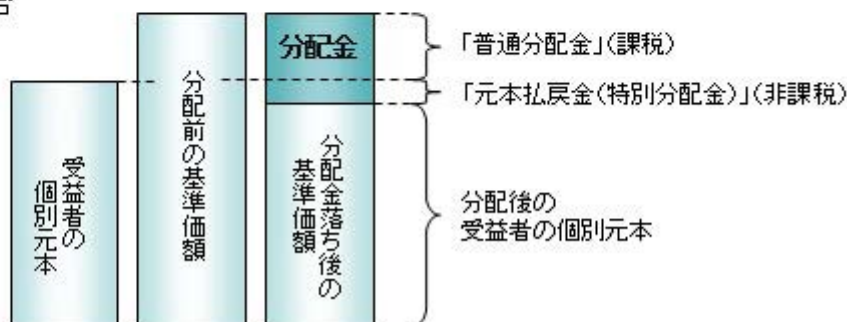
- イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
- ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。
- ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は 2024 年 4 月 22 日現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

(参考情報)ファンドの総経費率

対象期間:2023年7月21日~2024年1月22日

	総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
ビムコ・ハイイールド・ファンド Aコース(為替ヘッジなし)	1.64%	1.64%	0.00%
ビムコ・ハイイールド・ファンド Bコース(為替ヘッジあり)	1.64%	1.64%	0.00%

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。

※その他費用は、投資先ファンドが支払った費用を含みます。

※投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※運用管理費用の内訳等の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5【運用状況】

【ピムコ・ハイイールド・ファンド Aコース（為替ヘッジなし）】

以下の運用状況は 2024 年 1 月 31 日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	バミューダ	5,490,970,794	98.56
親投資信託受益証券	日本	5,545,638	0.10
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	—	74,547,711	1.34
合計（純資産総額）		5,571,064,143	100.00

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
バミューダ	投資信託受益証券	PIMCO米国ハイイールド・ファンド（為替ヘッジなし）	491,626	11,106	5,459,998,356	11,169	5,490,970,794	98.56
日本	親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	5,466,915	1.0143	5,545,638	1.0144	5,545,638	0.10

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.56
親投資信託受益証券	0.10
合 計	98.66

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

期別	純資産総額 (百万円)		1口当たり純資産額 (円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第 21 特定期間末 (2014 年 7 月 22 日)	10,045	10,086	0.9000	0.9036
第 22 特定期間末 (2015 年 1 月 20 日)	10,072	10,115	1.0072	1.0115
第 23 特定期間末 (2015 年 7 月 21 日)	9,634	9,672	1.0577	1.0619
第 24 特定期間末 (2016 年 1 月 20 日)	7,689	7,725	0.8984	0.9026
第 25 特定期間末 (2016 年 7 月 20 日)	7,152	7,179	0.8868	0.8902
第 26 特定期間末 (2017 年 1 月 20 日)	7,454	7,482	0.9719	0.9756
第 27 特定期間末 (2017 年 7 月 20 日)	8,007	8,036	0.9572	0.9607
第 28 特定期間末 (2018 年 1 月 22 日)	7,298	7,325	0.9377	0.9412
第 29 特定期間末 (2018 年 7 月 20 日)	6,913	6,939	0.9244	0.9278
第 30 特定期間末 (2019 年 1 月 21 日)	6,361	6,387	0.8869	0.8904
第 31 特定期間末 (2019 年 7 月 22 日)	6,195	6,218	0.8983	0.9016
第 32 特定期間末 (2020 年 1 月 20 日)	6,233	6,255	0.9357	0.9390
第 33 特定期間末 (2020 年 7 月 20 日)	5,657	5,677	0.8714	0.8745
第 34 特定期間末 (2021 年 1 月 20 日)	5,523	5,541	0.8834	0.8862
第 35 特定期間末 (2021 年 7 月 20 日)	5,461	5,478	0.9219	0.9248
第 36 特定期間末 (2022 年 1 月 20 日)	5,346	5,362	0.9471	0.9500
第 37 特定期間末 (2022 年 7 月 20 日)	5,492	5,513	1.0050	1.0088
第 38 特定期間末 (2023 年 1 月 20 日)	4,970	4,989	0.9511	0.9548
第 39 特定期間末 (2023 年 7 月 20 日)	5,215	5,236	1.0295	1.0336
第 40 特定期間末 (2024 年 1 月 22 日)	5,543	5,563	1.1168	1.1209
2023 年 1 月末日	5,041	—	0.9649	—
2 月末日	5,158	—	0.9899	—
3 月末日	5,014	—	0.9663	—
4 月末日	5,076	—	0.9838	—
5 月末日	5,201	—	1.0141	—
6 月末日	5,358	—	1.0544	—
7 月末日	5,224	—	1.0327	—
8 月末日	5,391	—	1.0723	—
9 月末日	5,380	—	1.0774	—
10 月末日	5,264	—	1.0569	—
11 月末日	5,439	—	1.0925	—
12 月末日	5,334	—	1.0741	—

2024 年 1 月末日	5,571	—	1.1226	—
--------------	-------	---	--------	---

(注) 分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

②【分配の推移】

期	期間	1 口当たりの分配金 (円)
第 21 特定期間	2014 年 1 月 21 日～2014 年 7 月 22 日	0.0222
第 22 特定期間	2014 年 7 月 23 日～2015 年 1 月 20 日	0.0235
第 23 特定期間	2015 年 1 月 21 日～2015 年 7 月 21 日	0.0251
第 24 特定期間	2015 年 7 月 22 日～2016 年 1 月 20 日	0.0253
第 25 特定期間	2016 年 1 月 21 日～2016 年 7 月 20 日	0.0225
第 26 特定期間	2016 年 7 月 21 日～2017 年 1 月 20 日	0.0206
第 27 特定期間	2017 年 1 月 21 日～2017 年 7 月 20 日	0.0211
第 28 特定期間	2017 年 7 月 21 日～2018 年 1 月 22 日	0.0209
第 29 特定期間	2018 年 1 月 23 日～2018 年 7 月 20 日	0.0202
第 30 特定期間	2018 年 7 月 21 日～2019 年 1 月 21 日	0.0212
第 31 特定期間	2019 年 1 月 22 日～2019 年 7 月 22 日	0.0208
第 32 特定期間	2019 年 7 月 23 日～2020 年 1 月 20 日	0.0198
第 33 特定期間	2020 年 1 月 21 日～2020 年 7 月 20 日	0.0193
第 34 特定期間	2020 年 7 月 21 日～2021 年 1 月 20 日	0.0174
第 35 特定期間	2021 年 1 月 21 日～2021 年 7 月 20 日	0.0172
第 36 特定期間	2021 年 7 月 21 日～2022 年 1 月 20 日	0.0171
第 37 特定期間	2022 年 1 月 21 日～2022 年 7 月 20 日	0.0199
第 38 特定期間	2022 年 7 月 21 日～2023 年 1 月 20 日	0.0230
第 39 特定期間	2023 年 1 月 21 日～2023 年 7 月 20 日	0.0231
第 40 特定期間	2023 年 7 月 21 日～2024 年 1 月 22 日	0.0255

③【収益率の推移】

期	期間	収益率 (%)
第 21 特定期間	2014 年 1 月 21 日～2014 年 7 月 22 日	△0.45
第 22 特定期間	2014 年 7 月 23 日～2015 年 1 月 20 日	14.52
第 23 特定期間	2015 年 1 月 21 日～2015 年 7 月 21 日	7.51
第 24 特定期間	2015 年 7 月 22 日～2016 年 1 月 20 日	△12.67
第 25 特定期間	2016 年 1 月 21 日～2016 年 7 月 20 日	1.21
第 26 特定期間	2016 年 7 月 21 日～2017 年 1 月 20 日	11.92
第 27 特定期間	2017 年 1 月 21 日～2017 年 7 月 20 日	0.66
第 28 特定期間	2017 年 7 月 21 日～2018 年 1 月 22 日	0.15
第 29 特定期間	2018 年 1 月 23 日～2018 年 7 月 20 日	0.74
第 30 特定期間	2018 年 7 月 21 日～2019 年 1 月 21 日	△1.76
第 31 特定期間	2019 年 1 月 22 日～2019 年 7 月 22 日	3.63
第 32 特定期間	2019 年 7 月 23 日～2020 年 1 月 20 日	6.37

第 33 特定期間	2020 年 1 月 21 日～2020 年 7 月 20 日	△4. 81
第 34 特定期間	2020 年 7 月 21 日～2021 年 1 月 20 日	3. 37
第 35 特定期間	2021 年 1 月 21 日～2021 年 7 月 20 日	6. 31
第 36 特定期間	2021 年 7 月 21 日～2022 年 1 月 20 日	4. 59
第 37 特定期間	2022 年 1 月 21 日～2022 年 7 月 20 日	8. 21
第 38 特定期間	2022 年 7 月 21 日～2023 年 1 月 20 日	△3. 07
第 39 特定期間	2023 年 1 月 21 日～2023 年 7 月 20 日	10. 67
第 40 特定期間	2023 年 7 月 21 日～2024 年 1 月 22 日	10. 96

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第 21 特定期間	2014 年 1 月 21 日～2014 年 7 月 22 日	61, 622, 629	878, 907, 287
第 22 特定期間	2014 年 7 月 23 日～2015 年 1 月 20 日	43, 579, 887	1, 205, 863, 627
第 23 特定期間	2015 年 1 月 21 日～2015 年 7 月 21 日	63, 372, 392	954, 478, 482
第 24 特定期間	2015 年 7 月 22 日～2016 年 1 月 20 日	40, 908, 880	590, 455, 013
第 25 特定期間	2016 年 1 月 21 日～2016 年 7 月 20 日	69, 791, 269	564, 375, 132
第 26 特定期間	2016 年 7 月 21 日～2017 年 1 月 20 日	230, 432, 532	625, 308, 429
第 27 特定期間	2017 年 1 月 21 日～2017 年 7 月 20 日	2, 410, 101, 711	1, 714, 181, 685
第 28 特定期間	2017 年 7 月 21 日～2018 年 1 月 22 日	1, 095, 670, 098	1, 678, 140, 765
第 29 特定期間	2018 年 1 月 23 日～2018 年 7 月 20 日	85, 041, 226	388, 654, 357
第 30 特定期間	2018 年 7 月 21 日～2019 年 1 月 21 日	70, 093, 792	376, 252, 921
第 31 特定期間	2019 年 1 月 22 日～2019 年 7 月 22 日	27, 423, 987	303, 593, 351
第 32 特定期間	2019 年 7 月 23 日～2020 年 1 月 20 日	26, 620, 347	262, 655, 145
第 33 特定期間	2020 年 1 月 21 日～2020 年 7 月 20 日	31, 519, 778	200, 606, 403
第 34 特定期間	2020 年 7 月 21 日～2021 年 1 月 20 日	21, 922, 434	261, 671, 669
第 35 特定期間	2021 年 1 月 21 日～2021 年 7 月 20 日	20, 919, 618	349, 665, 753
第 36 特定期間	2021 年 7 月 21 日～2022 年 1 月 20 日	25, 081, 036	303, 812, 374
第 37 特定期間	2022 年 1 月 21 日～2022 年 7 月 20 日	21, 812, 234	201, 440, 202
第 38 特定期間	2022 年 7 月 21 日～2023 年 1 月 20 日	26, 785, 842	266, 031, 316
第 39 特定期間	2023 年 1 月 21 日～2023 年 7 月 20 日	33, 945, 283	193, 388, 381
第 40 特定期間	2023 年 7 月 21 日～2024 年 1 月 22 日	34, 572, 732	138, 079, 818

【ピムコ・ハイイールド・ファンド Bコース（為替ヘッジあり）】

以下の運用状況は 2024 年 1 月 31 日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	バミューダ	789,168,116	98.54
親投資信託受益証券	日本	785,251	0.10
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	—	10,893,187	1.36
合計（純資産総額）		800,846,554	100.00

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
バミューダ	投資信託受益証券	PIMCO米国ハイイールド・ファンド（為替ヘッジあり）	102,052	7,689	784,677,828	7,733	789,168,116	98.54
日本	親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	774,104	1.0144	785,251	1.0144	785,251	0.10

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.54
親投資信託受益証券	0.10
合 計	98.64

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

期別	純資産総額 (百万円)		1口当たり純資産額 (円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第 21 特定期間末 (2014 年 7 月 22 日)	1,725	1,732	0.9580	0.9618
第 22 特定期間末 (2015 年 1 月 20 日)	1,227	1,232	0.9230	0.9267
第 23 特定期間末 (2015 年 7 月 21 日)	1,105	1,109	0.9178	0.9214
第 24 特定期間末 (2016 年 1 月 20 日)	943	947	0.8207	0.8242
第 25 特定期間末 (2016 年 7 月 20 日)	987	990	0.8895	0.8926
第 26 特定期間末 (2017 年 1 月 20 日)	3,161	3,171	0.8945	0.8972
第 27 特定期間末 (2017 年 7 月 20 日)	2,767	2,775	0.9046	0.9071
第 28 特定期間末 (2018 年 1 月 22 日)	2,060	2,065	0.8923	0.8944
第 29 特定期間末 (2018 年 7 月 20 日)	1,859	1,862	0.8617	0.8634
第 30 特定期間末 (2019 年 1 月 21 日)	1,704	1,707	0.8486	0.8502
第 31 特定期間末 (2019 年 7 月 22 日)	1,614	1,617	0.8716	0.8730
第 32 特定期間末 (2020 年 1 月 20 日)	1,475	1,478	0.8841	0.8858
第 33 特定期間末 (2020 年 7 月 20 日)	1,379	1,384	0.8456	0.8484
第 34 特定期間末 (2021 年 1 月 20 日)	1,231	1,235	0.8777	0.8803
第 35 特定期間末 (2021 年 7 月 20 日)	1,131	1,135	0.8693	0.8719
第 36 特定期間末 (2022 年 1 月 20 日)	1,022	1,025	0.8536	0.8561
第 37 特定期間末 (2022 年 7 月 20 日)	873	875	0.7520	0.7535
第 38 特定期間末 (2023 年 1 月 20 日)	862	862	0.7556	0.7561
第 39 特定期間末 (2023 年 7 月 20 日)	819	819	0.7530	0.7535
第 40 特定期間末 (2024 年 1 月 22 日)	808	808	0.7609	0.7614
2023 年 1 月末日	862	—	0.7552	—
2 月末日	846	—	0.7418	—
3 月末日	834	—	0.7413	—
4 月末日	824	—	0.7459	—
5 月末日	814	—	0.7369	—
6 月末日	817	—	0.7450	—
7 月末日	812	—	0.7507	—
8 月末日	809	—	0.7490	—
9 月末日	800	—	0.7343	—
10 月末日	785	—	0.7215	—
11 月末日	813	—	0.7510	—
12 月末日	824	—	0.7685	—

2024 年 1 月末日	800	—	0.7649	—
--------------	-----	---	--------	---

(注) 分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

②【分配の推移】

期	期間	1 口当たりの分配金 (円)
第 21 特定期間	2014 年 1 月 21 日～2014 年 7 月 22 日	0.0232
第 22 特定期間	2014 年 7 月 23 日～2015 年 1 月 20 日	0.0224
第 23 特定期間	2015 年 1 月 21 日～2015 年 7 月 21 日	0.0219
第 24 特定期間	2015 年 7 月 22 日～2016 年 1 月 20 日	0.0215
第 25 特定期間	2016 年 1 月 21 日～2016 年 7 月 20 日	0.0194
第 26 特定期間	2016 年 7 月 21 日～2017 年 1 月 20 日	0.0176
第 27 特定期間	2017 年 1 月 21 日～2017 年 7 月 20 日	0.0157
第 28 特定期間	2017 年 7 月 21 日～2018 年 1 月 22 日	0.0135
第 29 特定期間	2018 年 1 月 23 日～2018 年 7 月 20 日	0.0113
第 30 特定期間	2018 年 7 月 21 日～2019 年 1 月 21 日	0.0098
第 31 特定期間	2019 年 1 月 22 日～2019 年 7 月 22 日	0.0086
第 32 特定期間	2019 年 7 月 23 日～2020 年 1 月 20 日	0.0099
第 33 特定期間	2020 年 1 月 21 日～2020 年 7 月 20 日	0.0147
第 34 特定期間	2020 年 7 月 21 日～2021 年 1 月 20 日	0.0161
第 35 特定期間	2021 年 1 月 21 日～2021 年 7 月 20 日	0.0157
第 36 特定期間	2021 年 7 月 21 日～2022 年 1 月 20 日	0.0150
第 37 特定期間	2022 年 1 月 21 日～2022 年 7 月 20 日	0.0121
第 38 特定期間	2022 年 7 月 21 日～2023 年 1 月 20 日	0.0044
第 39 特定期間	2023 年 1 月 21 日～2023 年 7 月 20 日	0.0030
第 40 特定期間	2023 年 7 月 21 日～2024 年 1 月 22 日	0.0030

③【収益率の推移】

期	期間	収益率 (%)
第 21 特定期間	2014 年 1 月 21 日～2014 年 7 月 22 日	2.25
第 22 特定期間	2014 年 7 月 23 日～2015 年 1 月 20 日	△1.32
第 23 特定期間	2015 年 1 月 21 日～2015 年 7 月 21 日	1.81
第 24 特定期間	2015 年 7 月 22 日～2016 年 1 月 20 日	△8.24
第 25 特定期間	2016 年 1 月 21 日～2016 年 7 月 20 日	10.75
第 26 特定期間	2016 年 7 月 21 日～2017 年 1 月 20 日	2.54
第 27 特定期間	2017 年 1 月 21 日～2017 年 7 月 20 日	2.88
第 28 特定期間	2017 年 7 月 21 日～2018 年 1 月 22 日	0.13
第 29 特定期間	2018 年 1 月 23 日～2018 年 7 月 20 日	△2.16
第 30 特定期間	2018 年 7 月 21 日～2019 年 1 月 21 日	△0.38
第 31 特定期間	2019 年 1 月 22 日～2019 年 7 月 22 日	3.72
第 32 特定期間	2019 年 7 月 23 日～2020 年 1 月 20 日	2.57

第 33 特定期間	2020 年 1 月 21 日～2020 年 7 月 20 日	△2.69
第 34 特定期間	2020 年 7 月 21 日～2021 年 1 月 20 日	5.70
第 35 特定期間	2021 年 1 月 21 日～2021 年 7 月 20 日	0.83
第 36 特定期間	2021 年 7 月 21 日～2022 年 1 月 20 日	△0.08
第 37 特定期間	2022 年 1 月 21 日～2022 年 7 月 20 日	△10.49
第 38 特定期間	2022 年 7 月 21 日～2023 年 1 月 20 日	1.06
第 39 特定期間	2023 年 1 月 21 日～2023 年 7 月 20 日	0.05
第 40 特定期間	2023 年 7 月 21 日～2024 年 1 月 22 日	1.45

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第 21 特定期間	2014 年 1 月 21 日～2014 年 7 月 22 日	110,725,019	328,148,774
第 22 特定期間	2014 年 7 月 23 日～2015 年 1 月 20 日	38,536,326	510,293,657
第 23 特定期間	2015 年 1 月 21 日～2015 年 7 月 21 日	43,546,699	168,524,363
第 24 特定期間	2015 年 7 月 22 日～2016 年 1 月 20 日	13,022,461	68,585,825
第 25 特定期間	2016 年 1 月 21 日～2016 年 7 月 20 日	12,044,335	51,372,941
第 26 特定期間	2016 年 7 月 21 日～2017 年 1 月 20 日	2,586,273,728	161,755,140
第 27 特定期間	2017 年 1 月 21 日～2017 年 7 月 20 日	2,220,173,936	2,695,015,680
第 28 特定期間	2017 年 7 月 21 日～2018 年 1 月 22 日	402,604,742	1,152,500,089
第 29 特定期間	2018 年 1 月 23 日～2018 年 7 月 20 日	44,464,737	196,558,983
第 30 特定期間	2018 年 7 月 21 日～2019 年 1 月 21 日	32,241,026	181,526,707
第 31 特定期間	2019 年 1 月 22 日～2019 年 7 月 22 日	7,238,580	163,077,538
第 32 特定期間	2019 年 7 月 23 日～2020 年 1 月 20 日	6,970,485	189,995,576
第 33 特定期間	2020 年 1 月 21 日～2020 年 7 月 20 日	15,037,029	52,920,783
第 34 特定期間	2020 年 7 月 21 日～2021 年 1 月 20 日	10,800,174	238,735,251
第 35 特定期間	2021 年 1 月 21 日～2021 年 7 月 20 日	12,238,376	113,863,054
第 36 特定期間	2021 年 7 月 21 日～2022 年 1 月 20 日	7,075,901	111,402,144
第 37 特定期間	2022 年 1 月 21 日～2022 年 7 月 20 日	12,303,460	48,068,322
第 38 特定期間	2022 年 7 月 21 日～2023 年 1 月 20 日	15,545,054	36,559,853
第 39 特定期間	2023 年 1 月 21 日～2023 年 7 月 20 日	5,565,604	58,583,872
第 40 特定期間	2023 年 7 月 21 日～2024 年 1 月 22 日	19,054,040	44,752,958

(参考)

マネー・マーケット・マザーファンド

以下の運用状況は 2024 年 1 月 31 日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	—	20,474,395	100.00
合計（純資産総額）		20,474,395	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

該当事項はありません。

ロ. 種類別の投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

Aコース(為替ヘッジなし)

基準価額・純資産の推移



基準価額 11,226円
純資産総額 55.71億円

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。
※分配金再投資基準価額は、2014年1月末の基準価額を起点として指数化しています。
※分配金再投資基準価額は当ファンドに過去10年間、分配実績があった場合に、当該分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものである点にご留意ください。

分配の推移(税引前、1万口当たり)

2023年9月	2023年10月	2023年11月	2023年12月	2024年1月	直近1年間累計	設定来累計
42円	44円	44円	44円	41円	486円	9,601円

主要な資産の状況

＜資産構成比＞

組入資産	比率
PIMCO米国ハイイールド・ファンド(為替ヘッジなし)	98.6%
マネー・マーケット・マザー・ファンド	0.1%
現金その他	1.3%
合計	100.0%

※対純資産総額比です。

PIMCOバミューダ米国ハイイールド・ファンド(M)の内容

＜債券組入上位10銘柄＞

	銘柄	クーポン(%)	償還日	業種別	通貨	格付	比率
1	U.S. TREASURY NOTE	3.125	2027/8/31	DEVELOPED SOVEREIGNS	USD	AAA	1.7%
2	MEDLINE INDUSTRIES SEC 144A SMR	3.875	2029/4/1	HEALTHCARE	USD	B+	1.1%
3	AMERICAN AIRLINES/AADVAN 144A	5.750	2029/4/20	AIRLINES	USD	BB+	1.1%
4	TRANSDIGM TL1 TSFR1M	8.598	2028/8/24	AEROSPACE/DEFENSE	USD	BB-	1.1%
5	TENET HEALTHCARE CORP 1L	4.875	2026/1/1	HEALTHCARE	USD	BB-	0.9%
6	GFL ENVIRONMENTAL INC SR UNSEC 144A	4.000	2028/8/1	ENVIRONMENTAL	USD	B-	0.8%
7	VALARIS LTD SR SEC 2L 144A SMR	8.375	2030/4/30	OILFIELD SERVICES	USD	BB	0.7%
8	VENTURE GLOBAL CALCASIEU 1L 144A	3.875	2033/11/1	PIPELINES	USD	BB+	0.7%
9	FREEDOM MORTGAGE CORP SR UNSEC 144A	12.000	2028/10/1	FINANCIAL OTHER	USD	B	0.7%
10	SERVICE PROPERTIES TRUST SR UNSEC	7.500	2025/9/15	REITS: HOTEL	USD	BB	0.7%

※「債券組入上位10銘柄」のクーポンは、CP、CDの場合、当該銘柄の利回りを示しています。

※比率は当外国投資信託の純資産に対する比率です。

＜利回り等＞

平均クーポン	6.0%	平均デュレーション	3.2年
平均直接利回り	6.2%	平均残存期間	5.0年
平均最終利回り	7.3%	平均格付	BB-

※左記は、組入の各債券を基に時価評価額のウェイトで加重平均したものです。

※直接利回りは、債券の時価価格に対する1年間に受取る利息の割合を表したものです。

※最終利回りは、債券を満期まで保有した場合の利回りです。

※各利回りは、当ファンドおよび組入債券の利回り、運用成果等について何ら約束をするものではありません。

※平均格付とは、データ基準日時点で当外国投資信託が保有している有価証券などに係る

信用格付を加重平均したものであり、当外国投資信託に係る信用格付ではありません。

※上記は、ピムコジャパンリミテッドより提供された情報です。

年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

※当ファンドには、ベンチマークはありません。

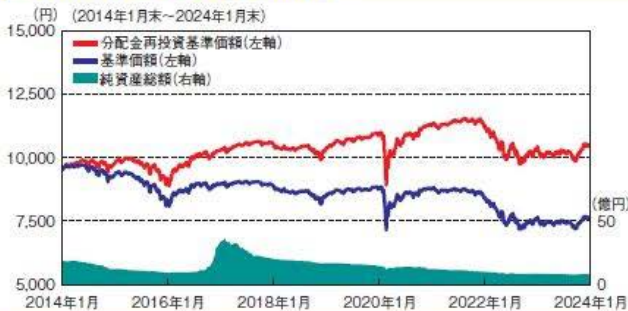
※2024年は、2024年1月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

Bコース(為替ヘッジあり)

基準価額・純資産の推移



基準価額 7,649円

純資産総額 8.00億円

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。
※分配金再投資基準価額は、2014年1月末の基準価額を起点として指数化しています。

※分配金再投資基準価額は当ファンドに過去10年間、分配実績があった場合に、当該分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものである点にご留意ください。

分配の推移(税引前、1万口当たり)

2023年9月	2023年10月	2023年11月	2023年12月	2024年1月	直近1年間累計	設定来累計
5円	5円	5円	5円	5円	60円	7,069円

主要な資産の状況

<資産構成比>

組入資産	比率
PIMCO米国ハイイールド・ファンド(為替ヘッジあり)	98.5%
マネー・マーケット・マザーファンド	0.1%
現金その他	1.4%
合計	100.0%

※対純資産総額比です。

PIMCOバミューダ米国ハイイールド・ファンド(M)の内容

<債券組入上位10銘柄>

	銘柄	クーポン(%)	償還日	業種別	通貨	格付	比率
1	U S TREASURY NOTE	3.125	2027/8/31	DEVELOPED SOVEREIGNS	USD	AAA	1.7%
2	MEDLINE INDUSTRIES SEC 144A SMR	3.875	2029/4/1	HEALTHCARE	USD	B+	1.1%
3	AMERICAN AIRLINES/AADVAN 144A	5.750	2029/4/20	AIRLINES	USD	BB+	1.1%
4	TRANSDIGM TL1TSFR1M	8.598	2028/8/24	AEROSPACE/DEFENSE	USD	BB-	1.1%
5	TENET HEALTHCARE CORP 1L	4.875	2026/1/1	HEALTHCARE	USD	BB-	0.9%
6	GFL ENVIRONMENTAL INC SR UNSEC 144A	4.000	2028/8/1	ENVIRONMENTAL	USD	B-	0.8%
7	VALARIS LTD SR SEC 2L 144A SMR	8.375	2030/4/30	OILFIELD SERVICES	USD	BB	0.7%
8	VENTURE GLOBAL CALCASIEU 1L 144A	3.875	2033/11/1	PIPELINES	USD	BB+	0.7%
9	FREEDOM MORTGAGE CORP SR UNSEC 144A	12.000	2028/10/1	FINANCIAL OTHER	USD	B	0.7%
10	SERVICE PROPERTIES TRUST SR UNSEC	7.500	2025/9/15	REITS: HOTEL	USD	BB	0.7%

※「債券組入上位10銘柄」のクーポンは、CP、CDの場合、当該銘柄の利回りを示しています。

※比率は当外国投資信託の純資産に対する比率です。

<利回り等>

平均クーポン	6.0%	平均デュレーション	3.2年
平均直接利回り	6.2%	平均残存期間	5.0年
平均最終利回り	7.3%	平均格付	BB-

※左記は、組入の各債券を基に時価評価額のウェイトで加重平均したものです。

※直接利回りは、債券の時価評価額に対する1年間に受取る利息の割合を表したものです。

※最終利回りは、債券を満期まで保有した場合の利回りです。

※各利回りは、当ファンドおよび組入債券の利回り、運用成果等について何ら約束をするものではありません。

※平均格付とは、データ基準日時点で当外国投資信託が保有している有価証券などに係る信用格付を加重平均したものであり、当外国投資信託に係る信用格付ではありません。

※上記は、ピムコジャパンリミテッドより提供された情報です。

年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

※当ファンドには、ベンチマークはありません。

※2024年は、2024年1月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

(2) コースの選択

収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース＞と＜分配金受取りコース＞の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

＜分配金再投資コース＞

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

＜分配金受取りコース＞

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

(3) スイッチング

- ・スイッチングとは、保有しているファンドを売却し、その売却代金をもって他のファンドを取得することで、売却するファンドと取得するファンドを同時に申込みいただきます。
- ・申込みの際に、スイッチングの旨をご指示ください。

※販売会社によっては、スイッチングが行なえない場合があります。

(4) 申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(5) 取扱時間

原則として、午後3時まで、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(6) 取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日に該当する場合は、取得の申込み（スイッチングを含みます。）の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(7) 申込金額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

(8) 申込単位

販売会社の照会先にお問い合わせください。

(9) 申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

(10) 受付の中止および取消

委託会社は、投資対象とする投資信託証券への投資ができない場合、金融商品取引所[※]における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込み（スイッチングを含みます。以下同じ。）の受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

(11) 償還乗換

- ・受益者は、証券投資信託の償還金額（手取額）の範囲内（単位型証券投資信託については、償還金額（手取額）とその元本額のいずれか大きい額とします。）で取得する口数に係る申込手数料を徴収されない措置の適用を受けることができます場合があります。この償還乗換優遇措置を採用するか否かの選択は販売会社に任せられておりますので、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ・この措置の適用を受ける受益者は、販売会社から、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求められることがあります。

(12) 乗換優遇

受益者は、信託期間終了日の1年前以内などの一定の要件を満たした証券投資信託を解約または買取請求により換金した際の代金をもって、換金を行なった販売会社において、取得申込みをする場合の手数料率が割引となる措置の適用を受けることができます場合があります。この乗換優遇措置を採用するか否かの選択は販売会社に任せられておりますので、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

2【換金（解約）手続等】

＜解約請求による換金＞

(1) 解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(2) 取扱時間

原則として、午後3時まで、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の扱いとなります。

(3) 解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日が下記のいずれかに該当する場合は、解約請求（スイッチングを含みます。）の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- ・ ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ 解約請求日から解約代金の支払開始日までの間（解約請求日および解約代金の支払開始日を除きます。）の全ての日がニューヨーク証券取引所の休業日に当たる場合

(4) 解約制限

ファンドの規模および商品性格などにに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(5) 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・ 基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス www.nikkoam.com/

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(6) 手取額

1口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。

※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

(7) 解約単位

1口単位

※販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(8) 解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

(9) 受付の中止および取消

- ・ 委託会社は、投資対象とする投資信託証券からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求（スイッチングを含みます。以下同じ。）の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
- ・ 解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

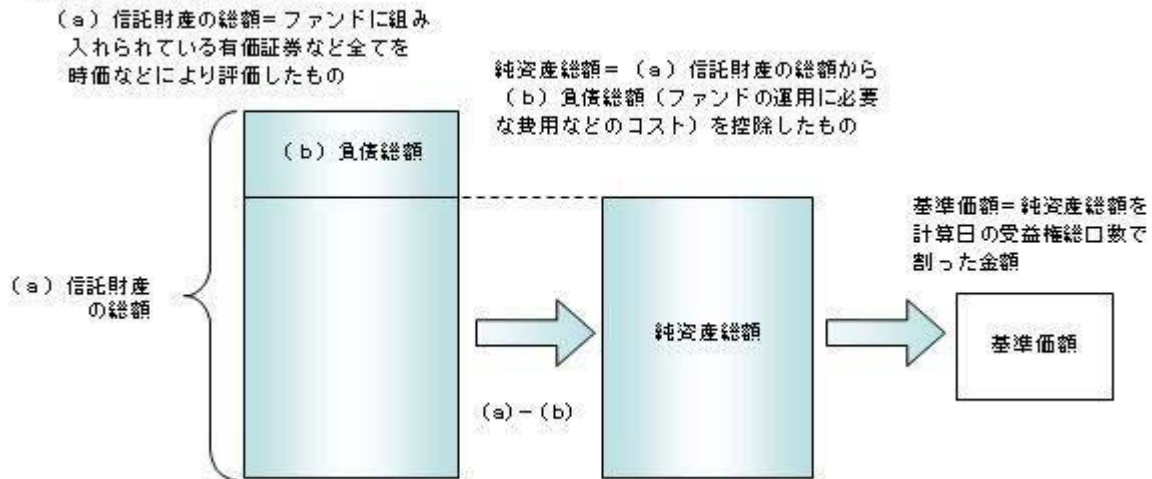
3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

① 基準価額の算出

- ・ 基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・ 基準価額とは、信託財産に属する資産を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



② 有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

<主な資産の評価方法>

◇投資信託証券（国内籍）

原則として、基準価額計算日の基準価額で評価します。

◇投資信託証券（外国籍）

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

③ 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス www.nikkoam.com/

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします（2004年3月10日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

毎月21日から翌月20日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

(5) 【その他】

① 信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。

イ) 受益者の解約により各ファンドの純資産総額の合計が30億円を下回ることとなった場合

ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき

ハ) やむを得ない事情が発生したとき

- 2) この場合、あらかじめ、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。

- 3) この繰上償還に異議のある受益者は、一定の期間内（1ヵ月以上で委託会社が定めます。以下同じ。）に異

議を述べることができます。(後述の「異議の申立て」をご覧ください。)

- 4) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「異議の申立て」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
- イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、一定の期間を設けてその公告および書面の交付が困難な場合
 - ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 - ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じ、異議申立の結果、信託約款の変更が成立の場合を除きます。）
 - ニ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 5) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

② 償還金について

- ・償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。
- ・償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

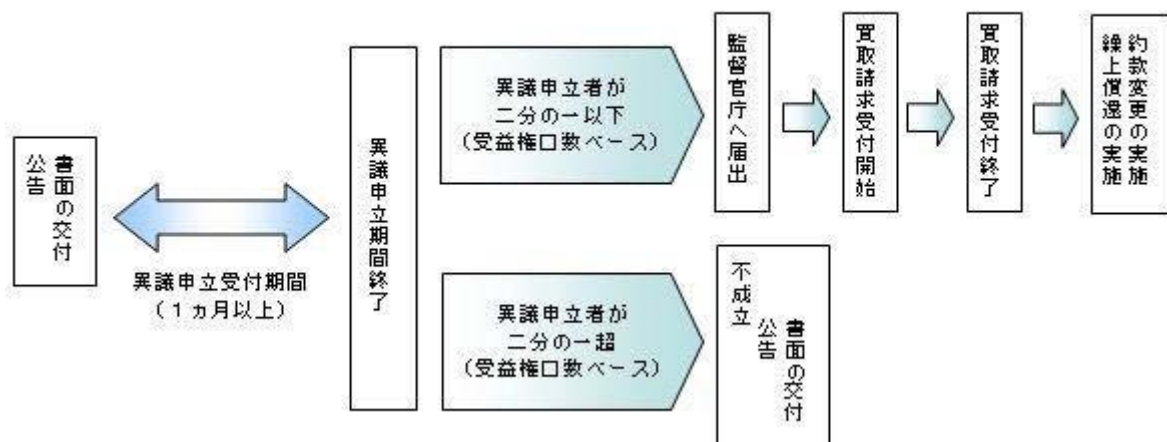
③ 信託約款の変更

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、その旨およびその内容などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。
- 3) この信託約款の変更に異議のある受益者は、一定の期間内に異議を述べることができます。(後述の「異議の申立て」をご覧ください。)
- 4) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「異議の申立て」の規定を適用します。

④ 異議の申立て

- 1) 繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続きにより異議を述べることができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一を超えるときは、繰上償還または信託約款の変更は行ないません。
- 2) 委託会社は、繰上償還または信託約款の変更を行わない場合は、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。
- 3) なお、一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一以下で、繰上償還、信託約款の変更を行なう場合は、異議を述べた受益者は受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

＜繰上償還、信託約款の重大な変更を行なう場合の手続きの流れ＞



⑤ 公告

公告は日本経済新聞に掲載します。

⑥ 運用報告書の作成

- ・委託会社は、年2回（1月、7月）および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
- ・交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して交付されます。

- ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページ アドレス www.nikkoam.com/

⑦ 関係法人との契約について

- ・販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。
- ・投資顧問会社との運用の指図に関する権限の委託契約は、当ファンドの信託期間終了まで存続します。ただし、投資顧問会社、委託会社が重大な契約違反を行なったとき、その他契約を継続し難い重大な事由があるときは、相手方に通知をなすことにより契約を終了することができます。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行なわない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

(3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

<ピムコ・ハイイールド・ファンド Aコース（為替ヘッジなし）>

<ピムコ・ハイイールド・ファンド Bコース（為替ヘッジあり）>

- （1） 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- （2） 当ファンドの計算期間は、6 ヶ月未満であるため、財務諸表は 6 ヶ月ごとに作成しております。
- （3） 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、2023 年 7 月 21 日から 2024 年 1 月 22 日までの特定期間の財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年4月10日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 辻村 和之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 榊原 康太
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているピムコ・ハイイールド・ファンド Aコース（為替ヘッジなし）の2023年7月21日から2024年1月22日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ピムコ・ハイイールド・ファンド Aコース（為替ヘッジなし）の2024年1月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、日興アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

1 【財務諸表】

【ピムコ・ハイイールド・ファンド Aコース（為替ヘッジなし）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 2023 年 7 月 20 日現在	当期 2024 年 1 月 22 日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	107,586,601	135,837,978
投資信託受益証券	5,132,042,735	5,459,998,356
親投資信託受益証券	4,957,984	5,399,863
未収入金	15,987,927	-
流動資産合計	5,260,575,247	5,601,236,197
資産合計	5,260,575,247	5,601,236,197
負債の部		
流動負債		
未払金	-	27,431,820
未払収益分配金	20,773,221	20,348,842
未払解約金	16,627,925	2,310,952
未払受託者報酬	239,096	269,892
未払委託者報酬	6,934,023	7,827,098
未払利息	191	36
その他未払費用	19,119	21,583
流動負債合計	44,593,575	58,210,223
負債合計	44,593,575	58,210,223
純資産の部		
元本等		
元本	5,066,639,387	4,963,132,301
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	149,342,285	579,893,673
（分配準備積立金）	681,677,419	788,361,535
元本等合計	5,215,981,672	5,543,025,974
純資産合計	5,215,981,672	5,543,025,974
負債純資産合計	5,260,575,247	5,601,236,197

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 2023 年 1 月 21 日 至 2023 年 7 月 20 日	当期 自 2023 年 7 月 21 日 至 2024 年 1 月 22 日
営業収益		
受取配当金	159,380,564	174,070,415
有価証券売買等損益	406,604,116	435,959,651
営業収益合計	565,984,680	610,030,066
営業費用		
支払利息	10,290	9,977
受託者報酬	1,399,309	1,506,103
委託者報酬	40,581,656	43,678,844
その他費用	112,004	120,432
営業費用合計	42,103,259	45,315,356
営業利益又は営業損失 (△)	523,881,421	564,714,710
経常利益又は経常損失 (△)	523,881,421	564,714,710
当期純利益又は当期純損失 (△)	523,881,421	564,714,710
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	1,702,030	1,743,724
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	△255,606,116	149,342,285
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,830,144	2,619,669
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,325,344	—
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	504,800	2,619,669
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,209,341	7,898,698
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,684,942	7,898,698
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	524,399	—
分配金	118,851,793	127,140,569
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	149,342,285	579,893,673

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	当ファンドの計算期間は原則として、毎月 21 日から翌月 20 日までとなっております。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものといたしますので、当特定期間は 2023 年 7 月 21 日から 2024 年 1 月 22 日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

	前期 2023 年 7 月 20 日現在	当期 2024 年 1 月 22 日現在
1. 期首元本額	5,226,082,485 円	5,066,639,387 円
期中追加設定元本額	33,945,283 円	34,572,732 円
期中一部解約元本額	193,388,381 円	138,079,818 円
2. 受益権の総数	5,066,639,387 口	4,963,132,301 口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 2023 年 1 月 21 日 至 2023 年 7 月 20 日	当期 自 2023 年 7 月 21 日 至 2024 年 1 月 22 日
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 16,792,310 円	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 18,073,892 円
2. 分配金の計算過程 自 2023 年 1 月 21 日 至 2023 年 2 月 20 日	2. 分配金の計算過程 自 2023 年 7 月 21 日 至 2023 年 8 月 21 日
A 計算期末における費用控除後の 配当等収益 25,161,861 円	A 計算期末における費用控除後の 配当等収益 26,998,963 円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益 0 円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益 0 円
C 信託約款に定める収益調整金 660,600,605 円	C 信託約款に定める収益調整金 641,297,517 円
D 信託約款に定める分配準備積立 金 682,988,212 円	D 信託約款に定める分配準備積立 金 675,653,497 円
E 分配対象収益 (A+B+C+D) 1,368,750,678 円	E 分配対象収益 (A+B+C+D) 1,343,949,977 円
F 分配対象収益(1 万口当たり) 2,625 円	F 分配対象収益(1 万口当たり) 2,674 円
G 分配金額 18,766,145 円	G 分配金額 20,103,545 円
H 分配金額(1 万口当たり) 36 円 自 2023 年 2 月 21 日 至 2023 年 3 月 20 日	H 分配金額(1 万口当たり) 40 円 自 2023 年 8 月 22 日 至 2023 年 9 月 20 日
A 計算期末における費用控除後の 配当等収益 19,359,900 円	A 計算期末における費用控除後の 配当等収益 26,711,829 円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益 0 円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益 0 円
C 信託約款に定める収益調整金 659,439,830 円	C 信託約款に定める収益調整金 637,755,237 円
D 信託約款に定める分配準備積立 金 687,018,488 円	D 信託約款に定める分配準備積立 金 677,504,916 円
E 分配対象収益 (A+B+C+D) 1,365,818,218 円	E 分配対象収益 (A+B+C+D) 1,341,971,982 円
F 分配対象収益(1 万口当たり) 2,626 円	F 分配対象収益(1 万口当たり) 2,687 円
G 分配金額 20,276,887 円	G 分配金額 20,971,815 円
H 分配金額(1 万口当たり) 39 円 自 2023 年 3 月 21 日 至 2023 年 4 月 20 日	H 分配金額(1 万口当たり) 42 円 自 2023 年 9 月 21 日 至 2023 年 10 月 20 日

A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	25,390,560 円	A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	21,350,933 円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0 円	B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0 円
C	信託約款に定める収益調整金	657,116,967 円	C	信託約款に定める収益調整金	636,888,373 円
D	信託約款に定める分配準備積立 金	682,560,451 円	D	信託約款に定める分配準備積立 金	680,657,978 円
E	分配対象収益 (A+B+C+D)	1,365,067,978 円	E	分配対象収益 (A+B+C+D)	1,338,897,284 円
F	分配対象収益(1 万口当たり)	2,637 円	F	分配対象収益(1 万口当たり)	2,688 円
G	分配金額	19,153,210 円	G	分配金額	21,913,031 円
H	分配金額(1 万口当たり)	37 円	H	分配金額(1 万口当たり)	44 円
	自 2023 年 4 月 21 日 至 2023 年 5 月 22 日			自 2023 年 10 月 21 日 至 2023 年 11 月 20 日	
A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	24,809,802 円	A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	29,170,631 円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0 円	B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0 円
C	信託約款に定める収益調整金	651,808,848 円	C	信託約款に定める収益調整金	637,873,179 円
D	信託約款に定める分配準備積立 金	682,262,259 円	D	信託約款に定める分配準備積立 金	678,842,794 円
E	分配対象収益 (A+B+C+D)	1,358,880,909 円	E	分配対象収益 (A+B+C+D)	1,345,886,604 円
F	分配対象収益(1 万口当たり)	2,648 円	F	分配対象収益(1 万口当たり)	2,702 円
G	分配金額	19,497,761 円	G	分配金額	21,908,530 円
H	分配金額(1 万口当たり)	38 円	H	分配金額(1 万口当たり)	44 円
	自 2023 年 5 月 23 日 至 2023 年 6 月 20 日			自 2023 年 11 月 21 日 至 2023 年 12 月 20 日	
A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	26,283,986 円	A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	21,567,815 円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0 円	B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0 円
C	信託約款に定める収益調整金	648,136,786 円	C	信託約款に定める収益調整金	638,219,274 円
D	信託約款に定める分配準備積立 金	682,149,877 円	D	信託約款に定める分配準備積立 金	684,929,456 円
E	分配対象収益 (A+B+C+D)	1,356,570,649 円	E	分配対象収益 (A+B+C+D)	1,344,716,545 円
F	分配対象収益(1 万口当たり)	2,661 円	F	分配対象収益(1 万口当たり)	2,702 円
G	分配金額	20,384,569 円	G	分配金額	21,894,806 円
H	分配金額(1 万口当たり)	40 円	H	分配金額(1 万口当たり)	44 円
	自 2023 年 6 月 21 日 至 2023 年 7 月 20 日			自 2023 年 12 月 21 日 至 2024 年 1 月 22 日	
A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	19,952,299 円	A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	28,022,643 円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0 円	B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	98,760,798 円
C	信託約款に定める収益調整金	645,952,133 円	C	信託約款に定める収益調整金	637,451,340 円
D	信託約款に定める分配準備積立 金	682,498,341 円	D	信託約款に定める分配準備積立 金	681,926,936 円
E	分配対象収益 (A+B+C+D)	1,348,402,773 円	E	分配対象収益 (A+B+C+D)	1,446,161,717 円
F	分配対象収益(1 万口当たり)	2,661 円	F	分配対象収益(1 万口当たり)	2,913 円
G	分配金額	20,773,221 円	G	分配金額	20,348,842 円
H	分配金額(1 万口当たり)	41 円	H	分配金額(1 万口当たり)	41 円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

	前期 自 2023 年 1 月 21 日 至 2023 年 7 月 20 日	当期 自 2023 年 7 月 21 日 至 2024 年 1 月 22 日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方	同左

	針」に基づき行っております。	
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

	前期 2023 年 7 月 20 日現在	当期 2024 年 1 月 22 日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

前期 (2023 年 7 月 20 日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△35,120,050
親投資信託受益証券	0
合計	△35,120,050

当期 (2024 年 1 月 22 日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	135,975,585
親投資信託受益証券	0
合計	135,975,585

(関連当事者との取引に関する注記)
該当事項はありません。

(1口当たり情報)

前期 2023年 7月 20日現在		当期 2024年 1月 22日現在	
1口当たり純資産額	1.0295円	1口当たり純資産額	1.1168円
(1万口当たり純資産額)	(10,295円)	(1万口当たり純資産額)	(11,168円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	PIMCO米国ハイイールド・ファンド（為替ヘッジなし）	491,626	5,459,998,356	
投資信託受益証券 合計		491,626	5,459,998,356	
親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	5,323,209	5,399,863	
親投資信託受益証券 合計		5,323,209	5,399,863	
合計		5,814,835	5,465,398,219	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

当ファンドは、「PIMCO米国ハイイールド・ファンド（為替ヘッジなし）」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は同投資信託です。なお、同投資信託の状況は後述の「ピムコ・ハイイールド・ファンド Bコース（為替ヘッジあり）」の参考情報として記載しております。ただし、当該情報は監査の対象外であります。

また、当ファンドは、「マネー・マーケット・マザーファンド」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は同親投資信託です。なお、同親投資信託の状況は後述の「ピムコ・ハイイールド・ファンド Bコース（為替ヘッジあり）」の参考情報として記載しております。ただし、当該情報は監査の対象外であります。

独立監査人の監査報告書

2024年4月10日

日興アセットマネジメント株式会社
取締役会御中

PwC Japan 有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 辻村 和之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 榊原 康太
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているピムコ・ハイイールド・ファンド Bコース（為替ヘッジあり）の2023年7月21日から2024年1月22日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ピムコ・ハイイールド・ファンド Bコース（為替ヘッジあり）の2024年1月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、日興アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

【ピムコ・ハイイールド・ファンド Bコース（為替ヘッジあり）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 2023 年 7 月 20 日現在	当期 2024 年 1 月 22 日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	14,245,177	13,043,954
投資信託受益証券	807,217,015	795,596,208
親投資信託受益証券	812,090	785,251
未収入金	-	8,791,640
流動資産合計	822,274,282	818,217,053
資産合計	822,274,282	818,217,053
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	543,901	531,051
未払解約金	1,500,157	8,321,240
未払受託者報酬	36,971	40,846
未払委託者報酬	1,072,487	1,184,815
未払利息	25	3
その他未払費用	2,948	3,258
流動負債合計	3,156,489	10,081,213
負債合計	3,156,489	10,081,213
純資産の部		
元本等		
元本	1,087,802,624	1,062,103,706
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△268,684,831	△253,967,866
（分配準備積立金）	27,086,077	24,075,775
元本等合計	819,117,793	808,135,840
純資産合計	819,117,793	808,135,840
負債純資産合計	822,274,282	818,217,053

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 2023 年 1 月 21 日 至 2023 年 7 月 20 日	当期 自 2023 年 7 月 21 日 至 2024 年 1 月 22 日
営業収益		
受取配当金	3,985,431	2,327,410
有価証券売買等損益	2,816,822	16,354,988
営業収益合計	6,802,253	18,682,398
営業費用		
支払利息	1,547	1,388
受託者報酬	227,233	226,220
委託者報酬	6,591,493	6,562,064
その他費用	18,136	18,041
営業費用合計	6,838,409	6,807,713
営業利益又は営業損失 (△)	△36,156	11,874,685
経常利益又は経常損失 (△)	△36,156	11,874,685
当期純利益又は当期純損失 (△)	△36,156	11,874,685
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	84,988	50,184
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	△278,776,483	△268,684,831
剰余金増加額又は欠損金減少額	14,964,298	11,076,526
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	14,964,298	11,076,526
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,411,028	4,945,321
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,411,028	4,945,321
分配金	3,340,474	3,238,741
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△268,684,831	△253,967,866

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	当ファンドの計算期間は原則として、毎月 21 日から翌月 20 日までとなっております。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものといたしますので、当特定期間は 2023 年 7 月 21 日から 2024 年 1 月 22 日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

	前期 2023 年 7 月 20 日現在	当期 2024 年 1 月 22 日現在
1. 期首元本額	1,140,820,892 円	1,087,802,624 円
期中追加設定元本額	5,565,604 円	19,054,040 円
期中一部解約元本額	58,583,872 円	44,752,958 円
2. 受益権の総数	1,087,802,624 口	1,062,103,706 口
3. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	268,684,831 円	253,967,866 円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 2023 年 1 月 21 日 至 2023 年 7 月 20 日	当期 自 2023 年 7 月 21 日 至 2024 年 1 月 22 日
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 2,727,417 円	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 2,715,229 円
2. 分配金の計算過程 自 2023 年 1 月 21 日 至 2023 年 2 月 20 日	2. 分配金の計算過程 自 2023 年 7 月 21 日 至 2023 年 8 月 21 日
A 計算期末における費用控除後の 配当等収益 33,913 円	A 計算期末における費用控除後の 配当等収益 0 円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益 0 円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益 0 円
C 信託約款に定める収益調整金 96,335,182 円	C 信託約款に定める収益調整金 91,494,886 円
D 信託約款に定める分配準備積立 金 30,562,433 円	D 信託約款に定める分配準備積立 金 26,920,581 円
E 分配対象収益 (A+B+C+D) 126,931,528 円	E 分配対象収益 (A+B+C+D) 118,415,467 円
F 分配対象収益(1 万口当たり) 1,113 円	F 分配対象収益(1 万口当たり) 1,094 円
G 分配金額 569,982 円	G 分配金額 540,772 円
H 分配金額(1 万口当たり) 5 円	H 分配金額(1 万口当たり) 5 円
自 2023 年 2 月 21 日 至 2023 年 3 月 20 日	自 2023 年 8 月 22 日 至 2023 年 9 月 20 日
A 計算期末における費用控除後の 配当等収益 0 円	A 計算期末における費用控除後の 配当等収益 374,219 円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益 0 円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益 0 円
C 信託約款に定める収益調整金 95,224,638 円	C 信託約款に定める収益調整金 91,244,581 円
D 信託約款に定める分配準備積立 金 29,629,790 円	D 信託約款に定める分配準備積立 金 26,296,132 円
E 分配対象収益 (A+B+C+D) 124,854,428 円	E 分配対象収益 (A+B+C+D) 117,914,932 円
F 分配対象収益(1 万口当たり) 1,108 円	F 分配対象収益(1 万口当たり) 1,093 円
G 分配金額 563,184 円	G 分配金額 539,240 円
H 分配金額(1 万口当たり) 5 円	H 分配金額(1 万口当たり) 5 円

自 2023 年 3 月 21 日 至 2023 年 4 月 20 日			自 2023 年 9 月 21 日 至 2023 年 10 月 20 日		
A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	411,573 円	A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	0 円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0 円	B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0 円
C	信託約款に定める収益調整金	95,155,794 円	C	信託約款に定める収益調整金	92,422,392 円
D	信託約款に定める分配準備積立 金	29,031,302 円	D	信託約款に定める分配準備積立 金	26,034,489 円
E	分配対象収益 (A+B+C+D)	124,598,669 円	E	分配対象収益 (A+B+C+D)	118,456,881 円
F	分配対象収益(1 万口当たり)	1,107 円	F	分配対象収益(1 万口当たり)	1,088 円
G	分配金額	562,712 円	G	分配金額	544,207 円
H	分配金額(1 万口当たり)	5 円	H	分配金額(1 万口当たり)	5 円
自 2023 年 4 月 21 日 至 2023 年 5 月 22 日			自 2023 年 10 月 21 日 至 2023 年 11 月 20 日		
A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	0 円	A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	506,715 円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0 円	B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0 円
C	信託約款に定める収益調整金	93,401,814 円	C	信託約款に定める収益調整金	92,187,715 円
D	信託約款に定める分配準備積立 金	28,337,065 円	D	信託約款に定める分配準備積立 金	25,390,089 円
E	分配対象収益 (A+B+C+D)	121,738,879 円	E	分配対象収益 (A+B+C+D)	118,084,519 円
F	分配対象収益(1 万口当たり)	1,102 円	F	分配対象収益(1 万口当たり)	1,088 円
G	分配金額	552,290 円	G	分配金額	542,661 円
H	分配金額(1 万口当たり)	5 円	H	分配金額(1 万口当たり)	5 円
自 2023 年 5 月 23 日 至 2023 年 6 月 20 日			自 2023 年 11 月 21 日 至 2023 年 12 月 20 日		
A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	499,404 円	A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	405,610 円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0 円	B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0 円
C	信託約款に定める収益調整金	92,760,998 円	C	信託約款に定める収益調整金	91,928,427 円
D	信託約款に定める分配準備積立 金	27,573,082 円	D	信託約款に定める分配準備積立 金	25,212,512 円
E	分配対象収益 (A+B+C+D)	120,833,484 円	E	分配対象収益 (A+B+C+D)	117,546,549 円
F	分配対象収益(1 万口当たり)	1,101 円	F	分配対象収益(1 万口当たり)	1,086 円
G	分配金額	548,405 円	G	分配金額	540,810 円
H	分配金額(1 万口当たり)	5 円	H	分配金額(1 万口当たり)	5 円
自 2023 年 6 月 21 日 至 2023 年 7 月 20 日			自 2023 年 12 月 21 日 至 2024 年 1 月 22 日		
A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	347,471 円	A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	0 円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0 円	B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0 円
C	信託約款に定める収益調整金	92,014,617 円	C	信託約款に定める収益調整金	90,287,539 円
D	信託約款に定める分配準備積立 金	27,282,507 円	D	信託約款に定める分配準備積立 金	24,606,826 円
E	分配対象収益 (A+B+C+D)	119,644,595 円	E	分配対象収益 (A+B+C+D)	114,894,365 円
F	分配対象収益(1 万口当たり)	1,099 円	F	分配対象収益(1 万口当たり)	1,081 円
G	分配金額	543,901 円	G	分配金額	531,051 円
H	分配金額(1 万口当たり)	5 円	H	分配金額(1 万口当たり)	5 円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

	前期 自 2023 年 1 月 21 日 至 2023 年 7 月 20 日	当期 自 2023 年 7 月 21 日 至 2024 年 1 月 22 日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価	同左

	証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

	前期 2023 年 7 月 20 日現在	当期 2024 年 1 月 22 日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

前期 (2023 年 7 月 20 日現在)

売買目的有価証券

(単位 : 円)

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	5,463,579
親投資信託受益証券	△1
合計	5,463,578

当期 (2024 年 1 月 22 日現在)

売買目的有価証券

(単位 : 円)

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△4,242,352
親投資信託受益証券	0

合計	△4,242,352
----	------------

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

前期 2023年7月20日現在		当期 2024年1月22日現在	
1口当たり純資産額	0.7530円	1口当たり純資産額	0.7609円
(1万口当たり純資産額)	(7,530円)	(1万口当たり純資産額)	(7,609円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	PIMCO米国ハイイールド・ファンド（為替ヘッジあり）	103,472	795,596,208	
投資信託受益証券 合計		103,472	795,596,208	
親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	774,104	785,251	
親投資信託受益証券 合計		774,104	785,251	
合計		877,576	796,381,459	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

当ファンドは、「PIMCO米国ハイイールド・ファンド（為替ヘッジあり）」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は同投資信託です。なお、同投資信託の状況は次の通りです。ただし、当該情報は監査の対象外であります。

また、当ファンドは、「マネー・マーケット・マザーファンド」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は同親投資信託です。なお、同親投資信託の状況は次の通りです。ただし、当該情報は監査の対象外であります。

PIMCO米国ハイイールド・ファンド（為替ヘッジなし）

PIMCO米国ハイイールド・ファンド（為替ヘッジあり）

同投資信託はバミューダ籍のオープン・エンド契約型円建外国投資信託であります。同投資信託は計算期間（2021年11月1日から2022年10月31日まで）が終了し、現地において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務書類が作成され、独立の監査人による監査を受けております。

同投資信託の「資産・負債計算書」、「損益計算書」およびそれに続く「純資産変動計算書」などは、委託会社が同投資信託の投資顧問会社から入手した2022年10月31日現在の財務書類の原文の一部を翻訳したものであります。

資産・負債計算書
2022 年 10 月 31 日現在

PIMCO バミューダ米
国ハイイールド・フ
ァンド (M)

(金額単位：受益証券 1 口当り金額を除き、千米ドル)

資産：

投資（公正価値）

投資有価証券*	\$	271,404
金融デリバティブ商品		
店頭金融デリバティブ商品		141
差入保証金		2,211
投資売却に係る未収金		400
未収利息および未収分配金		3,678
その他の資産		1
		277,835

負債：

借入金およびその他の金融取引

金融デリバティブ商品		
上場または中央清算機関を通じて清算する金融デリバティブ商品	\$	99
店頭金融デリバティブ商品		78
投資購入に係る未払金		387
ファンド受益証券買戻に係る未払金		516
		1,080

純資産	\$	276,755
投資有価証券（原価）	\$	304,218
金融デリバティブ商品の取得原価またはプレミアム（純額）	\$	(49)

* レポ契約を含む	\$	15,000
-----------	----	--------

純資産：	\$	276,755
------	----	---------

発行済受益証券数：		19,910
-----------	--	--------

発行済受益証券 1 口当りの純資産額および買戻価格： （機能通貨表示）	\$	13.90
--	----	-------

残高ゼロには、実際の金額を四捨五入した結果千未満となったケースが含まれている。

(金額単位：受益証券 1 口当り金額を除き、千米ドル)

資産：

<i>投資 (公正価値)</i>		
投資有価証券	\$	311
親投資信託受益証券		5,413
<i>金融デリバティブ商品</i>		
店頭金融デリバティブ商品		26
現金		1
		5,751

負債：

<i>金融デリバティブ商品</i>		
店頭金融デリバティブ商品	\$	193
未払利息		1
		194

純資産	\$	5,557
投資有価証券 (原価)	\$	311
親投資信託受益証券 (原価)	\$	5,043

純資産：	\$	5,557
-------------	-----------	--------------

発行済受益証券数：		113
------------------	--	------------

発行済受益証券 1 口当りの純資産額および買戻価格：

(機能通貨表示)	\$	48.98
(報告通貨表示)	¥	7,281

残高ゼロには、実際の金額を四捨五入した結果千未満となったケースが含まれている。

PIMCO 米国ハイイ
ルド・ファンド (為
替ヘッジなし)

(金額単位：受益証券 1 口当り金額を除き、千米ドル)

資産：

投資 (公正価値)

投資有価証券	\$	201
親投資信託受益証券		37, 171
金融デリバティブ商品		37, 372

負債：

金融デリバティブ商品

0

純資産	\$	37, 372
------------	-----------	----------------

投資有価証券 (原価)	\$	201
-------------	----	-----

親投資信託受益証券 (原価)	\$	31, 058
----------------	----	---------

純資産：	\$	37, 372
-------------	-----------	----------------

発行済受益証券数：		527
------------------	--	-----

発行済受益証券 1 口当りの純資産額および買戻価格：

(機能通貨表示)	\$	70. 88
----------	----	--------

(報告通貨表示)	¥	10, 535
----------	---	---------

残高ゼロには、実際の金額を四捨五入した結果千未満となったケースが含まれている。

損益計算書

2022 年 10 月 31 日までの 1 年間

PIMCO バミューダ米
国ハイイールド・フ
ァンド (M)

(金額単位：千米ドル)

投資収益：

利息	\$	16,320
収益合計		16,320

費用：

支払利息		3
費用合計		3

純投資収益		16,317
-------	--	--------

実現純利益（損失）：

投資有価証券	(7,646)
上場または中央清算機関を通じて清算される金融デリバティブ商品	(670)
店頭金融デリバティブ商品	(1,014)
実現純（損失）	(9,330)

未実現評価（損）益の純変動額：

投資有価証券	(43,151)
上場または中央清算機関を通じて清算される金融デリバティブ商品	603
店頭金融デリバティブ商品	85
外貨建資産および負債	(22)
未実現評価（損）の純変動額	(42,485)
純（損失）	(51,815)

運用による純資産の純（減少）額	\$	(35,498)
-----------------	----	----------

残高ゼロには、実際の金額を四捨五入した結果千未満となったケースが含まれている。

PIMCO 米国ハイイー
ルド・ファンド（為
替ヘッジあり）

（金額単位：千米ドル）

投資収益：

利息	\$	2
収益合計		2

純投資収益		2
--------------	--	----------

実現純利益（損失）：

親投資信託受益証券	471
店頭金融デリバティブ商品	(2, 098)
外貨	80
実現純利益（損失）	(1, 547)

未実現評価（損）益の純変動額：

親投資信託受益証券	(1, 247)
店頭金融デリバティブ商品	43
未実現評価（損）の純変動額	(1, 204)
純（損失）	(2, 751)

運用による純資産の純（減少）額	\$	(2, 749)
------------------------	-----------	-----------------

残高ゼロには、実際の金額を四捨五入した結果千未満となったケースが含まれている。

(金額単位：千米ドル)		PIMCO 米国ハイイ ルド・ファンド (為 替ヘッジなし)	
投資収益：			
利息		\$	2
収益合計			2
投資純利益（損失）			2
実現純利益（損失）：			
親投資信託受益証券			1,732
店頭金融デリバティブ商品			(12)
外貨			12
実現純利益（損失）			1,732
未実現評価（損）益の純変動額：			
親投資信託受益証券			(6,183)
未実現評価（損）の純変動額			(6,183)
純（損失）			(4,451)
運用による純資産の純（減少）額		\$	(4,449)

残高ゼロには、実際の金額を四捨五入した結果千未満となったケースが含まれている。

純資産変動計算書
2022 年 10 月 31 日までの 1 年間

PIMCO バミューダ米
国ハイイールド・フ
ァンド (M)

(金額単位：千米ドル)

純資産の増加（減少）の明細：

運用：

投資純利益	\$	16,317
実現純（損失）		(9,330)
未実現評価（損）の純変動額		(42,485)
運用による純（減少）額		(35,498)

ファンド受益証券取引：

ファンド受益証券取引による純（減少）額*		(68,808)
----------------------	--	----------

純資産の（減少）額合計		(104,306)
-------------	--	-----------

純資産：

期首残高		381,061
期末残高	\$	276,755

残高ゼロには、実際の金額を四捨五入した結果千未満となったケースが含まれている。

* 財務書類の注記参照

（金額単位：千米ドル）

純資産の増加（減少）の明細：

運用：

投資純利益	\$	2
実現純（損失）		(1, 547)
未実現評価（損）の純変動額		(1, 204)
運用による純（減少）額		(2, 749)

受益者への分配金：

分配金		(340)
分配金合計		(340)

ファンド受益証券取引：

ファンド受益証券取引による純（減少）額*		(718)
----------------------	--	-------

純資産の（減少）額合計		(3, 807)
-------------	--	----------

純資産：

期首残高		9, 364
期末残高	\$	5, 557

残高ゼロには、実際の金額を四捨五入した結果千未満となったケースが含まれている。

* 財務書類の注記参照

（金額単位：千米ドル）

純資産の増加（減少）の明細：

運用：

投資純利益	\$	2
実現純利益		1,732
未実現評価（損）の純変動額		(6,183)
運用による純（減少）額		(4,449)

受益者への分配金：

分配金		(2,448)
分配金合計		(2,448)

ファンド受益証券取引：

ファンド受益証券取引による純（減少）額*		(3,324)
----------------------	--	---------

純資産の（減少）額合計		(10,221)
-------------	--	----------

純資産：

期首残高		47,593
期末残高	\$	37,372

残高ゼロには、実際の金額を四捨五入した結果千未満となったケースが含まれている。

* 財務書類の注記参照

投資明細表

PIMCO バミューダ米国ハイイールド・ファンド (M)

(金額は千単位*、ただし、株式、契約、受益証券およびオンス(もしあれば)の数を除く)

2022 年 10 月 31 日現在

	元本金額 (単位：千)	市場価格 (単位：千)
投資有価証券 98.1%		
バンクローン債務 2.5%		
AAdvantage Loyalty IP Ltd.		
8.993% due 04/20/2028	\$ 500	\$ 496
Central Parent, Inc.		
8.112% due 07/06/2029	100	98
Coherent Corp.		
5.878% due 07/02/2029	200	195
Fertitta Entertainment LLC		
7.729% due 01/27/2029	100	94
Foundation Building Materials, Inc.		
7.004-7.665% due 01/31/2028	499	455
GIP II Blue Holding LP		
8.174% due 09/29/2028	395	392
LifePoint Health, Inc.		
8.165% due 11/16/2025	649	576
Owens & Minor, Inc.		
7.579-7.831% due 03/29/2029	100	98
Scientific Games Holdings LP		
7.097% due 04/04/2029	200	189
SkyMiles IP Ltd.		
7.993% due 10/20/2027	200	202
Sotera Health Holdings LLC		
7.165% due 12/11/2026	1,000	912
Southwestern Energy Co.		
6.203% due 06/22/2027	99	98
Standard Industries, Inc.		
6.675% due 09/22/2028	190	186
TransDigm, Inc.		
5.924% due 12/09/2025	2,962	2,897
United AirLines, Inc.		
8.108% due 04/21/2028	99	97
バンクローン債務合計		6,985
(取得原価 \$ 7,258)		
社債等 82.5%		
銀行および金融 9.2%		
Ally Financial, Inc.		
8.000% due 11/01/2031	1,000	1,010
Armor Holdco, Inc.		
8.500% due 11/15/2029	600	448
Burford Capital Global Finance LLC		
6.875% due 04/15/2030	700	608
Coinbase Global, Inc.		
3.375% due 10/01/2028	500	328
3.625% due 10/01/2031	500	297
Credit Acceptance Corp.		
6.625% due 03/15/2026	500	474
Credit Suisse Group AG		

6.373% due 07/15/2026	250	233
6.442% due 08/11/2028	250	226
6.537% due 08/12/2033	250	218
Curo Group Holdings Corp.		
7.500% due 08/01/2028	600	355
Cushman & Wakefield U.S. Borrower LLC		
6.750% due 05/15/2028	1,000	953
Deutsche Bank AG		
3.742% due 01/07/2033	900	614
Diversified Healthcare Trust		
4.375% due 03/01/2031	500	331
Enact Holdings, Inc.		
6.500% due 08/15/2025	1,400	1,382
Freedom Mortgage Corp.		
7.625% due 05/01/2026	525	416
GLP Capital LP		
3.250% due 01/15/2032	100	75
Greystar Real Estate Partners LLC		
5.750% due 12/01/2025	1,000	969
HAT Holdings I LLC		
3.375% due 06/15/2026	1,000	815
Intesa Sanpaolo SpA		
4.198% due 06/01/2032	400	271
5.017% due 06/26/2024	200	189
Ladder Capital Finance Holdings LLLP		
4.250% due 02/01/2027	1,000	842
LFS Topco LLC		
5.875% due 10/15/2026	200	157
Liberty Mutual Group, Inc.		
4.300% due 02/01/2061	600	355
MPT Operating Partnership LP		
3.500% due 03/15/2031	500	345
Nationstar Mortgage Holdings, Inc.		
5.125% due 12/15/2030	400	300
Navient Corp.		
6.750% due 06/15/2026	800	756
NFP Corp.		
6.875% due 08/15/2028	575	490
OneMain Finance Corp.		
6.625% due 01/15/2028	950	865
6.875% due 03/15/2025	250	243
7.125% due 03/15/2026	500	482
Oxford Finance LLC		
6.375% due 02/01/2027	325	298
PennyMac Financial Services, Inc.		
4.250% due 02/15/2029	750	570
PRA Group, Inc.		
5.000% due 10/01/2029	700	562
RLJ Lodging Trust LP		
3.750% due 07/01/2026	900	824
4.000% due 09/15/2029	300	252
Rocket Mortgage LLC		
4.000% due 10/15/2033	700	491
SBA Communications Corp.		
3.125% due 02/01/2029	500	405
Service Properties Trust		
7.500% due 09/15/2025	1,800	1,757
SLM Corp.		

3.125% due 11/02/2026	800	703
Starwood Property Trust, Inc.		
3.750% due 12/31/2024	575	538
United Wholesale Mortgage LLC		
5.500% due 11/15/2025	500	453
Uniti Group LP		
4.750% due 04/15/2028	1,000	820
6.500% due 02/15/2029	500	360
USI, Inc.		
6.875% due 05/01/2025	475	462
VICI Properties LP		
4.625% due 06/15/2025	2,000	1,877
		25,419

事業会社 49.6%

Accor S.A.			
2.375% due 11/29/2028	EUR	300	243
AdaptHealth LLC			
5.125% due 03/01/2030	\$	200	174
Advantage Sales & Marketing, Inc.			
6.500% due 11/15/2028		750	640
Air Canada			
3.875% due 08/15/2026		1,000	886
Albertsons Cos., Inc.			
7.500% due 03/15/2026		1,000	1,027
Albion Financing 1 SARL			
6.125% due 10/15/2026		500	428
Allegiant Travel Co.			
7.250% due 08/15/2027		925	871
Allied Universal Holdco LLC			
3.625% due 06/01/2028	EUR	100	80
4.625% due 06/01/2028	\$	500	419
6.000% due 06/01/2029		1,125	784
6.625% due 07/15/2026		250	239
Allison Transmission, Inc.			
3.750% due 01/30/2031		500	400
American Airlines 2014-1 Class A Pass-Through Trust			
3.700% due 10/01/2026		58	49
American Airlines 2015-1 Class A Pass-Through Trust			
3.375% due 05/01/2027		65	54
American Airlines, Inc.			
5.500% due 04/20/2026		2,500	2,385
5.750% due 04/20/2029		500	456
ANGI Group LLC			
3.875% due 08/15/2028		375	275
Antero Midstream Partners LP			
5.375% due 06/15/2029		250	229
5.750% due 03/01/2027		500	477
APi Group DE, Inc.			
4.125% due 07/15/2029		200	161
4.750% due 10/15/2029		400	338
Ashtead Capital, Inc.			
5.500% due 08/11/2032		550	498
ASP Unifrax Holdings, Inc.			
5.250% due 09/30/2028		200	160
7.500% due 09/30/2029		100	67

At Home Group, Inc.		
4.875% due 07/15/2028	850	619
Avient Corp.		
7.125% due 08/01/2030	300	287
Ball Corp.		
3.125% due 09/15/2031	1,000	768
Bath & Body Works, Inc.		
6.625% due 10/01/2030	750	673
6.875% due 11/01/2035	650	547
Bausch Health Cos., Inc.		
4.875% due 06/01/2028	350	215
5.500% due 11/01/2025	500	400
BCPE Empire Holdings, Inc.		
7.625% due 05/01/2027	500	458
Berry Global, Inc.		
4.500% due 02/15/2026	594	553
Blue Racer Midstream LLC		
6.625% due 07/15/2026	1,000	952
Bombardier, Inc.		
7.125% due 06/15/2026	1,400	1,328
Booz Allen Hamilton, Inc.		
4.000% due 07/01/2029	200	175
Buckeye Partners LP		
4.500% due 03/01/2028	500	434
Builders FirstSource, Inc.		
6.375% due 06/15/2032	725	669
Caesars Entertainment, Inc.		
6.250% due 07/01/2025	2,000	1,954
Carnival Corp.		
5.750% due 03/01/2027	875	608
6.000% due 05/01/2029	500	332
7.625% due 03/01/2026	750	565
10.500% due 02/01/2026	600	589
Carvana Co.		
4.875% due 09/01/2029	225	100
CD&R Smokey Buyer, Inc.		
6.750% due 07/15/2025	500	478
CDI Escrow Issuer, Inc.		
5.750% due 04/01/2030	500	452
Cellnex Finance Co. S.A.		
3.875% due 07/07/2041	750	461
Centene Corp.		
2.500% due 03/01/2031	950	731
2.625% due 08/01/2031	500	383
3.375% due 02/15/2030	1,350	1,124
4.625% due 12/15/2029	1,000	907
Cheniere Energy Partners LP		
3.250% due 01/31/2032	500	390
4.500% due 10/01/2029	375	332
Cheniere Energy, Inc.		
4.625% due 10/15/2028	500	462
Cheplapharm Arzneimittel GmbH		
5.500% due 01/15/2028	1,250	1,039
Chobani LLC		
7.500% due 04/15/2025	300	284
Cinemark USA, Inc.		
5.875% due 03/15/2026	725	611
Clarivate Science Holdings Corp.		

3.875% due 07/01/2028		400	344
CNX Midstream Partners LP			
4.750% due 04/15/2030		700	577
Community Health Systems, Inc.			
4.750% due 02/15/2031		1,000	671
5.250% due 05/15/2030		700	486
5.625% due 03/15/2027		750	599
6.000% due 01/15/2029		125	93
8.000% due 03/15/2026		1,125	973
Condor Merger Sub, Inc.			
7.375% due 02/15/2030		200	166
CoreLogic, Inc.			
4.500% due 05/01/2028		750	506
Coty, Inc.			
3.875% due 04/15/2026	EUR	1,300	1,178
CQP Holdco LP			
5.500% due 06/15/2031	\$	750	667
Crestwood Midstream Partners LP			
8.000% due 04/01/2029		750	751
DaVita, Inc.			
3.750% due 02/15/2031		2,050	1,486
DCP Midstream Operating LP			
3.250% due 02/15/2032		800	638
5.125% due 05/15/2029		500	469
5.375% due 07/15/2025		500	489
Delta Air Lines, Inc.			
3.750% due 10/28/2029		1,400	1,155
7.375% due 01/15/2026		200	205
DT Midstream, Inc.			
4.125% due 06/15/2029		375	325
Embecka Corp.			
5.000% due 02/15/2030		850	730
Energizer Holdings, Inc.			
6.500% due 12/31/2027		1,000	916
EnLink Midstream LLC			
6.500% due 09/01/2030		375	369
EnLink Midstream Partners LP			
4.850% due 07/15/2026		850	802
5.450% due 06/01/2047		500	381
EQM Midstream Partners LP			
4.750% due 01/15/2031		500	419
6.000% due 07/01/2025		221	214
6.500% due 07/01/2027		1,500	1,466
First Student Bidco, Inc.			
4.000% due 07/31/2029		1,750	1,426
FMG Resources August 2006 Pty Ltd.			
5.875% due 04/15/2030		750	675
Ford Motor Co.			
3.250% due 02/12/2032		500	376
4.750% due 01/15/2043		1,675	1,169
Ford Motor Credit Co. LLC			
2.900% due 02/16/2028		500	407
3.375% due 11/13/2025		500	455
3.625% due 06/17/2031		800	624
3.664% due 09/08/2024		500	475
3.815% due 11/02/2027		500	431
4.950% due 05/28/2027		1,100	1,009
5.584% due 03/18/2024		250	247

Fortress Transportation & Infrastructure Investors LLC			
5.500% due 05/01/2028		1,350	1,132
Freeport-McMoRan, Inc.			
5.400% due 11/14/2034		875	780
Gap, Inc.			
3.625% due 10/01/2029		650	457
Garda World Security Corp.			
4.625% due 02/15/2027		1,000	891
Genesis Energy LP			
8.000% due 01/15/2027		1,200	1,164
GFL Environmental, Inc.			
4.000% due 08/01/2028		2,250	1,952
Global Infrastructure Solutions, Inc.			
7.500% due 04/15/2032		700	519
Global Medical Response, Inc.			
6.500% due 10/01/2025		1,000	797
Global Payments, Inc.			
4.950% due 08/15/2027		100	95
5.300% due 08/15/2029		100	94
5.400% due 08/15/2032		100	92
Graphic Packaging International LLC			
2.625% due 02/01/2029	EUR	100	81
3.500% due 03/15/2028	\$	800	693
Grifols Escrow Issuer S.A.			
3.875% due 10/15/2028	EUR	200	151
HCA, Inc.			
3.375% due 03/15/2029	\$	100	85
Hess Midstream Operations LP			
5.625% due 02/15/2026		1,000	982
H-Food Holdings LLC			
8.500% due 06/01/2026		150	88
Hilton Domestic Operating Co., Inc.			
3.625% due 02/15/2032		500	399
3.750% due 05/01/2029		375	320
4.000% due 05/01/2031		375	314
Hilton Grand Vacations Borrower Escrow LLC			
4.875% due 07/01/2031		800	655
5.000% due 06/01/2029		300	258
Howard Midstream Energy Partners LLC			
6.750% due 01/15/2027		250	227
Howmet Aerospace, Inc.			
5.950% due 02/01/2037		500	459
IHO Verwaltungs GmbH (b)			
6.000% due 05/15/2027		500	430
6.375% due 05/15/2029		500	429
Imola Merger Corp.			
4.750% due 05/15/2029		625	540
Inter Media & Communication SpA			
6.750% due 02/09/2027	EUR	400	373
IQVIA, Inc.			
5.000% due 10/15/2026	\$	2,250	2,151
IRB Holding Corp.			
7.000% due 06/15/2025		800	800
Jaguar Land Rover Automotive PLC			
5.875% due 01/15/2028		1,000	742
JELD-WEN, Inc.			
4.625% due 12/15/2025		390	322

Kinetik Holdings LP			
5.875% due 06/15/2030		400	376
LABL, Inc.			
6.750% due 07/15/2026		1,100	1,048
Legacy LifePoint Health LLC			
4.375% due 02/15/2027		500	395
Lindblad Expeditions LLC			
6.750% due 02/15/2027		300	267
Live Nation Entertainment, Inc.			
3.750% due 01/15/2028		1,100	960
4.875% due 11/01/2024		500	487
LSF9 Atlantis Holdings LLC			
7.750% due 02/15/2026		400	362
Manitowoc Co., Inc.			
9.000% due 04/01/2026		275	251
Market Bidco Finco PLC			
4.750% due 11/04/2027	EUR	300	237
Mauser Packaging Solutions Holding Co.			
5.500% due 04/15/2024	\$	1,500	1,473
MGM Resorts International			
5.750% due 06/15/2025		657	639
Mileage Plus Holdings LLC			
6.500% due 06/20/2027		190	188
Millennium Escrow Corp.			
6.625% due 08/01/2026		600	434
Mineral Resources Ltd.			
8.000% due 11/01/2027		400	394
MPH Acquisition Holdings LLC			
5.500% due 09/01/2028		500	433
5.750% due 11/01/2028		750	581
NCL Corp. Ltd.			
5.875% due 02/15/2027		200	179
NCR Corp.			
5.000% due 10/01/2028		400	337
5.750% due 09/01/2027		300	290
NESCO Holdings II, Inc.			
5.500% due 04/15/2029		250	220
New Fortress Energy, Inc.			
6.750% due 09/15/2025		400	393
New Red Finance, Inc.			
3.500% due 02/15/2029		1,000	840
3.875% due 01/15/2028		1,100	969
Newell Brands, Inc.			
5.625% due 04/01/2036		500	416
5.750% due 04/01/2046		750	579
6.375% due 09/15/2027		700	685
Northriver Midstream Finance LP			
5.625% due 02/15/2026		625	593
NuStar Logistics LP			
5.750% due 10/01/2025		375	362
6.000% due 06/01/2026		500	486
6.375% due 10/01/2030		375	348
Olympus Water U.S. Holding Corp.			
3.875% due 10/01/2028	EUR	100	75
4.250% due 10/01/2028	\$	1,250	1,018
5.375% due 10/01/2029	EUR	700	491
6.250% due 10/01/2029	\$	200	139
Open Text Corp.			

3.875% due 12/01/2029	575	457
Owens & Minor, Inc.		
6.625% due 04/01/2030	400	334
Pactiv LLC		
7.950% due 12/15/2025	1,000	933
Park River Holdings, Inc.		
5.625% due 02/01/2029	875	557
Perrigo Finance Unlimited Co.		
4.900% due 12/15/2044	1,121	738
Picard Midco, Inc.		
6.500% due 03/31/2029	750	652
Post Holdings, Inc.		
4.625% due 04/15/2030	750	634
5.625% due 01/15/2028	1,000	936
Prime Healthcare Services, Inc.		
7.250% due 11/01/2025	700	612
Prime Security Services Borrower LLC		
5.750% due 04/15/2026	1,000	975
Rackspace Technology Global, Inc.		
3.500% due 02/15/2028	400	265
RegionalCare Hospital Partners Holdings, Inc.		
9.750% due 12/01/2026	700	560
Rockies Express Pipeline LLC		
4.800% due 05/15/2030	500	423
Rolls-Royce PLC		
5.750% due 10/15/2027	1,500	1,360
Royal Caribbean Cruises Ltd.		
5.500% due 04/01/2028	250	193
8.250% due 01/15/2029	150	150
11.500% due 06/01/2025	2,120	2,286
RP Escrow Issuer LLC		
5.250% due 12/15/2025	250	188
Sabre GBLB, Inc.		
9.250% due 04/15/2025	975	946
SCIH Salt Holdings, Inc.		
4.875% due 05/01/2028	350	305
Seagate HDD Cayman		
3.125% due 07/15/2029	800	593
3.375% due 07/15/2031	375	268
4.091% due 06/01/2029	1,750	1,404
Sensata Technologies, Inc.		
4.375% due 02/15/2030	500	431
Sigma Holdco BV		
7.875% due 05/15/2026	500	307
Spectrum Brands, Inc.		
3.875% due 03/15/2031	125	92
Spirit AeroSystems, Inc.		
7.500% due 04/15/2025	2,125	2,070
Stagwell Global LLC		
5.625% due 08/15/2029	1,200	1,038
Standard Industries, Inc.		
5.000% due 02/15/2027	500	453
Staples, Inc.		
7.500% due 04/15/2026	100	87
Sugarhouse HSP Gaming Prop Mezz LP		
5.875% due 05/15/2025	500	469
Summer BC Bidco B LLC		
5.500% due 10/31/2026	200	159

Tallgrass Energy Partners LP		
5.500% due 01/15/2028	1,500	1,348
6.000% due 12/31/2030	250	227
Team Health Holdings, Inc.		
6.375% due 02/01/2025	600	454
Tempur Sealy International, Inc.		
3.875% due 10/15/2031	1,000	753
Tenet Healthcare Corp.		
4.625% due 07/15/2024	412	402
4.875% due 01/01/2026	2,450	2,320
6.250% due 02/01/2027	1,000	956
Terminix Co. LLC		
7.450% due 08/15/2027	600	670
TopBuild Corp.		
4.125% due 02/15/2032	500	392
TransDigm, Inc.		
4.875% due 05/01/2029	625	533
6.250% due 03/15/2026	500	494
6.375% due 06/15/2026	1,100	1,063
Travel + Leisure Co.		
6.000% due 04/01/2027	400	374
6.625% due 07/31/2026	1,000	976
TripAdvisor, Inc.		
7.000% due 07/15/2025	250	247
Triumph Group, Inc.		
8.875% due 06/01/2024	657	665
Twilio, Inc.		
3.625% due 03/15/2029	175	145
U.S. Acute Care Solutions LLC		
6.375% due 03/01/2026	1,475	1,341
Uber Technologies, Inc.		
7.500% due 05/15/2025	200	200
United Airlines, Inc.		
4.375% due 04/15/2026	1,200	1,097
4.625% due 04/15/2029	1,000	857
United Rentals North America, Inc.		
3.750% due 01/15/2032	1,000	812
Venture Global Calcasieu Pass LLC		
3.875% due 11/01/2033	2,350	1,890
Veritas U.S., Inc.		
7.500% due 09/01/2025	250	211
Viking Cruises Ltd.		
13.000% due 05/15/2025	200	216
Viking Ocean Cruises Ship VII Ltd.		
5.625% due 02/15/2029	750	586
VOC Escrow Ltd.		
5.000% due 02/15/2028	250	206
WESCO Distribution, Inc.		
7.125% due 06/15/2025	1,000	1,011
Western Midstream Operating LP		
5.500% due 02/01/2050	750	586
White Cap Buyer LLC		
6.875% due 10/15/2028	500	425
White Cap Parent LLC		
8.250% due 03/15/2026 (b)	775	656
WMG Acquisition Corp.		
3.000% due 02/15/2031	400	313
Wynn Las Vegas LLC		

4.250% due 05/30/2023	100	99
5.250% due 05/15/2027	1,000	872
XPO Escrow Sub LLC		
7.500% due 11/15/2027	175	175
Yum! Brands, Inc.		
4.750% due 01/15/2030	700	627
6.875% due 11/15/2037	500	491
ZipRecruiter, Inc.		
5.000% due 01/15/2030	325	266
ZoomInfo Technologies LLC		
3.875% due 02/01/2029	350	293
		137,130

公益 23.7%

Altice Financing S.A.		
5.000% due 01/15/2028	1,500	1,190
5.750% due 08/15/2029	700	551
Altice France S.A.		
5.125% due 01/15/2029	250	189
5.125% due 07/15/2029	1,000	755
5.500% due 01/15/2028	1,300	1,031
5.500% due 10/15/2029	800	612
AMC Networks, Inc.		
4.250% due 02/15/2029	625	484
4.750% due 08/01/2025	500	458
5.000% due 04/01/2024	198	193
Arches Buyer, Inc.		
4.250% due 06/01/2028	750	617
Ascent Resources Utica Holdings LLC		
7.000% due 11/01/2026	500	493
8.250% due 12/31/2028	375	362
C&W Senior Financing DAC		
6.875% due 09/15/2027	750	652
Cablevision Lightpath LLC		
3.875% due 09/15/2027	250	213
5.625% due 09/15/2028	250	199
Calpine Corp.		
3.750% due 03/01/2031	1,000	821
5.125% due 03/15/2028	750	667
CCO Holdings LLC		
4.250% due 01/15/2034	1,500	1,105
4.500% due 08/15/2030	1,750	1,423
4.500% due 05/01/2032	750	594
4.500% due 06/01/2033	500	380
4.750% due 02/01/2032	1,000	802
Chesapeake Energy Corp.		
5.500% due 02/01/2026	1,200	1,165
6.750% due 04/15/2029	750	736
Clearway Energy Operating LLC		
4.750% due 03/15/2028	500	463
Cogent Communications Group, Inc.		
7.000% due 06/15/2027	300	285
Colgate Energy Partners III LLC		
5.875% due 07/01/2029	775	724
CommScope Technologies LLC		
6.000% due 06/15/2025	864	808
CommScope, Inc.		
4.750% due 09/01/2029	200	169

6.000% due 03/01/2026	500	483
Comstock Resources, Inc.		
6.750% due 03/01/2029	500	480
Connect Finco SARL		
6.750% due 10/01/2026	1,000	942
Continental Resources, Inc.		
4.900% due 06/01/2044	500	355
CrownRock LP		
5.625% due 10/15/2025	1,500	1,453
CSC Holdings LLC		
3.375% due 02/15/2031	1,500	1,091
Directv Financing LLC		
5.875% due 08/15/2027	1,300	1,173
DISH DBS Corp.		
5.250% due 12/01/2026	800	697
5.750% due 12/01/2028	800	647
7.750% due 07/01/2026	1,000	846
Earthstone Energy Holdings LLC		
8.000% due 04/15/2027	525	498
Embarq Corp.		
7.995% due 06/01/2036	700	283
Encino Acquisition Partners Holdings LLC		
8.500% due 05/01/2028	300	282
Endeavor Energy Resources LP		
5.750% due 01/30/2028	850	828
EQT Corp.		
5.000% due 01/15/2029	500	465
FirstEnergy Corp.		
4.400% due 07/15/2027	1,000	941
FirstEnergy Transmission LLC		
5.450% due 07/15/2044	1,000	868
Frontier Communications Holdings LLC		
5.875% due 10/15/2027	375	345
6.750% due 05/01/2029	375	310
8.750% due 05/15/2030	2,175	2,225
GoTo Group, Inc.		
5.500% due 09/01/2027	500	291
iHeartCommunications, Inc.		
4.750% due 01/15/2028	1,500	1,311
Iliad Holding SASU		
6.500% due 10/15/2026	200	186
Leeward Renewable Energy Operations LLC		
4.250% due 07/01/2029	100	81
Lumen Technologies, Inc.		
4.500% due 01/15/2029	500	354
MEG Energy Corp.		
7.125% due 02/01/2027	1,000	1,019
Midcontinent Communications		
5.375% due 08/15/2027	1,500	1,369
Nabors Industries, Inc.		
9.000% due 02/01/2025	262	266
Netflix, Inc.		
5.375% due 11/15/2029	500	476
NextEra Energy Operating Partners LP		
4.250% due 09/15/2024	70	66
4.500% due 09/15/2027	1,000	931
NRG Energy, Inc.		
6.625% due 01/15/2027	856	858

NSG Holdings LLC		
7.750% due 12/15/2025	288	283
Occidental Petroleum Corp.		
5.500% due 12/01/2025 (e)	750	753
5.550% due 03/15/2026	500	508
5.875% due 09/01/2025	375	378
6.125% due 01/01/2031 (e)	1,000	1,004
6.375% due 09/01/2028	250	254
6.600% due 03/15/2046	250	247
6.625% due 09/01/2030	500	521
7.500% due 05/01/2031	500	539
8.875% due 07/15/2030	500	568
Parkland Corp.		
4.625% due 05/01/2030	500	417
5.875% due 07/15/2027	400	376
PDC Energy, Inc.		
5.750% due 05/15/2026	100	96
6.125% due 09/15/2024	250	249
Permian Resources Operating LLC		
6.875% due 04/01/2027	600	583
Radiate Holdco LLC		
4.500% due 09/15/2026	500	424
6.500% due 09/15/2028	500	316
Range Resources Corp.		
5.000% due 03/15/2023	374	373
8.250% due 01/15/2029	500	520
Rockcliff Energy II LLC		
5.500% due 10/15/2029	600	536
Sirius XM Radio, Inc.		
4.000% due 07/15/2028	1,100	947
5.000% due 08/01/2027	500	461
SM Energy Co.		
6.750% due 09/15/2026	500	493
Southwestern Energy Co.		
4.750% due 02/01/2032	400	346
Sprint Capital Corp.		
8.750% due 03/15/2032	2,350	2,761
Strathcona Resources Ltd.		
6.875% due 08/01/2026	1,000	848
Sunnova Energy Corp.		
5.875% due 09/01/2026	100	88
Sunoco LP		
5.875% due 03/15/2028	500	477
Telecom Italia Capital S.A.		
6.375% due 11/15/2033	1,000	770
TerraForm Power Operating LLC		
5.000% due 01/31/2028	1,000	929
T-Mobile USA, Inc.		
4.750% due 02/01/2028	1,000	948
5.375% due 04/15/2027	1,000	988
Transocean Proteus Ltd.		
6.250% due 12/01/2024	450	439
Univision Communications, Inc.		
5.125% due 02/15/2025	1,000	968
USA Compression Partners LP		
6.875% due 09/01/2027	400	383
Viasat, Inc.		
5.625% due 09/15/2025	500	462

Viavi Solutions, Inc.		
3.750% due 10/01/2029	200	167
Virgin Media Finance PLC		
5.000% due 07/15/2030	750	602
Virgin Media Secured Finance PLC		
4.500% due 08/15/2030	1,500	1,243
Vistra Operations Co. LLC		
5.625% due 02/15/2027	500	477
Vmed 02 UK Financing I PLC		
4.250% due 01/31/2031	625	498
Zayo Group Holdings, Inc.		
4.000% due 03/01/2027	500	387
6.125% due 03/01/2028	750	500
		<u>65,688</u>

社債等合計		<u>228,237</u>
(取得原価 \$ 260,462)		

米国財務省証券 4.3%

U. S. Treasury Notes		
2.750% due 08/15/2032	7,500	6,713
3.125% due 08/31/2027	4,800	4,569
3.250% due 06/30/2027	700	670
		<u>11,952</u>

米国財務省証券合計		<u>11,952</u>
(取得原価 \$ 12,272)		

モーゲージ担保証券 0.0%

Deutsche Alternative-A Securities, Inc.		
Mortgage Loan Trust		
5.500% due 12/25/2035 (c)	31	24

モーゲージ担保証券合計		<u>24</u>
(取得原価 \$ 21)		

短期金融商品 8.8%

コマーシャル・ペーパー 2.7%

Federal Home Loan Bank (d)		
3.108% due 01/06/2023	4,500	4,500
3.109% due 01/10/2023	2,900	2,901
		<u>7,401</u>

レボ契約(f) 5.4%		<u>15,000</u>
--------------	--	---------------

定期預金 0.7%

Australia and New Zealand Banking Group Ltd.		
2.580% due 11/01/2022	275	275
Bank of Nova Scotia		
2.580% due 11/01/2022	23	23
BNP Paribas Bank		
0.310% due 11/01/2022 EUR	6	6
Citibank N.A.		
2.580% due 11/01/2022 \$	230	230
DBS Bank Ltd.		

2.580% due 11/01/2022		143	143
HSBC Bank PLC			
0.310% due 11/01/2022	EUR	2	2
JPMorgan Chase Bank N.A.			
2.580% due 11/01/2022	\$	307	307
Royal Bank of Canada			
2.580% due 11/01/2022		304	304
Sumitomo Mitsui Banking Corp.			
0.310% due 11/01/2022	EUR	44	44
2.580% due 11/01/2022	\$	233	233
Sumitomo Mitsui Trust Bank Ltd.			
2.580% due 11/01/2022		238	238
			<u>1,805</u>
短期金融商品合計			<u>24,206</u>
(取得原価 \$ 24,205)			
投資有価証券合計(a) 98.1%		\$	271,404
(取得原価 \$ 304,218)			
金融デリバティブ商品(g)(h) (0.0%)			(36)
(取得原価またはプレミアム、純額 \$ (49))			
その他の資産および負債 (純額) 1.9%			<u>5,387</u>
純資産 100.0%		\$	<u>276,755</u>

投資明細表に対する注記：

* 残高ゼロには、実際の金額を四捨五入した結果千未満となったケースが含まれている。

- (a) 2022 年 10 月 31 日現在の投資合計の地域別配分は、米国が純資産の 82.1%、その他の国の合計が純資産の 16.0%となっている。
- (b) 現物配当証券（PIK）
- (c) 債務不履行（デフォルト）の状態にある。
- (d) クーポンは最終利回りである。

(e) 譲渡制限付有価証券：

発行体名称	クーポン	満期日	取得日	取得原価	市場価格	市場価額の 対純資産比 率
Occidental Petroleum Corp.	5.500%	12/01/2025	12/08/2020	\$ 750	\$ 753	0.27%
Occidental Petroleum Corp.	6.125%	01/01/2031	12/08/2020	1,000	1,004	0.36%
譲渡制限付有価証券合計				\$ 1,750	\$ 1,757	0.63%

借入およびその他の金融取引

(f) レボ契約：

取引相手	貸付金利	決済日	満期日	額面金額	担保	受入担保 (公正価 値)	レボ契約 (公正価 値)	レボ契約 に係る未 収金 ⁽¹⁾
BPS	3.070%	10/31/2022	11/01/2022	\$ 15,000	U. S. Treasury Inflation Protected Securities 0.125% due	\$ (15,308)	\$ 15,000	\$ 15,001
レボ契約 合計						\$ (15,308)	\$ 15,000	\$ 15,001

借入およびその他の金融取引の要約

以下は、2022 年 10 月 31 日現在の借入およびその他の金融取引ならびに差入（受入）担保の市場価格を取引相手別に分類して要約したものである。

取引相手	レボ契約 に係る未 収金	リバー ス・レボ 契約に係 る未払金	セールバ イバック 取引に係 る未払金	空売りに 係る未払 金	借入およ びその他 の金融取 引合計	差入（受 入）担保	ネット・ エクスポ ージャー ⁽²⁾
グローバル／マスタ ー・レボ契約							
BPS	\$ 15,001	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 15,001	\$ (15,308)	\$ (307)
借入金およびその他 の金融取引合計	\$ 15,001	\$ 0	\$ 0	\$ 0			

⁽¹⁾ 未収利息を含む。

⁽²⁾ ネット・エクスポージャーは、債務不履行事象における取引相手に対する受取債権／（支払債務金）の純額を表す。借入およびその他の金融取引のエクスポージャーは、同一の法主体との同一のマスターク約が適用される取引間でのみ相殺することができる。マスターク・ネッティングの取り決めに関する詳細情報については、財務書類に対する注記の基本取り決めを参照。

2022 年 10 月 31 日に終了した会計期間中の平均借入額は \$ 1,602 で、加重平均金利は (0.056%) であった。当年度中にセール・バイバック取引とリバー・レボ契約に係る残高がある場合、平均借入額にはそれらが含まれる

(g) 金融デリバティブ商品：上場または中央清算

スワップ契約：

クレジット・インデックスのクレジット・デフォルト・スワップ - プロテクションの売り⁽¹⁾

インデックス／ トランシェ	固定金利受 取	満期日	想定元本 (2)	市場価格 (3)	未実現評 価 (損) 益	変動証拠金	
						資産	負債
CDX. HY-38 Index	5.000%	06/20/2027	\$ 5,891	\$ 78	\$ 238	\$ 0	\$ (26)
CDX. HY-39 Index	5.000%	12/20/2027	11,600	(20)	389	0	(73)
スワップ契約合 計				\$ 58	\$ 627	\$ 0	\$ (99)

金融デリバティブ商品：上場または中央清算の要約

以下は、2022年10月31日現在の上場または中央清算機関で決済される金融デリバティブ商品の市場価格および変動証拠金の要約である。

2022年10月31日現在、上場または中央清算金融デリバティブ商品について\$1,710の現金が担保として差し入れられている。マスター・ネットリング取り決めにに関する詳細情報については、財務書類に対する注記の基本取り決めに参照。

金融デリバティブ資産					金融デリバティブ負債				
市場価 格 買建オ ブショ ン	変動証拠金資産				市場価 格 売建オ ブショ ン	変動証拠金負債			
	先物	スワ ップ 契約	合計			先物	スワ ップ 契約	合計	
上場または中 央清算合計	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ (99)	\$ (99)	

(1) 本ファンドがプロテクションの売り手であって、特定スワップ契約の条件において定義されている信用事象が生じた場合、本ファンドは (i) プロテクションの買い手に対しスワップの想定元本に等しい金額を支払って参照債務、もしくは参照指数を構成する原証券の引き渡しを受けるか、または (ii) スワップの想定元本から参照債務、もしくは参照指数を構成する原証券の回収価値を減じた額に等しい純決済額を現金もしくは証券の形で支払う。

(2) 特定のスワップ契約の条件において定義されている信用事象が生じた場合にファンドがクレジット・プロテクションの売り手として支払うことを要求される、またはクレジット・プロテクションの買い手として受け取る可能性のある最大金額。

(3) 取引価格および結果として生じる信用指数に係るクレジット・デフォルト・スワップ契約の価値は支払／履行リスクの現状の指標の役割を果たし、期末時点でスワップ契約の想定元本が清算／売却された場合のクレジット・デリバティブに係る予想債務（または利益）の可能性を表す。スワップの想定元本と比較した場合の市場価格の絶対額の増加は、参照主体の信用の健全性の悪化を表し、契約条件で定義された債務不履行またはその他の信用事象発生の可能性またはリスクの増加を表す。

(h) 金融デリバティブ商品：店頭

外国為替先渡契約：

取引相手	決済月	引渡通貨	受取通貨	未実現評価 (損) 益	
				資産	負債
SOG	11/2022	EUR 977	\$ 1,005	\$ 38	\$ 0
UAG	11/2022	2,337	2,403	92	0

スワップ契約：

トータルリターン・スワップ

取引 相手	参照組 織に係 るト ータル リター ンの支 払／受 取	参照組 織	株数 また はユ ニッ ト数	変動金利	想定元 本	満期日	プレミ アムの 支払／ (受取)	未実現 評価 (損) 益	スワップ契約（市場価 格）	
									資産	負債
JPM	受取	iBoxx USD Liquid High Yield Index	N/A	Secured Overnight Financing Rate Index	\$ 5,800	12/20/2022	\$ (24)	\$ (54)	\$ 0	\$ (78)
MYC	受取	iBoxx USD Liquid High Yield Index	N/A	Secured Overnight Financing Rate Index	5,200	12/20/2022	(25)	36	11	0
スワップ契約合 計							\$ (49)	\$ (18)	\$ 11	\$ (78)

金融デリバティブ商品：店頭の要約

以下は、2022年10月31日現在の店頭金融デリバティブ商品および差入（受入）担保の市場価格を取引相手別に分類して要約したものである。

2022年10月31日現在、国際スワップ・デリバティブ協会のマスター契約に従い、金融デリバティブ商品について\$501の現金が担保として差し入れられている。

金融デリバティブ資産					金融デリバティブ負債					店頭 デリ バテ ィブ の市 場価 格 (純 額)	差入 (受 入) 担保	ネッ ト・ エク スポ ー ジ ャー (1)
取引 相手	外国 為替 先渡 契約	買 建 オ プ シ ョ ン	ス ワ ッ プ 契 約	店頭 合計	外 国 為 替 先 渡 契 約	売 建 オ プ シ ョ ン	スワ ッ プ 契 約	店頭 合計				
BPS	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 300	\$ 300	
BRC	0	0	0	0	0	0	0	0	0	130	130	
JPM	0	0	0	0	0	0	(78)	(78)	(78)	31	(47)	
MYC	0	0	11	11	0	0	0	0	11	40	51	
SOG	38	0	0	38	0	0	0	0	38	0	38	
UAG	92	0	0	92	0	0	0	0	92	0	92	
店 頭 合計	\$ 130	\$ 0	\$ 11	\$ 141	\$ 0	\$ 0	\$ (78)	\$ (78)				

⁽¹⁾ ネット・エクスポージャーは、債務不履行事象における取引相手に対する受取債権／（支払債務）の純額を表す。店頭金融デリバティブ商品のエクスポージャーは、同一の法主体との同一のマスター契約が適用される取引間でのみ相殺することができる。マスター・ネットティングの取り決めにに関する詳細情報については、財務書類に対する注記の基本取り決めに参照。

金融デリバティブ商品の公正価値

以下は、本ファンドのデリバティブ商品の公正価値をリスク・エクスポージャー別に分類して要約したも

のである。本ファンドのリスクについては、財務書類に対する注記の主なリスクおよびその他のリスクを参照。

資産・負債計算書上のデリバティブ商品の公正価値（2022年10月31日現在）：

ヘッジ商品として計上されていないデリバティブ商品												
	商品契約		クレジット 契約		エクイティ 契約		外国為替契 約		金利契約	合計		
金融デリバティブ商品 - 資産												
店頭												
外国為替先渡契約	\$	0	\$	0	\$	0	\$	130	\$	0	\$	130
スワップ契約		0		0		0		0		11		11
	\$	0	\$	0	\$	0	\$	130	\$	11	\$	141
金融デリバティブ商品 - 負債												
上場または中央清算												
スワップ契約	\$	0	\$	(99)	\$	0	\$	0	\$	0	\$	(99)
店頭												
スワップ契約	\$	0	\$	0	\$	0	\$	0	\$	(78)	\$	(78)
	\$	0	\$	(99)	\$	0	\$	0	\$	(78)	\$	(177)

損益計算書に対する金融デリバティブ商品の影響（2022年10月31日に終了した年度）：

ヘッジ商品として計上されていないデリバティブ商品												
	商品契約		クレジット契約		エクイティ契約		外国為替契約		金利契約	合計		
金融デリバティブ商品に係る実現純（損）益												
上場または中央清算スワップ契約	\$	0	\$	(670)	\$	0	\$	0	\$	0	\$	(670)
店頭												
外国為替先渡契約	\$	0	\$	0	\$	0	\$	443	\$	0	\$	443
売建オプション		0		4		0		0		0		4
スワップ契約		0		0		0		0		(1,461)		(1,461)
	\$	0	\$	4	\$	0	\$	443	\$	(1,461)	\$	(1,014)
	\$	0	\$	(666)	\$	0	\$	443	\$	(1,461)	\$	(1,684)
金融デリバティブ商品に係る未実現評価（損）益の純変動額												
上場または中央清算スワップ契約	\$	0	\$	603	\$	0	\$	0	\$	0	\$	603
店頭												
外国為替先渡契約	\$	0	\$	0	\$	0	\$	98	\$	0	\$	98
スワップ契約		0		0		0		0		(13)		(13)
	\$	0	\$	0	\$	0	\$	98	\$	(13)	\$	85
	\$	0	\$	603	\$	0	\$	98	\$	(13)	\$	688

公正価値の測定

以下は、2022年10月31日現在の本ファンドの資産および負債の評価にあたって使用したインプットに従って評価した公正価値の要約である。

カテゴリー	レベル 1	レベル 2	レベル 3	公正価値（2022年10月31日現在）
投資有価証券（公正価値）				
バンクローン債務	\$ 0	\$ 6,072	\$ 913	\$ 6,985
社債等				
銀行および金融	0	25,419	0	25,419
事業会社	0	137,130	0	137,130
公益	0	65,688	0	65,688

米国財務省証券	0	11,952	0	11,952				
モーゲージ担保証券	0	24	0	24				
短期金融商品	0	24,206	0	24,206				
投資合計	\$	0	\$	270,491	\$	913	\$	271,404
金融デリバティブ商品 - 資産								
店頭	\$	0	\$	141	\$	0	\$	141
金融デリバティブ商品 - 負債								
上場または中央清算	0	(99)	0	(99)				
店頭	0	(78)	0	(78)				
	\$	0	\$	(36)	\$	0	\$	(36)
合計	\$	0	\$	270,455	\$	913	\$	271,368

2022 年 10 月 31 日に終了した年度中、レベル 3 において重要な振替の出入りはなかった。

投資明細表

PIMCO 米国ハイイールド・ファンド（為替ヘッジあり）

（金額は千単位*、ただし、株式、契約、受益証券およびオンス（もしあれば）の数を除く）

2022 年 10 月 31 日現在

	元本金額 (単位：千)	市場価格 (単位：千)
投資有価証券 5.6%		
短期金融商品 5.6%		
定期預金 5.6%		
Australia and New Zealand Banking Group Ltd. 2.580% due 11/01/2022	\$ 49	\$ 49
Bank of Nova Scotia 2.580% due 11/01/2022	4	4
Citibank N.A. 2.580% due 11/01/2022	41	41
DBS Bank Ltd. 2.580% due 11/01/2022	25	25
JPMorgan Chase Bank N.A. 2.580% due 11/01/2022	55	55
Royal Bank of Canada 2.580% due 11/01/2022	54	54
Sumitomo Mitsui Banking Corp. 2.580% due 11/01/2022	41	41
Sumitomo Mitsui Trust Bank Ltd. 2.580% due 11/01/2022	42	42
		311
短期金融商品合計 (取得原価 \$ 311)		311
投資有価証券合計 (取得原価 \$ 311)		311
	受益証券口数（単 位：千）	
親投資信託 97.4%		
その他の投資会社 97.4%		
PIMCO パミューダ米国ハイイールド・ファンド (M) (取得原価 \$ 5,043)	389	5,413
親投資信託合計 (取得原価 \$ 5,043)		5,413
投資合計 103.0% (取得原価 \$ 5,354)	\$	5,724
金融デリバティブ商品 (a) (3.0%) (取得原価またはプレミアム、純額 \$ 0)		(167)
純資産 100.0%	\$	5,557

投資明細表に対する注記：

* 残高ゼロには、実際の金額を四捨五入した結果千未満となったケースが含まれている。

(a) 金融デリバティブ商品：店頭

外国為替先渡契約：

取引相手	決済月	引渡通貨	受取通貨	未実現評価（損）益	
				資産	負債
BPS	11/2022	\$	1,861 JPY	268,705 \$	0 \$ (54)
BPS	12/2022		1,874	277,690	0
BRC	11/2022		1,861	268,705	0 (54)
CBK	11/2022	JPY	2,127 \$	14	0
MBC	11/2022		34,580	239	7 0
MYI	11/2022	\$	802 JPY	115,331	0 (26)
RBC	11/2022		603	87,106	0 (17)
SCX	12/2022		1,790	265,228	0
TOR	11/2022	JPY	260,429 \$	1,771	19 0
TOR	12/2022	\$	1,771 JPY	259,558	0 (19)
UAG	11/2022		691	99,355	0 (23)
外国為替先渡契約合計				\$ 26	\$ (193)

金融デリバティブ商品：店頭の要約

以下は、2022年10月31日現在の店頭金融デリバティブ商品および差入（受入）担保の市場価格を取引相手別に分類して要約したものである。

金融デリバティブ資産					金融デリバティブ負債					店頭 デリ バテ ィブ の市 場価 格 (純 額)	差入 (受 入) 担保	ネッ ト・ エク スポー ジャー (1)
取引 相手	外国 為 替 先 渡 契 約	買 建 オ プ シ ョ ン	ス ワ ッ プ 契 約	店 頭 合 計	外国 為 替 先 渡 契 約	売 建 オ プ シ ョ ン	ス ワ ッ プ 契 約	店頭 合計				
BPS	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ (54)	\$ 0	\$ 0	\$ (54)	\$ (54)	\$ 0	\$ (54)	
BRC	0	0	0	0	(54)	0	0	(54)	(54)	0	(54)	
CBK	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
MBC	7	0	0	7	0	0	0	0	7	0	7	
MYI	0	0	0	0	(26)	0	0	(26)	(26)	0	(26)	
RBC	0	0	0	0	(17)	0	0	(17)	(17)	0	(17)	
SCX	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
TOR	19	0	0	19	(19)	0	0	(19)	0	0	0	
UAG	0	0	0	0	(23)	0	0	(23)	(23)	0	(23)	
店 頭 合計	\$ 26	\$ 0	\$ 0	\$ 26	\$ (193)	\$ 0	\$ 0	\$ (193)				

(1) ネット・エクスポージャーは、債務不履行事象における取引相手に対する受取債権／（支払債務）の純額を表す。店頭金融デリバティブ商品のエクスポージャーは、同一の法主体との同一のマスター契約が適用される取引間でのみ相殺することができる。マスター・ネットティングの取り決めに関する詳細情報については、財務書類に対する注記の基本取り決めを参照。

金融デリバティブ商品の公正価値

以下は、本ファンドのデリバティブ商品の公正価値をリスク・エクスポージャー別に分類して要約したものである。本ファンドのリスクについては、財務書類に対する注記の主なリスクおよびその他のリスクを参照。

資産・負債計算書上の金融デリバティブ商品の公正価値（2022年10月31日現在）：

ヘッジ商品として計上されていないデリバティブ商品

	商品契約	クレジット 契約	エクイティ 契約	外国為替契 約	金利契約	合計
金融デリバティブ商品 - 資産						
店頭						
外国為替先渡契約	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 26	\$ 0	\$ 26
金融デリバティブ商品 - 負債						
店頭						
外国為替先渡契約	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ (193)	\$ 0	\$ (193)

損益計算書に対する金融デリバティブ商品の影響（2022 年 10 月 31 日に終了した年度）：

	ヘッジ商品として計上されていないデリバティブ商品					
	商品契約	クレジット 契約	エクイティ 契約	外国為替契 約	金利契約	合計
金融デリバティブ商品に係る実現純（損）益						
店頭						
外国為替先渡契約	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ (2,098)	\$ 0	\$ (2,098)
金融デリバティブ商品に係る未実現評価（損）益の純変動額						
店頭						
外国為替先渡契約	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 43	\$ 0	\$ 43

公正価値の測定

以下は、2022 年 10 月 31 日現在の本ファンドの資産および負債の評価にあたって使用したインプットに従って評価した公正価値の要約である。

カテゴリー	レベル 1	レベル 2	レベル 3	公正価値（2022 年 10 月 31 日現在）
投資有価証券（公正価値）				
短期金融商品	\$ 0	\$ 311	\$ 0	\$ 311
親投資信託（公正価値）				
その他の投資会社	5,413	0	0	5,413
投資合計	\$ 5,413	\$ 311	\$ 0	\$ 5,724
金融デリバティブ商品 - 資産				
店頭	\$ 0	\$ 26	\$ 0	\$ 26
金融デリバティブ商品 - 負債				
店頭	\$ 0	\$ (193)	\$ 0	\$ (193)
合計	\$ 5,413	\$ 144	\$ 0	\$ 5,557

2022 年 10 月 31 日に終了した年度中、レベル 3 において重要な振替の出入りはなかった。

投資明細表

PIMCO 米国ハイイールド・ファンド（為替ヘッジなし）

（金額は千単位*、ただし、株式、契約、受益証券およびオンス（もしあれば）の数を除く）

2022 年 10 月 31 日現在

	元本金額 (単位：千)	市場価格 (単位：千)
投資有価証券 0.5%		
短期金融商品 0.5%		
定期預金 0.5%		
Australia and New Zealand Banking Group Ltd. 2.580% due 11/01/2022	\$ 32	\$ 32
Bank of Nova Scotia 2.580% due 11/01/2022	3	3
Citibank N.A. 2.580% due 11/01/2022	26	26
DBS Bank Ltd. 2.580% due 11/01/2022	16	16
JPMorgan Chase Bank N.A. 2.580% due 11/01/2022	35	35
Royal Bank of Canada 2.580% due 11/01/2022	35	35
Sumitomo Mitsui Banking Corp. 2.580% due 11/01/2022	27	27
Sumitomo Mitsui Trust Bank Ltd. 2.580% due 11/01/2022	27	27
		<u>201</u>
短期金融商品合計 (取得原価 \$ 201)		<u>201</u>
投資有価証券合計 (取得原価 \$ 201)		<u>201</u>
	受益証券口数 (単位：千)	
親投資信託 99.5%		
その他の投資会社 99.5%		
PIMCO バミューダ米国ハイイールド・ファンド (M) (取得原価 \$ 31,058)	2,674	37,171
親投資信託合計 (取得原価 \$ 31,058)		<u>37,171</u>
投資合計 100.0% (取得原価 \$ 31,259)	\$	<u>37,372</u>
純資産 100.0%	\$	<u>37,372</u>

投資明細表に対する注記：

* 残高ゼロには、実際の金額を四捨五入した結果千未満となったケースが含まれている。

金融デリバティブ商品の公正価値

以下は、本ファンドのデリバティブ商品の公正価値をリスク・エクスポージャー別に分類して要約したものである。本ファンドのリスクについては、財務書類に対する注記の主なリスクおよびその他のリスクを参照。

損益計算書に対する金融デリバティブ商品の影響（2022年10月31日に終了した年度）：

	ヘッジ商品として計上されていないデリバティブ商品						合計
	商品契約	クレジット 契約	エクイティ 契約	外国為替契 約	金利契約		
金融デリバティブ商品に係 る実現純（損）益							
店頭							
外国為替先渡契約	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ (12)	\$ 0		(12)
金融デリバティブ商品に係 る未実現評価（損）益の純 変動額							
店頭							
外国為替先渡契約	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0		0

公正価値の測定

以下は、2022年10月31日現在の本ファンドの資産および負債の評価にあたって使用したインプットに従って評価した公正価値の要約である。

カテゴリー	レベル1	レベル2	レベル3	公正価値（2022 年10月31日現 在）
投資有価証券（公正価値）				
短期金融商品	\$ 0	\$ 201	\$ 0	201
親投資信託（公正価値）				
その他の投資会社	37,171	0	0	37,171
投資合計	\$ 37,171	\$ 201	\$ 0	\$ 37,372

2022年10月31日に終了した年度中、レベル3において重要な振替の出入りはなかった。

重要な会計方針

以下は、ピムコ・バミューダ・トラスト II（以下「トラスト」という）が米国において一般に公正妥当と認められる会計原則（以下「米国 GAAP」という）に準拠した財務書類を作成するにあたって、継続して従っている重要な会計方針の要約である。各ファンドは米国 GAAP の報告要件に基づき投資会社として扱われている。米国 GAAP に従い財務書類を作成するにあたって、経営陣は、決算日における資産と負債の報告金額および偶発資産と偶発債務の開示、ならびに報告期間中の運用による純資産の増減の報告金額に影響を与える見積りおよび仮定を行う必要がある。実際の結果はこのような見積りと異なる可能性がある。

(a) 被取得ファンド

受託会社および運用会社は、(i) PIMCO バミューダ・バンクローン・ファンド A、PIMCO バミューダ・バンクローン・ファンド B、PIMCO バミューダ・バンクローン・ファンド C、および PIMCO バミューダ・バンクローン・ファンド D、(ii) PIMCO ワールド・ハイインカム、(iii) PIMCO バミューダ・グローバル総合（除日本）ボンド・ファンド（為替ヘッジあり）、および PIMCO バミューダ・グローバル総合（除日本）ボンド・ファンド（為替ヘッジなし）、(iv) PIMCO バミューダ・インカム・ファンド A、PIMCO バミューダ・インカム・ファンド D および PIMCO バミューダ・インカム・ファンド E、(v) PIMCO 米国ハイイールド・ファンド（為替ヘッジあり）、PIMCO 米国ハイイールド・ファンド（為替ヘッジなし）、PIMCO 米国ハイイールド・ストラテジー・ファンド（為替ヘッジなし）および PIMCO 米国ハイイールド・ストラテジー・ファンド II（為替ヘッジなし）、(vi) PIMCO 米国ハイイールド・ファンド II（為替ヘッジあり）および PIMCO 米国ハイイールド・ファンド II（為替ヘッジなし）、(vii) PIMCO エマージング・ボンド・インカム・ファンド（為替ヘッジあり）、PIMCO エマージング・ボンド・インカム・ファンド（為替ヘッジなし）、PIMCO エマージング・ボンド・インカム・ファンド II および PIMCO エマージング・ボンド・インカム・ファンド III（以下では、これらのそれぞれを「ファンド・オブ・ファンズ」または「取得ファンド」といい、他のファンドへの投資を行う）の資産の全部あるいは一部を、(i) PIMCO バミューダ・バンクローン・ファンド (M)、(ii) PIMCO バミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド (M)、(iii) PIMCO バミューダ・グローバル総合（除日本）ボンド・ファンド (M)、(iv) PIMCO バミューダ・インカム・ファンド (M)、(v) PIMCO バミューダ米国ハイイールド・ファンド (M)、(vi) PIMCO バミューダ米国ハイイールド・ファンド II (M)、(vii) PIMCO エマージング・ボンド・インカム・ファンド (M)（以下「被取得ファンド」という）への出資に割り当てることができる。割り当てられた資産は、被取得ファンドにおいて直接受領されたものと同等に保有される。資産がそのように割り当てられた場合、被取得ファンドは、当該受益証券の 1 口当りの発行価格で、対応する取得ファンドへの受益証券の発行を計上し、当該受益証券の買戻し時には、受益証券 1 口当り買戻し価格で当該受益証券の買戻しを行う。したがって取得ファンドの投資目標達成能力は、該当する被取得ファンドの投資目標達成能力に依存している。被取得ファンドの投資目標が達成されるという保証はない。

財務ハイライトにおける比率は非取得ファンドの費用を含んでいない。ファンドの報酬に関する詳細情報については、場合に応じて注記の報酬および費用を参照のこと。

(b) 有価証券取引および投資収益

有価証券取引は、財務報告において約定日基準で計上される。発行日取引または遅延引渡基準で売買された有価証券は、取引日後当該有価証券の標準決済期間内に決済することができる。有価証券売却に係る実現損益は、個別原価法で計上されている。受取配当金は、配当落ち日に計上される。ただし、外国有価証券からの配当で配当落ち日を過ぎたと思われる一部配当金については、ファンドが配当落ち日の通知を受領次第計上される。受取利息は、ディスカウントの増額およびプレミアムの償却が反映され、決済日から発生基準で計上される。ただし、効力発生日が先日付の有価証券は例外で、その場合、受取利息は効力発生日から発生基準で計上される。転換証券については、転換特性に帰属するプレミアムは償却されない。一部の外国有価証券に係る見積税金負債は発生基準で計上され、損益計算書において場合に応じて受取利息または投資に係る未実現評価損益の純変動額の構成要素として反映される。当該有価証券の売却によっ

て確定した税金負債は、損益計算書において投資の実現純損益の構成要素として反映される。モーゲージ担保証券およびその他の資産担保証券の元本返済による損益は、損益計算書において受取利息の構成要素として計上される。

一貫して適用される手続に基づきすべてまたは一部の利息の回収が疑わしくなった場合、債務証券を不良債権に分類し、当期の未収利息の計上を停止し、受取利息を償却することによって関連受取利息を減額することができる。発行体が利息の支払いを再開したとき、または利息の回収が確実であるときは、債務証券を不良債権の分類から除く。

(c) 現金および外貨

各ファンドの財務書類は、主たる営業の場所において使用されている通貨（以下「機能通貨」という）で表示されている。各ファンドの機能通貨は下記の表に記載されている。

外国有価証券、保有通貨ならびにその他の資産および負債の市場価格は、各営業日現在の為替レートに基づき各ファンドの機能通貨に換算される。外貨建ての有価証券の売買ならびに収益および費用項目は、取引日の実勢為替レートで各ファンドの機能通貨に換算される。ファンドは外国為替レートの変動による影響を保有有価証券の市場価格の変動と区別して報告しない。そのような変動は損益計算書において投資に係る実現純損益および未実現純損益の純変動額に含まれている。ファンドは外貨建て有価証券に投資することができ、外貨取引を、その時点の為替市場の実勢レートでスポット（現物）ベースで行うことも、先渡外国為替契約（金融デリバティブ商品参照）を通して行うこともできる。スポットの外貨の売却に起因する実現外国為替損益、有価証券取引の約定日と決済日の間に実現した為替損益、ならびに配当金、利息および外国源泉徴収税の計上額と実際の受払額の機能通貨相当額との間の差額は、損益計算書において外貨取引に係る実現純損益に含まれている。報告期間の末日の保有投資有価証券以外の外貨建て資産および負債に係る外国為替レートの変動に起因する未実現外国為替損益は、損益計算書において外貨建て資産および負債に係る未実現評価益または評価損の純変動額に含まれている。

特定のファンド（あるいは、該当する場合はそのクラス）の純資産価額（以下「NAV」という）およびトータル・リターンは、各ファンドの目論見書（以下「目論見書」という）に記載されている NAV 報告目的のための通貨（以下「報告通貨」という）によって表示されている。報告通貨における NAV およびトータル・リターンの表示目的のために、期首および期末の純資産額はそれぞれ期首および期末の為替レートを使用して換算され、分配額は分配日の為替レートで換算されている。各ファンドの報告通貨については、以下に示す表を参照のこと。

ファンド：	報告通貨	機能通貨
PIMCO バミューダ米国ハイイールド・ファンド (M)	米ドル	米ドル
PIMCO 米国ハイイールド・ファンド（為替ヘッジあり）	日本円	米ドル
PIMCO 米国ハイイールド・ファンド（為替ヘッジなし）	日本円	米ドル

(d) 複数クラスの運用

トラストにより提供されるファンドの各クラスは、そのファンドの資産に関して同一ファンドの他のクラス（該当する場合）と同じ権利を保有する。ただし、通貨ヘッジ取引に関連して帰属クラスが特定されている資産および損益を除く。収益、クラスが特定されていない費用、およびクラスが特定されていない実現・未実現のキャピタル・ゲインおよびキャピタル・ロス、は、該当ファンドにおいて各クラスの純資産（該当する場合）が占める割合に基づいて受益証券の各クラスに配分される。帰属クラスが特定されている費用（該当がある場合）には現在、運用報酬、投資顧問報酬、管理報酬、代理店報酬、販売会社報酬がある。

(e) 分配の方針

下の表は、予想される各ファンドの分配金支払い頻度を示している。各ファンドの分配は運用会社の承認があった場合のみ公表され、受益証券保有者に支払われるが、運用会社は係る承認をその裁量で保留することができる。

毎月分配：

PIMCO 米国ハイイールド・ファンド（為替ヘッジあり）

PIMCO 米国ハイイールド・ファンド（為替ヘッジなし）

分配（もしあれば）は、通常、当該ファンド（あるいは、該当する場合はクラス）の投資純利益から行われる。また、運用会社は、分配に使用可能な実現純キャピタル・ゲインの支払いを認めることもある。追加分配は、運用会社が適切と考えた場合に公表されることがある。ファンド（あるいは、該当する場合はクラス）に関して分配が支払われた場合は、そのファンド（あるいは、該当する場合はクラス）の受益証券 1 口当り NAV が減少する。受益者はその裁量で、ファンド（あるいは、該当する場合はクラス）からの分配金をファンド（あるいは、該当する場合はクラス）の受益証券に追加して再投資するか、あるいは現金で受領することができる。現金の支払いは各ファンドの報告通貨にて行う。各ファンド（あるいは、該当する場合はそのクラス）が、ファンド（あるいは、該当する場合はそのクラス）の妥当な分配水準を維持するため必要と考えた場合は、追加分配を公表することができる。目論見書により要求されているファンド（あるいは、該当する場合はクラス）の分配金を支払うのに十分な純利益および実現純キャピタル・ゲインがない場合、運用会社は、そのファンド（あるいは、該当する場合はそのクラス）の資本金の一部を分配金として支払うことができる。期日から 6 年を過ぎてなお受領されていない分配金は失効し、ファンド（あるいは、該当する場合はそのクラス）に帰属する。

(f) 受益証券の発行および買戻し

ファンド（該当する場合はそのクラス）が運用を開始後、各ファンド（該当する場合はそのクラス）の受益証券は運用会社によって継続的に発行され得る。発行価格は当該発行時の受益証券 1 口当たりの純資産価格であるものとし、運用会社の単独の裁量により、運用会社又はその代理人が、当該発行を一時的に停止する権利を条件とする。該当する目論見書に別段の記述がない限り、各ファンド（該当する場合はそのクラス）に関し、当該受益証券の 1 口当たり発行価格は、「純資産価額の決定」の下記規定に従って計算された各取引日に決定される受益証券 1 口当たりの純資産価額であるものとする。ただし、BBH にとって受け入れ可能な書式の受益証券購入依頼が BBH によって正午 12 時（東部時間）より前に受領されなかった場合、該当ファンド（該当する場合はそのクラス）の受益証券 1 口当たりの発行価格は、翌取引日に決定される受益証券 1 口当たりの純資産価額であるものとする。日本での直接販売のために日本で登録されたトラストにおけるファンドの受益証券の買戻しまたは終了の場合、当該ファンドの受益証券は受益証券保有者から現金で買い戻されるものとする。当該ファンドでは現物による買戻しは禁止されている。該当する目論見書に別段の規定がない限り、買戻し価格の支払いは、受託会社またはその指定代理人によって一般的に取引日（買戻し通知が BBH によって受領される日、または受領されたとみなされる日）の後 2 営業日以内に銀行送金で行われる。ただし、一定の状況下では、支払いは当該取引日の後最長 8 日間かかる場合がある。該当する目論見書に別段の規定がない限り、ファンドには申込手数料または買戻し手数料がかからない。ただし、ファンドが販売される法域で指定された販売会社は、運用会社および受託会社と合意した金額の申込手数料または買戻し手数料を徴収することができる。

(g) 新しく発表された会計原則および規制の更新

2020 年 3 月、財務会計基準審議会（以下「FASB」という）は、廃止される見込みのロンドン銀行間取引金利（以下「LIBOR」という）およびその他の参照金利からの移行に伴う潜在的な会計上の負担を緩和するために任意のガイダンスを提供する会計基準更新書（以下「ASU」という）（ASU 2020-04）を発行した。ASU 2020-04 は、2020 年 3 月 12 日から 2020 年 12 月 31 日までの期間に発生する一定の参照金利関連の契約変更の有効である。2021 年 3 月、LIBOR 運営機関は米ドル LIBOR の設定の大半を 2023 年 6 月 30 日まで延長すると発表した。2022 年 12 月、FASB は ASU 2022-06 を発行した。これには、LIBOR 移行救済措置の期間を 2024 年 12 月 31 日まで延期し、その後事業体は参照金利救済措置の適用を禁止される修正が含まれている。経営陣は、LIBOR の停止がファンドの投資に与え得る潜在的影響を継続的に評価し、この ASU の採用が重大な影響をファンドの財務書類に与える可能性は低いと判断した。

2022 年 6 月、FASB は ASU 2022-03、公正価値測定（トピック 820）を発行した。これは、契約上の売却制限が付された持分証券に対する投資があるすべての事業体に影響する。ASU 2022-03 の修正は、持分証券の売却に対する契約上の制限は持分証券の会計処理単位の一部とみなされず、したがって、公正価値測定において考慮されないことを明確にした。この修正はまた、トピック 820 に従って公正価値測定される契約上の売却制限が付された持分証券に関し、追加の開示を要求している。ASU 2022-03 の修正の効力発生日は、2024 年 12 月 15 日より後に開始する会計年度およびそれらの会計年度内の中間期である。経営陣は現在、この変更が財務書類に与える影響を評価している。

(参考)

マネー・マーケット・マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

	2023 年 7 月 20 日現在	2024 年 1 月 22 日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	20,072,991	20,328,663
流動資産合計	20,072,991	20,328,663
資産合計	20,072,991	20,328,663
負債の部		
流動負債		
未払解約金	4,631	—
未払利息	35	5
流動負債合計	4,666	5
負債合計	4,666	5
純資産の部		
元本等		
元本	19,780,188	20,039,232
剰余金		
剰余金又は欠損金 (△)	288,137	289,426
元本等合計	20,068,325	20,328,658
純資産合計	20,068,325	20,328,658
負債純資産合計	20,072,991	20,328,663

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

		2023 年 7 月 20 日現在	2024 年 1 月 22 日現在
1.	期首	2023 年 1 月 21 日	2023 年 7 月 21 日
	期首元本額	20,297,822 円	19,780,188 円
	期首からの追加設定元本額	20,977 円	493,990 円
	期首からの一部解約元本額	538,611 円	234,946 円
	元本の内訳 ※		
	ピムコ・ハイイールド・ファンド Aコース (為替ヘッジなし)	4,886,640 円	5,323,209 円
	ピムコ・ハイイールド・ファンド Bコース (為替ヘッジあり)	800,405 円	774,104 円
	世界のサイフ	11,992,565 円	11,992,565 円
	グローバル・カレンシー・ファンド (毎月決算型)	1,949,354 円	1,949,354 円
	世界のサイフ (資産成長型)	151,224 円	－円
	計	19,780,188 円	20,039,232 円
2.	受益権の総数	19,780,188 口	20,039,232 口

※ 当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

	自 2023 年 1 月 21 日 至 2023 年 7 月 20 日	自 2023 年 7 月 21 日 至 2024 年 1 月 22 日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

	2023 年 7 月 20 日現在	2024 年 1 月 22 日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 該当事項はありません。	(1) 有価証券 同左

	(2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

2023 年 7 月 20 日現在		2024 年 1 月 22 日現在	
1口当たり純資産額	1.0146 円	1口当たり純資産額	1.0144 円
(1万口当たり純資産額)	(10,146 円)	(1万口当たり純資産額)	(10,144 円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は 2024 年 1 月 31 日現在です。

【ピムコ・ハイイールド・ファンド Aコース（為替ヘッジなし）】

【純資産額計算書】

I 資産総額	5,573,875,233円
II 負債総額	2,811,090円
III 純資産総額（I－II）	5,571,064,143円
IV 発行済口数	4,962,537,581口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.1226円

【ピムコ・ハイイールド・ファンド Bコース（為替ヘッジあり）】

【純資産額計算書】

I 資産総額	809,673,222円
II 負債総額	8,826,668円
III 純資産総額（I－II）	800,846,554円
IV 発行済口数	1,047,048,665口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.7649円

（参考）

マネー・マーケット・マザーファンド

純資産額計算書

I 資産総額	20,474,399円
II 負債総額	4円
III 純資産総額（I－II）	20,474,395円
IV 発行済口数	20,182,938口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.0144円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行わないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

① 譲渡制限はありません。

② 受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものではない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

2024年1月末現在	資本金	17,363,045,900 円
	発行可能株式総数	230,000,000 株
	発行済株式総数	197,012,500 株

●過去5年間における主な資本金の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の意思決定機関（2024年1月末現在）

・株主総会

株主総会は、取締役の選任および定款変更に係る決議などの株式会社の基本的な方針や重要な事項の決定を行います。

当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、その権利を行使することができる株主とみなし、毎年3月31日（事業年度の終了）から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集します。

・取締役会

取締役会は、業務執行の決定を行い、取締役の職務の執行の監督をします。また、取締役会の決議によって重要な業務執行（会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができます。

当社の取締役会は10名以内の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び5名以内の監査等委員である取締役で構成され、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。取締役会はその決議をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、代表取締役若干名を選定します。

・監査等委員会

当社の監査等委員会は、5名以内の監査等委員である取締役で構成され、監査等委員である取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。監査等委員会は、その決議をもって、監査等委員の中から、常勤の監査等委員を選定します。

(3) 運用の意思決定プロセス（2024年1月末現在）

1. 投資委員会にて、国内外の経済見通し、市況見通しおよび資産配分の基本方針を決定します。
2. 各運用部門は、投資委員会の決定に基づき、個別資産および資産配分戦略に係る具体的な運用方針を策定します。
3. 各運用部門のファンドマネージャーは、上記方針を受け、個別ファンドのガイドラインおよびそれぞれの運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。
4. トレーディング部門は、社会的信用力、情報提供力、執行対応力において最適と判断し得る発注業者、発注方針などを決定します。その上で、トレーダーは、最良執行のプロセスに則り売買を執行します。
5. 運用状況の評価・分析および運用リスク（流動性リスクを含む）の管理ならびに法令など遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理／コンプライアンス業務担当部門が担当し、これを運用部門にフィードバックすることにより、適切な運用体制を維持できるように努めています。

2【事業の内容及び営業の概況】

- ・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。
- ・委託会社の運用する、2024 年 1 月末現在の投資信託などは次の通りです。

種 類	ファンド本数	純資産額 (単位：億円)
投資信託総合計	828	288,946
株式投資信託	779	248,855
単位型	302	9,397
追加型	477	239,458
公社債投資信託	49	40,090
単位型	36	1,013
追加型	13	39,077

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 52 年大蔵省令第 38 号）並びに同規則第 38 条及び第 57 条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づいて作成しております。

2. 当社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 64 期事業年度（2022 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

また、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 65 期中間会計期間（2023 年 4 月 1 日から 2023 年 9 月 30 日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2023年6月13日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 秋 宗 勝 彦
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 三 上 和 彦
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第64期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注

記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

2023年12月5日

日興アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 秋 宗 勝 彦
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 三 上 和 彦
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第65期事業年度の中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の2023年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(1)【貸借対照表】

(単位：百万円)

	第 63 期 (2022 年 3 月 31 日)		第 64 期 (2023 年 3 月 31 日)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		42,427		42,036
有価証券		170		1,025
前払費用		932		908
未収入金		96	※4	410
未収委託者報酬		25,193		21,336
未収収益	※3	1,048	※3	589
関係会社短期貸付金		5,005		3,318
立替金		1,056		1,015
その他	※2	998	※2	1,233
流動資産合計		76,928		71,875
固定資産				
有形固定資産				
建物	※1	244	※1	245
器具備品	※1	153	※1	122
有形固定資産合計		397		367
無形固定資産				
ソフトウェア		335		390
無形固定資産合計		335		390
投資その他の資産				
投資有価証券		23,969		23,274
関係会社株式		22,366		22,366
長期差入保証金		652		375
繰延税金資産		3,678		448
投資その他の資産合計		50,667		46,465
固定資産合計		51,399		47,224
資産合計		128,328		119,099

(単位：百万円)

	第 63 期 (2022 年 3 月 31 日)	第 64 期 (2023 年 3 月 31 日)
負債の部		
流動負債		
預り金	651	433
未払金	9,693	7,557
未払収益分配金	7	7
未払償還金	71	71
未払手数料	8,783	6,586
その他未払金	831	892
未払費用	※3 5,572	※3 4,227
未払法人税等	2,354	-
未払消費税等	※4 3,669	-
賞与引当金	3,958	2,563
役員賞与引当金	5	218
訴訟損失引当金	7,847	-
その他	1,330	647
流動負債合計	35,083	15,648
固定負債		
退職給付引当金	1,395	1,424
賞与引当金	423	437
役員賞与引当金	-	16
その他	390	181
固定負債合計	2,209	2,059
負債合計	37,292	17,708
純資産の部		
株主資本		
資本金	17,363	17,363
資本剰余金		
資本準備金	5,220	5,220
資本剰余金合計	5,220	5,220
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	68,901	79,307
利益剰余金合計	68,901	79,307
自己株式	△2,067	△2,067
株主資本合計	89,417	99,823
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,350	2,056
繰延ヘッジ損益	△731	△488
評価・換算差額等合計	1,618	1,567
純資産合計	91,035	101,391
負債純資産合計	128,328	119,099

(2) 【損益計算書】

(単位：百万円)

	第 63 期 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)	第 64 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
営業収益		
委託者報酬	94,938	73,998
その他営業収益	4,743	3,479
営業収益合計	99,682	77,477
営業費用		
支払手数料	42,026	30,699
広告宣伝費	987	755
公告費	1	3
調査費	23,000	17,479
調査費	1,042	1,170
委託調査費	21,932	16,282
図書費	25	26
委託計算費	598	581
営業雑経費	1,014	948
通信費	143	139
印刷費	308	309
協会費	52	56
諸会費	13	16
その他	494	427
営業費用計	67,628	50,469
一般管理費		
給料	11,759	9,818
役員報酬	156	314
役員賞与引当金繰入額	5	234
給料・手当	7,229	6,544
賞与	143	147
賞与引当金繰入額	4,225	2,577
交際費	22	56
寄付金	29	24
旅費交通費	66	205
租税公課	429	433
不動産賃借料	937	938
退職給付費用	394	383
退職金	169	155
固定資産減価償却費	172	183
福利費	1,171	1,097
諸経費	3,888	4,291
一般管理費計	19,042	17,588
営業利益	13,010	9,420

(単位：百万円)

	第 63 期		第 64 期	
	(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)		(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	
営業外収益				
受取利息		71		107
受取配当金	※ 1	5,257	※ 1	9,255
時効成立分配金・償還金		1		1
為替差益		1,548		—
その他		58		236
営業外収益合計		6,936		9,601
営業外費用				
支払利息		177		407
デリバティブ費用		49		389
有価証券償還損		—		6
時効成立後支払分配金・償還金		9		1
為替差損		—		342
その他		39		15
営業外費用合計		275		1,163
経常利益		19,672		17,858
特別利益				
投資有価証券売却益		253		427
子会社有償減資払戻益		1,445		—
訴訟損失引当金戻入額		—	※ 3	4,481
特別利益合計		1,699		4,909
特別損失				
投資有価証券売却損		132		347
固定資産処分損		0		0
訴訟損失引当金繰入額		7,847		—
特別損失合計		7,980		347
税引前当期純利益		13,391		22,420
法人税、住民税及び事業税		3,435		1,340
法人税等還付税額	※ 2	△329		—
法人税等調整額		△1,851		3,252
法人税等合計		1,255		4,593
当期純利益		12,136		17,826

(3) 【株主資本等変動計算書】

第63期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	17,363	5,220	5,220	61,956	61,956	△2,067	82,472
当期変動額							
剰余金の配当				△5,191	△5,191		△5,191
当期純利益				12,136	12,136		12,136
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	－	－	－	6,944	6,944	－	6,944
当期末残高	17,363	5,220	5,220	68,901	68,901	△2,067	89,417

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・ 換算差額 等合計	
当期首残高	1,461	115	1,577	84,049
当期変動額				
剰余金の配当				△5,191
当期純利益				12,136
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	889	△847	41	41
当期変動額合計	889	△847	41	6,985
当期末残高	2,350	△731	1,618	91,035

第 64 期（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

（単位：百万円）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	17,363	5,220	5,220	68,901	68,901	△2,067	89,417
当期変動額							
剰余金の配当				△7,420	△7,420		△7,420
当期純利益				17,826	17,826		17,826
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	－	－	－	10,406	10,406	－	10,406
当期末残高	17,363	5,220	5,220	79,307	79,307	△2,067	99,823

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・ 換算差額 等合計	
当期首残高	2,350	△731	1,618	91,035
当期変動額				
剰余金の配当				△7,420
当期純利益				17,826
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△294	242	△51	△51
当期変動額合計	△294	242	△51	10,355
当期末残高	2,056	△488	1,567	101,391

[注記事項]

(重要な会計方針)

項目	第 64 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)				
1 資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 ① 子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法 ② その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定) 市場価格のない株式等 総平均法による原価法 (2) デリバティブ 時価法				
2 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。ただし、2016 年 4 月 1 日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>3 年～15 年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>3 年～20 年</td> </tr> </table> (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5 年)に基づく定額法によっております。	建物	3 年～15 年	器具備品	3 年～20 年
建物	3 年～15 年				
器具備品	3 年～20 年				
3 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ② 数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10 年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。				
4 収益の計上基準	当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。 (1) 投資信託委託業務 当社は、投資信託契約に基づき投資信託商品に関する投信委託サービスを提供し、商品の運用資産残高(以下「AUM」)に応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得られる投資信託報酬は、各ファンドの AUM に固定料率を乗じて毎日計算され、日次で収益を認識しております。 (2) 投資顧問業務 当社は、投資顧問契約に基づき機関投資家に投資顧問サービスを提供し、ファンドの AUM に応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得られる投資顧問報酬は、一般的に各ファンドの AUM に投資顧問契約で定められた固定料率を乗じて毎月計算され、月次で収益を認識しております。				

5 ヘッジ会計の方法	(3) 成功報酬 当社がファンドの運用成果に応じて受領する成功報酬は、投資信託契約または投資顧問契約のもと、報酬を受領することが確実であり、将来返還する可能性が無いことが判明した時点で収益を認識しております。 (1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段は為替予約、ヘッジ対象は投資有価証券であります。 (3) ヘッジ方針 ヘッジ取引規程等に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクをヘッジしております。 (4) ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間における相場変動によるヘッジ手段及びヘッジ対象資産に係る損益の累計を比較し有効性を評価しております。
6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(会計方針の変更)

第 64 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
(時価の算定に関する会計基準の適用) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準第 31 号 2021 年 6 月 17 日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第 27-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。本会計基準適用指針の適用が当財務諸表に与える影響は軽微であります。

(表示方法の変更)

第 64 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
その他有価証券の為替リスクヘッジに係るヘッジ損益について、ヘッジ対象の損益認識時に繰延ヘッジ損益を純損益に計上するに当たり、前事業年度において、「為替差損益」に含めていましたが、金額的重要性が高まったことから、ヘッジの効果をより明瞭に表示するため当事業年度よりヘッジ対象の損益区分と同一区分である投資有価証券売却益あるいは投資有価証券売却損として表示することとしております。

(重要な会計上の見積り)

第 63 期(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

1 当事業年度の財務諸表に計上した金額

訴訟損失引当金を 7,847 百万円計上しております。

2 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

訴訟について将来発生しうる損失の見込額を算出し、訴訟損失引当金として計上しています。

(2) 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

原告が主張する損害額に基づき、将来発生することが予想される損失の見積を行っています。

(3) 翌事業年度の財務諸表に与える影響

当社では、現在までに想定しうる最善の仮定に基づき訴訟損失引当金を計上しておりますが、今後の経過により、翌事業年度において訴訟損失引当金の追加計上または取り崩しを行う可能性があります。

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

第 63 期 (2022 年 3 月 31 日)	第 64 期 (2023 年 3 月 31 日)
※ 1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 1,390 百万円 器具備品 823 百万円 ※ 2 信託資産 流動資産のその他のうち 2 百万円は、「直販顧客 分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に 信託しております。 ※ 3 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりで あります。 (流動資産) 未収収益 233 百万円 (流動負債) 未払費用 2,314 百万円 ※ 4 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、 「未払消費税等」として表示しております。 ※ 5 保証債務 ティンダルエクイティーズ・オーストラリア・ピ ーティーワイ・リミテッド(旧社名「日興AMエク イティーズ・オーストラリア・ピーティーワイ・リ ミテッド」)が発行する買戻し条件付株式の買戻請 求に関する債務について、ヤラ・キャピタル・マネ ジメント・リミテッドは最大 5 百万豪ドルを提供す る義務を負っています。当社はヤラ・キャピタル・マ ネジメント・リミテッドが負う当該資金提供義務 を保証しております。	※ 1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 1,437 百万円 器具備品 879 百万円 ※ 2 信託資産 流動資産のその他のうち 2 百万円は、「直販顧客 分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に 信託しております。 ※ 3 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりで あります。 (流動資産) 未収収益 263 百万円 (流動負債) 未払費用 1,778 百万円 ※ 4 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、 「未収入金」に含めて表示しております。 ※ 5 保証債務 ティンダルエクイティーズ・オーストラリア・ピ ーティーワイ・リミテッド(旧社名「日興AMエク イティーズ・オーストラリア・ピーティーワイ・リ ミテッド」)が発行する買戻し条件付株式の買戻請 求に関する債務について、ヤラ・キャピタル・マネ ジメント・リミテッドは最大 448 百万円(5 百万豪 ドル)を提供する義務を負っています。当社はヤ ラ・キャピタル・マネジメント・リミテッドが負う 当該資金提供義務を保証しております。

(損益計算書関係)

第 63 期 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)	第 64 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
※ 1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、 次のとおりであります。 受取配当金 5,194 百万円 ※ 2 法人税等還付税額 過年度の取引に関する法人税等の還付金相当額を 計上しています。	※ 1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、 次のとおりであります。 受取配当金 9,241 百万円 ※ 3 訴訟損失引当金戻入額 原告との和解が成立したことにより、前事業年度 に計上した訴訟損失引当金から、和解金を控除した 額を計上しております。

(株主資本等変動計算書関係)

第 63 期 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	197, 012, 500	—	—	197, 012, 500

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	2, 860, 000	—	—	2, 860, 000

3 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年 度末残高 (百万円)
		当事業年度 期首	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業 年度末	
2011 年度 ストックオプション(1)	普通株式	432, 300	—	432, 300	—	—
2016 年度 ストックオプション(1)	普通株式	1, 016, 000	—	928, 000	88, 000	—
2016 年度 ストックオプション(2)	普通株式	1, 772, 000	—	956, 000	816, 000	—
2017 年度 ストックオプション(1)	普通株式	2, 607, 000	—	1, 071, 000	1, 536, 000	—
合計		5, 827, 300	—	3, 387, 300	2, 440, 000	—

(注) 1 当事業年度の減少は、新株予約権の失効等によるものであります。

2 2016 年度ストックオプション(1)88,000 株、2016 年度ストックオプション(2)816,000 株及び 2017 年度ストックオプション(1)847,000 株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。また、2017 年度ストックオプション(1)689,000 株は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021 年 5 月 25 日 取締役会	普通株式	5, 191	26. 74	2021 年 3 月 31 日	2021 年 6 月 29 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022 年 5 月 27 日 取締役会	普通株式	利益剰余金	7, 420	38. 22	2022 年 3 月 31 日	2022 年 6 月 27 日

第 64 期（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	197,012,500	—	—	197,012,500

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	2,860,000	—	—	2,860,000

3 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年 度末残高 (百万円)
		当事業年度 期首	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業 年度末	
2016 年度 ストックオプション(1)	普通株式	88,000	—	88,000	—	—
2016 年度 ストックオプション(2)	普通株式	816,000	—	599,000	217,000	—
2017 年度 ストックオプション(1)	普通株式	1,536,000	—	784,000	752,000	—
合計		2,440,000	—	1,391,800	969,000	—

(注) 1 当事業年度の減少は、新株予約権の失効等によるものであります。

2 2016 年度ストックオプション(2)217,000 株及び 2017 年度ストックオプション(1)752,000 株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022 年 5 月 27 日 取締役会	普通株式	7,420	38.22	2022 年 3 月 31 日	2022 年 6 月 27 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023 年 5 月 26 日 取締役会	普通株式	利益剰余金	5,092	26.23	2023 年 3 月 31 日	2023 年 6 月 27 日

(リース取引関係)

第 63 期 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)		第 64 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	
オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料		オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料	
1 年内	911 百万円	1 年内	899 百万円
1 年超	4,324 百万円	1 年超	3,425 百万円
合計	5,236 百万円	合計	4,324 百万円

(金融商品関係)

第 63 期(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を有価証券及び投資有価証券として保有しております。当社が行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託に係る将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、有価証券及び投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

また、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては 10 数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻又は債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。有価証券及び投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、それらの一部については為替予約、株価指数先物等のデリバティブ取引により、リスクをヘッジしております。なお、為替変動リスクに係るヘッジについてはヘッジ会計（繰延ヘッジ）を適用しております。デリバティブ取引は、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針「5 ヘッジ会計の方法」」をご参照下さい。

営業債務である未払金（未払手数料）、未払費用に関しては、すべてが 1 年以内の支払期日であります。未払金（未払手数料）については、債権（未収委託者報酬）を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

上記以外の外貨建ての債権及び債務に関しては、為替変動リスクに晒されておりますが、一部為替予約によりリスクをヘッジしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金の預入れやデリバティブ取引を行う金融機関の選定に関しては、相手方の財政状態及び経営成績、又は必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社は、原則、有価証券及び投資有価証券以外の為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また、有価証券及び投資有価証券に関しては、一部について、為替変動リスクや価格変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益（ヘッジ対象の有価証券及び投資有価証券は、ヘッジ損益考慮後の評価損益）を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュー・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。さらに、外貨建ての貸付金に関しては、為替変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。

③ 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日。以下、「時価算定適用指針」という。）第26項に従い経過措置を適用した投資信託及び市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額 (*4)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
デリバティブ取引(*1)				
株式関連 (*2)	△262	—	—	△262
通貨関連 (*3)	—	△1,066	—	△1,066
デリバティブ取引計	△262	△1,066	—	△1,329

(※1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で示しております。

(※2) 株式関連のデリバティブ取引のうち△262 百万円は、貸借対照表上流動負債のその他に含まれております。

(※3) 通貨関連のデリバティブ取引の△1,066 百万円は、貸借対照表上流動負債のその他に含まれております。

(※4) 時価算定適用指針に従い、経過措置を適用した投資信託は上記に含めておりません。貸借対照表における当該投資信託の金額は有価証券に 170 百万円、投資有価証券に 23,952 百万円となります。

(2) 時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、未収収益、関係会社短期貸付金、未払金及び未払費用は、短期間（1年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

デリバティブ取引

株式関連

株式指数先物取引は活発な市場における無調整の相場価格を利用することから、その時価をレベル1に分類しております。

通貨関連

為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	16
子会社株式	17,183
関連会社株式	5,183

3 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	42,427			
未収委託者報酬	25,193			
未収収益	1,048			
有価証券及び投資有価証券				
投資信託	170	345	8,874	19
合計	68,839	345	8,874	19

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を有価証券及び投資有価証券として保有しております。当社が行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託に係る将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、有価証券及び投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

また、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては 10 数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻又は債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。有価証券及び投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、それらの一部については為替予約、株価指数先物等のデリバティブ取引により、リスクをヘッジしております。なお、為替変動リスクに係るヘッジについてはヘッジ会計（繰延ヘッジ）を適用しております。デリバティブ取引は、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針「5 ヘッジ会計の方法」」をご参照下さい。

営業債務である未払金（未払手数料）、未払費用に関しては、すべてが 1 年以内の支払期日であります。未払金（未払手数料）については、債権（未収委託者報酬）を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

上記以外の外貨建ての債権及び債務に関しては、為替変動リスクに晒されておりますが、一部為替予約によりリスクをヘッジしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金の預入れやデリバティブ取引を行う金融機関の選定に関しては、相手方の財政状態及び経営成績、又は必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社は、原則、有価証券及び投資有価証券以外の為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また、有価証券及び投資有価証券に関しては、一部について、為替変動リスクや価格変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益（ヘッジ対象の有価証券及び投資有価証券は、ヘッジ損益考慮後の評価損益）を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュー・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。さらに、外貨建ての貸付金に関しては、為替変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。

③ 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券 其他有価証券 投資信託	6,238	18,045	—	24,283
資産計	6,238	18,045	—	24,283
デリバティブ取引(*1)				
株式関連(*2)	△246	—	—	△246
通貨関連(*3)	—	△352	—	△352
デリバティブ取引計	△246	△352	—	△599

(※1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で示しております。

(※2) 株式関連のデリバティブ取引のうち△246百万円は、貸借対照表上流動資産及び流動負債のその他に含まれております。

(※3) 通貨関連のデリバティブ取引の△352百万円は、貸借対照表上流動負債のその他に含まれております。

(2) 時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、未収収益、関係会社短期貸付金、未払金及び未払費用は、短期間（1年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資 産

有価証券

上場投資信託は、取引所の価格を時価としており、市場の活発性に基づき、レベル1の時価に分類しております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が無い場合には基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

株式関連

株式指数先物取引は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル1に分類しております。

通貨関連

為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	16
子会社株式	17,183
関連会社株式	5,183

3 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	42,036			
未収委託者報酬	21,336			
未収収益	589			
有価証券及び投資有価証券				
投資信託	1,025	204	4,520	10
合計	64,987	204	4,520	10

(有価証券関係)

第 63 期(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

1 子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
子会社株式	17,183
関連会社株式	5,183

(注) 子会社株式及び関連会社株式は市場価格のない株式等であるため、時価を記載しておりません。

2 その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	投資信託	20,934	17,366	3,568
	小計	20,934	17,366	3,568
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	投資信託	3,188	3,369	△180
	小計	3,188	3,369	△180
合計		24,123	20,735	3,387

(注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額 16 百万円）については、市場価格のない株式等であることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託	3,079	253	△132
合計	3,079	253	△132

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1 子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
子会社株式	17,183
関連会社株式	5,183

(注) 子会社株式及び関連会社株式は市場価格のない株式等であるため、時価を記載しておりません。

2 その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	投資信託	17,219	13,860	3,359
	小計	17,219	13,860	3,359
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	投資信託	7,063	7,459	△395
	小計	7,063	7,459	△395
合計		24,283	21,319	2,963

(注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額 16 百万円）については、市場価格のない株式等であることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託	11,194	1,349	△221
合計	11,194	1,349	△221

(デリバティブ取引関係)

第 63 期(2022 年 3 月 31 日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 株式関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等 のうち 1 年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引				
	売建	2,306	-	△ 262	△ 262
	買建	-	-	-	-
合計		2,306	-	△ 262	△ 262

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

2 時価の算定方法

金融商品取引所が定める清算指数によっております。

(2) 通貨関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等 のうち 1 年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外 の取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	4,708	-	△ 293	△ 293
合計		4,708	-	△ 293	△ 293

(注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	為替予約取引	投資有価証券			
	売建				
	米ドル		5,445	-	△367
	豪ドル		222	-	△20
	香港ドル		1,097	-	△59
	人民元		5,185	-	△324
	ユーロ	35	-	△0	
合計			11,986	-	△772

(注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

第 64 期(2023 年 3 月 31 日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 株式関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等 のうち 1 年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	10,970	-	△ 246	△ 246
合計		10,970	-	△ 246	△ 246

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

2 時価の算定方法

金融商品取引所が定める清算指数によっております。

(2) 通貨関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等 のうち 1 年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外 の取引	為替予約取引 売建 シンガポ ールドル	3,275	-	△ 24	△ 24
合計		3,275	-	△ 24	△ 24

(注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	為替予約取引 売建	投資有価証券			
	米ドル		6,132	-	△280
	豪ドル		105	-	0
	香港ドル		699	-	△34
	人民元		5,822	-	△1
	ユーロ		234	-	△10
合計			12,994	-	△328

(注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(持分法損益等)

第 63 期 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)	第 64 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 (単位：百万円)	関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 (単位：百万円)
(1) 関連会社に対する投資の金額 5,312	(1) 関連会社に対する投資の金額 5,326
(2) 持分法を適用した場合の投資の金額 15,942	(2) 持分法を適用した場合の投資の金額 16,722
(3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額 1,964	(3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額 2,185

(退職給付関係)

第 63 期(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランズプラン型退職金制度を設けております。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)
退職給付債務の期首残高	1,429
勤務費用	143
利息費用	2
数理計算上の差異の発生額	△12
退職給付の支払額	△211
退職給付債務の期末残高	1,352

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,352
未積立退職給付債務	1,352
未認識数理計算上の差異	43
貸借対照表に計上された負債の額	1,395
退職給付引当金	1,395
貸借対照表に計上された負債の額	1,395

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	143
利息費用	2
数理計算上の差異の費用処理額	3
確定給付制度に係る退職給付費用	150

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎
割引率

0.3%

3 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、244 百万円でありました。

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランスプラン型退職金制度を設けております。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)
退職給付債務の期首残高	1,352
勤務費用	133
利息費用	4
数理計算上の差異の発生額	△16
退職給付の支払額	△107
退職給付債務の期末残高	1,366

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,366
未積立退職給付債務	1,366
未認識数理計算上の差異	58
貸借対照表に計上された負債の額	1,424
退職給付引当金	1,424
貸借対照表に計上された負債の額	1,424

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	133
利息費用	4
数理計算上の差異の費用処理額	△1
確定給付制度に係る退職給付費用	136

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎 割引率	0.6%
--------------------------------	------

3 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、247 百万円でありました。

(ストックオプション等関係)

第 63 期(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

1 スtockオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) スtockオプション(新株予約権)の内容

	2011 年度ストックオプション(1)	2016 年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員 186 名	当社及び関係会社の 取締役・従業員 16 名
株式の種類別のストックオプション の付与数 (注)	普通株式 6, 101, 700 株	普通株式 4, 437, 000 株
付与日	2011 年 10 月 7 日	2016 年 7 月 15 日
権利確定条件	2013 年 10 月 7 日 (以下「権利行使 可能初日」といいます。)、当該権利 行使可能初日から 1 年経過した日の 翌日、及び当該権利行使可能初日か ら 2 年経過した日の翌日まで原則と して従業員等の地位にあることを要 し、それぞれ保有する新株予約権の 2 分の 1、4 分の 1、4 分の 1 ずつ 権利確定する。ただし、本新株予約 権の行使時において、当社が株式公 開していることを要する。	2018 年 7 月 15 日 (以下「権利行使可 能初日」といいます。)、当該権利行 使可能初日から 1 年経過した日の翌 日、及び当該権利行使可能初日から 2 年経過した日の翌日まで原則とし て従業員等の地位にあることを要 し、それぞれ保有する新株予約権の 3 分の 1、3 分の 1、3 分の 1 ずつ 権利確定する。ただし、本新株予約 権の行使時において、当社が株式公 開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで
権利行使期間	2013 年 10 月 7 日から 2021 年 10 月 6 日まで	2018 年 7 月 15 日から 2026 年 7 月 31 日まで

	2016 年度ストックオプション(2)	2017 年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員 31 名	当社及び関係会社の 取締役・従業員 36 名
株式の種類別のストックオプション の付与数 (注)	普通株式 4, 409, 000 株	普通株式 4, 422, 000 株
付与日	2017 年 4 月 27 日	2018 年 4 月 27 日
権利確定条件	2019 年 4 月 27 日 (以下「権利行使 可能初日」といいます。)、当該権利 行使可能初日から 1 年経過した日の 翌日、及び当該権利行使可能初日か ら 2 年経過した日の翌日まで原則と して従業員等の地位にあることを要 し、それぞれ保有する新株予約権の 3 分の 1、3 分の 1、3 分の 1 ずつ 権利確定する。ただし、本新株予約 権の行使時において、当社が株式公 開していることを要する。	2020 年 4 月 27 日 (以下「権利行使 可能初日」といいます。)、当該権利 行使可能初日から 1 年経過した日の 翌日、及び当該権利行使可能初日か ら 2 年経過した日の翌日まで原則と して従業員等の地位にあることを要 し、それぞれ保有する新株予約権の 3 分の 1、3 分の 1、3 分の 1 ずつ 権利確定する。ただし、本新株予約 権の行使時において、当社が株式公 開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで
権利行使期間	2019 年 4 月 27 日から 2027 年 4 月 30 日まで	2020 年 4 月 27 日から 2028 年 4 月 30 日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

① ストックオプション(新株予約権)の数

	2011 年度ストックオプション(1)	2016 年度ストックオプション(1)
付与日	2011 年 10 月 7 日	2016 年 7 月 15 日
権利確定前(株)		
期首	432,300	1,016,000
付与	0	0
失効	432,300	928,000
権利確定	0	0
権利未確定残	—	88,000
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

	2016 年度ストックオプション(2)	2017 年度ストックオプション(1)
付与日	2017 年 4 月 27 日	2018 年 4 月 27 日
権利確定前(株)		
期首	1,772,000	2,607,000
付与	0	0
失効	956,000	1,071,000
権利確定	0	0
権利未確定残	816,000	1,536,000
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

(注) 株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	2011 年度ストックオプション(1)	2016 年度ストックオプション(1)
付与日	2011 年 10 月 7 日	2016 年 7 月 15 日
権利行使価格(円)	737(注) 3	558
付与日における公正な評価単価 (円) (注) 1	0	0

	2016 年度ストックオプション(2)	2017 年度ストックオプション(1)
付与日	2017 年 4 月 27 日	2018 年 4 月 27 日
権利行使価格(円)	553	694
付与日における公正な評価単価 (円) (注) 1	0	0

- (注) 1 公正な評価単価に代え、本源的価値（評価額と行使価格との差額）の見積りによっております。
- 2 スtockオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額
当事業年度末における本源的価値の合計額 1,222 百万円
- 3 株式公開価格が 737 円（割当日後、株式の分割又は併合が行われたときは、当該金額は、当該株式の分割又は併合の内容を適切に反映するように調整される。）を上回る金額に定められた場合には、株式公開日において、権利行使価格は株式公開価格と同一の金額に調整されます。

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1 ストックオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) ストックオプション(新株予約権)の内容

	2016 年度ストックオプション(1)	2016 年度ストックオプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員 16 名	当社及び関係会社の 取締役・従業員 31 名
株式の種類別のストックオプション の付与数 (注)	普通株式 4,437,000 株	普通株式 4,409,000 株
付与日	2016 年 7 月 15 日	2017 年 4 月 27 日
権利確定条件	2018 年 7 月 15 日 (以下「権利行使 可能初日」といいます。)、当該権利 行使可能初日から 1 年経過した日の 翌日、及び当該権利行使可能初日か ら 2 年経過した日の翌日まで原則と して従業員等の地位にあることを要 し、それぞれ保有する新株予約権の 3 分の 1、3 分の 1、3 分の 1 ずつ 権利確定する。ただし、本新株予約 権の行使時において、当社が株式公 開していることを要する。	2019 年 4 月 27 日 (以下「権利行使可 能初日」といいます。)、当該権利行 使可能初日から 1 年経過した日の翌 日、及び当該権利行使可能初日から 2 年経過した日の翌日まで原則とし て従業員等の地位にあることを要 し、それぞれ保有する新株予約権の 3 分の 1、3 分の 1、3 分の 1 ずつ 権利確定する。ただし、本新株予約 権の行使時において、当社が株式公 開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで
権利行使期間	2018 年 7 月 15 日から 2026 年 7 月 31 日まで	2019 年 4 月 27 日から 2027 年 4 月 30 日まで

	2017 年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員 36 名
株式の種類別のストックオプション の付与数 (注)	普通株式 4,422,000 株
付与日	2018 年 4 月 27 日
権利確定条件	2020 年 4 月 27 日 (以下「権利行使 可能初日」といいます。)、当該権利 行使可能初日から 1 年経過した日の 翌日、及び当該権利行使可能初日か ら 2 年経過した日の翌日まで原則と して従業員等の地位にあることを要 し、それぞれ保有する新株予約権の 3 分の 1、3 分の 1、3 分の 1 ずつ 権利確定する。ただし、本新株予約 権の行使時において、当社が株式公 開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで
権利行使期間	2020 年 4 月 27 日から 2028 年 4 月 30 日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

① ストックオプション(新株予約権)の数

	2016 年度ストックオプション(1)	2016 年度ストックオプション(2)
付与日	2016 年 7 月 15 日	2017 年 4 月 27 日
権利確定前(株)		
期首	88,000	816,000
付与	0	0
失効	88,000	539,000
権利確定	0	0
権利未確定残	—	217,000
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

	2017 年度ストックオプション(1)
付与日	2018 年 4 月 27 日
権利確定前(株)	
期首	1,536,000
付与	0
失効	784,000
権利確定	0
権利未確定残	752,000
権利確定後(株)	
期首	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
権利未行使残	—

(注) 株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	2016 年度ストックオプション(1)	2016 年度ストックオプション(2)
付与日	2016 年 7 月 15 日	2017 年 4 月 27 日
権利行使価格(円)	558	553
付与日における公正な評価単価 (円) (注) 1	0	0

	2017 年度ストックオプション(1)
付与日	2018 年 4 月 27 日
権利行使価格(円)	694
付与日における公正な評価単価 (円) (注) 1	0

(注) 1 公正な評価単価に代え、本源的価値（評価額と行使価格との差額）の見積りによっております。

2 ストックオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額
当事業年度末における本源的価値の合計額 344 百万円

(税効果会計関係)

第 63 期 (2022 年 3 月 31 日)		第 64 期 (2023 年 3 月 31 日)	
1	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳 (単位：百万円)	1	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳 (単位：百万円)
	繰延税金資産		繰延税金資産
	賞与引当金		賞与引当金
	投資有価証券評価損		投資有価証券評価損
	関係会社株式評価損		関係会社株式評価損
	退職給付引当金		退職給付引当金
	固定資産減価償却費		固定資産減価償却費
	繰延ヘッジ損益		繰延ヘッジ損益
	訴訟損失引当金		その他
	その他		繰延税金資産小計
	繰延税金資産小計		評価性引当金
	評価性引当金(注)		繰延税金資産合計
	繰延税金資産合計		
			繰延税金負債
	繰延税金負債		その他有価証券評価差額金
	その他有価証券評価差額金		その他
	その他		繰延税金負債合計
	繰延税金負債合計		繰延税金資産の純額
	繰延税金資産の純額		
(注) 関係会社株式評価損に係る繰延税金資産から控除した評価性引当金が、在外子会社の減資により 1,377 百万円減少しております。			
2	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	2	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
	法定実効税率		法定実効税率
	(調整)		(調整)
	交際費等永久に損金に算入されない項目		交際費等永久に損金に算入されない項目
	受取配当金等永久に益金に算入されない項目		受取配当金等永久に益金に算入されない項目
	評価性引当金の減少		その他
	その他		税効果会計適用後の法人税等の負担率
	税効果会計適用後の法人税等の負担率		

(関連当事者情報)

第 63 期(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

重要な該当事項はありません。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業 の内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連 当事者 との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Nikko Asset Management International Limited	シンガ ポール 国	232,369 (SGD 千)	アセット マネジメン ト業	直接 100.00	—	資金の貸付 (米国ドル 貨建) (注 1)	—	関係会社 短期 貸付金	2,019 (USD 16,500 千)
							貸付金利息 (米国ドル 貨建) (注 1)	44 (USD 397 千)	未収収益	10 (USD 86 千)
							資金の返済 (円貨建) (注 1)	577	関係会社 短期 貸付金	—
							貸付金利息 (円貨建) (注 1)	3	未収収益	—
							資金の貸付 (シンガポール ドル貨建) (注 1)	2,788 (SGD 33,000 千)	関係会社 短期 貸付金	2,985 (SGD 33,000 千)
							貸付金利息 (シンガポール ドル貨建) (注 1)	23 (SGD 266 千)	未収収益	23 (SGD 266 千)
							減資 (注 2)	9,149 (SGD 110,000 千)	—	—
子会社	Nikko AM Americas Holding Co., Inc.	米国	131,079 (USD 千) (注 3)	アセット マネジメン ト業	直接 100.00	—	配当の受取	3,788 (USD 34,000 千)	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 融資枠 5,300 百万円 (若しくは 5,300 百万円相当額の外国通貨)、返済期間 1 年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。
- Nikko Asset Management International Limited の行った 110,000 千株の減資により、当社は資金の払戻を受けております。
- Nikko AM Americas Holding Co., Inc. の資本金は、資本金及び資本剰余金の合計額を記載しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所等に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は 2021 年 12 月 31 日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計	34,450 百万円
負債合計	6,257 百万円
純資産合計	28,192 百万円

営業収益	18,176 百万円
税引前当期純利益	5,587 百万円
当期純利益	3,956 百万円

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

重要な該当事項はありません。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業 の内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連 当事者 との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Nikko Asset Management International Limited	シンガ ポール 国	232,369 (SGD 千)	アセット マネジメン ト業	直接 100.00	—	資金の貸付 (シンガポールド ル貸建) (注 1)	—	関係会社 短期 貸付金	3,318 (SGD 33,000 千)
							貸付金利息 (シンガポールド ル貸建) (注 1)	103 (SGD 1,043 千)	未収収益	55 (SGD 551 千)
							資金の返済 (米国ドル貸建) (注 2)	2,019 (USD 16,500 千)	関係会社 短期 貸付金	—
							貸付金利息 (米国ドル貸建) (注 2)	3 (USD 26 千)	未収収益	—
子会社	Nikko AM Americas Holding Co., Inc.	米国	131,079 (USD 千) (注 3)	アセット マネジメン ト業	直接 100.00	—	配当の受取	7,795 (USD 58,000 千)	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 融資枠 55 百万シンガポールドル、返済期間 1 年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。
2. 融資枠 5,300 百万円（若しくは 5,300 百万円相当額の外国通貨）、返済期間 1 年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しておりました（決定方針等を 2022 年 8 月 26 日付にて上記 1 に変更しております）。
3. Nikko AM Americas Holding Co., Inc. の資本金は、資本金及び資本剰余金の合計額を記載しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所等に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は 2022 年 12 月 31 日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計	34,828 百万円
負債合計	5,655 百万円
純資産合計	29,173 百万円

営業収益	15,864 百万円
税引前当期純利益	4,191 百万円
当期純利益	3,159 百万円

(セグメント情報等)

セグメント情報

第 63 期(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

関連情報

第 63 期(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の 90%超であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の 10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の 90%超であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の 10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第 63 期(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第 63 期(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

第 63 期(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

第 63 期(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) 4 収益の計上基準」に記載のとおりです。

3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
重要性が乏しいため記載を省略しております。

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) 4 収益の計上基準」に記載のとおりです。

3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
重要性が乏しいため記載を省略しております。

(1株当たり情報)

項目	第 63 期 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)	第 64 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
1 株当たり純資産額	468 円 88 銭	522 円 22 銭
1 株当たり当期純利益金額	62 円 50 銭	91 円 81 銭

(注) 1 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。

2 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第 63 期 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)	第 64 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
当期純利益 (百万円)	12,136	17,826
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益 (百万円)	12,136	17,826
普通株式の期中平均株式数 (千株)	194,152	194,152
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	2016 年度ストックオプション (1) 88,000 株、2016 年度ストックオプション (2) 816,000 株、2017 年度ストックオプション (1) 1,536,000 株	2016 年度ストックオプション (2) 217,000 株、2017 年度ストックオプション (1) 752,000 株

3 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第 63 期 (2022 年 3 月 31 日)	第 64 期 (2023 年 3 月 31 日)
純資産の部の合計額 (百万円)	91,035	101,391
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る期末の純資産額 (百万円)	91,035	101,391
1 株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数 (千株)	194,152	194,152

(重要な後発事象)

当社は 2022 年 12 月 21 日付け株式売買契約書に基づき、星州子会社の日興アセットマネジメントインターナショナルが保有する関連会社 AHAM アセットマネジメント Berhad の 20%の株式を、2023 年 4 月 19 日に 13,412 百万円で取得しました。

中間財務諸表等
(1) 中間貸借対照表

(単位：百万円)

第 65 期中間会計期間
(2023 年 9 月 30 日)

資産の部		
流動資産		
現金・預金		31,751
金銭の信託		2,500
有価証券		78
未収委託者報酬		16,602
未収収益		940
その他	※ 2	3,797
流動資産合計		55,670
固定資産		
有形固定資産	※ 1	330
無形固定資産		389
投資その他の資産		
投資有価証券		24,116
関係会社株式		37,647
長期差入保証金		338
繰延税金資産		240
投資その他の資産合計		62,343
固定資産合計		63,063
資産合計		118,734

(単位：百万円)

第 65 期中間会計期間
(2023 年 9 月 30 日)

負債の部

流動負債

未払金	8,446
未払費用	3,085
未払法人税等	1,334
未払消費税等	※ 3 575
賞与引当金	1,383
役員賞与引当金	162
その他	1,230
流動負債合計	16,218

固定負債

退職給付引当金	1,458
賞与引当金	397
役員賞与引当金	40
その他	170
固定負債合計	2,067

負債合計

18,286

純資産の部

株主資本

資本金	17,363
資本剰余金	
資本準備金	5,220
資本剰余金合計	5,220

利益剰余金

その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	77,549
利益剰余金合計	77,549

自己株式	△2,067
------	--------

株主資本合計	98,066
--------	--------

評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金	3,457
繰延ヘッジ損益	△1,075
評価・換算差額等合計	2,381

純資産合計	100,447
-------	---------

負債純資産合計	118,734
---------	---------

(2) 中間損益計算書

(単位：百万円)

第 65 期中間会計期間 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)		
営業収益		
委託者報酬		37,779
その他営業収益		1,652
営業収益合計		39,431
営業費用及び一般管理費	※ 1	35,014
営業利益		4,416
営業外収益	※ 2	1,245
営業外費用	※ 3	1,458
経常利益		4,203
特別利益	※ 4	501
特別損失	※ 5	99
税引前中間純利益		4,605
法人税等	※ 6	1,270
中間純利益		3,335

(3) 中間株主資本等変動計算書

第 65 期中間会計期間（自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日）

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	17,363	5,220	5,220	79,307	79,307	△ 2,067	99,823
当中間期変動額							
剰余金の配当				△ 5,092	△ 5,092		△ 5,092
中間純利益				3,335	3,335		3,335
株主資本以外の項目の 当中間期変動額 (純額)							
当中間期変動額合計	－	－	－	△ 1,757	△ 1,757	－	△ 1,757
当中間期末残高	17,363	5,220	5,220	77,549	77,549	△ 2,067	98,066

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	2,056	△ 488	1,567	101,391
当中間期変動額				
剰余金の配当				△ 5,092
中間純利益				3,335
株主資本以外の項目の 当中間期変動額 (純額)	1,400	△ 587	813	813
当中間期変動額合計	1,400	△ 587	813	△ 943
当中間期末残高	3,457	△ 1,075	2,381	100,447

注記事項
(重要な会計方針)

項目	第 65 期中間会計期間 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)
1 資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 ①子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法 ②その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定) 市場価格のない株式等 総平均法による原価法 (2) 金銭の信託 時価法 (3) デリバティブ 時価法
2 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。ただし、2016 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5 年)に基づく定額法によっております。
3 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき当中間会計期間負担額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき当中間会計期間負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ② 数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10 年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
4 収益の計上基準	当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行业務の内容及び当該履行业務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。 (1) 投資信託委託業務 当社は、投資信託契約に基づき投資信託商品に関する投信委託サービスを提供し、商品の運用資産残高(以下「AUM」)に応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得られる投資信託報酬は、各ファンドの AUM に固定料率を乗じて毎日計算さ

	れ、日次で収益を認識しております。 (2) 投資顧問業務 当社は、投資顧問契約に基づき機関投資家に投資顧問サービスを提供し、ファンドの AUM に応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得られる投資顧問報酬は、一般的に各ファンドの AUM に投資顧問契約で定められた固定料率を乗じて毎月計算され、月次で収益を認識しております。 (3) 成功報酬 当社がファンドの運用成果に応じて受領する成功報酬は、投資信託契約または投資顧問契約のもと、報酬を受領することが確実であり、将来返還する可能性が無いことが判明した時点で収益を認識しております。
5 ヘッジ会計の方法	(1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段は為替予約、ヘッジ対象は投資有価証券であります。 (3) ヘッジ方針 ヘッジ取引細則等に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクをヘッジしております。 (4) ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間における相場変動によるヘッジ手段及びヘッジ対象資産に係る損益の累計を比較し有効性を評価しております。
6 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 資産に係る控除対象外消費税等の会計処理 資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当中間会計期間の費用として処理しております。 (2) 税金費用の計算方法 税金費用については、当中間会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に、当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(中間貸借対照表関係)

第 65 期中間会計期間 (2023 年 9 月 30 日)	
※ 1	有形固定資産の減価償却累計額 2,354 百万円
※ 2	信託資産 流動資産のその他のうち 2 百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託しております。
※ 3	消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。
※ 4	保証債務 ティンダルエクイティーズ・オーストラリア・ピーティーワイ・リミテッド(旧社名「日興AMエクイティーズ・オーストラリア・ピーティーワイ・リミテッド」)が発行する買戻し条件付株式の買戻請求に関する債務について、ヤラ・キャピタル・マネジメント・リミテッドは最大 480 百万円(5 百万豪ドル)を提供する義務を負っています。当社はヤラ・キャピタル・マネジメント・リミテッドが負う当該資金提供義務を保証しております。

(中間損益計算書関係)

第 65 期中間会計期間 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)	
※ 1	減価償却実施額 有形固定資産 46 百万円 無形固定資産 50 百万円
※ 2	営業外収益のうち主要なもの 受取利息 16 百万円 受取配当金 1,205 百万円
※ 3	営業外費用のうち主要なもの 支払利息 255 百万円 為替差損 184 百万円 デリバティブ費用 1,017 百万円
※ 4	特別利益のうち主要なもの 投資有価証券売却益 501 百万円
※ 5	特別損失のうち主要なもの 投資有価証券売却損 97 百万円
※ 6	中間会計期間における税金費用につきましては、簡便法により計算しているため、法人税等調整額は「法人税等」に含めて表示しております。

(中間株主資本等変動計算書関係)

第 65 期中間会計期間 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末
普通株式 (株)	197, 012, 500	—	—	197, 012, 500

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末
普通株式 (株)	2, 860, 000	—	—	2, 860, 000

3 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間会 計期間末 残高 (百万円)
		当事業 年度期首	当中間 会計期間 増加	当中間 会計期間 減少	当中間 会計期間末	
2016 年度 ストックオプション (2)	普通株式	217, 000	—	96, 000	121, 000	—
2017 年度 ストックオプション (1)	普通株式	752, 000	—	406, 000	346, 000	—
合計		969, 000	—	502, 000	467, 000	—

(注) 1 当中間会計期間の減少は、新株予約権の失効等によるものであります。

2 2016 年度ストックオプション(2)121,000 株及び 2017 年度ストックオプション(1)346,000 株は、当中間会計期間末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023 年 5 月 26 日 取締役会	普通株式	5, 092	26. 23	2023 年 3 月 31 日	2023 年 6 月 27 日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの
該当事項はありません。

(リース取引関係)

第 65 期中間会計期間 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)	
オペレーティング・リース取引	
解約不能のものに係る未経過リース料	
1 年内	911 百万円
1 年超	3,049 百万円
合計	3,961 百万円

(金融商品関係)

第 65 期中間会計期間(2023 年 9 月 30 日)

金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下 3 つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル 1 のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって中間貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	中間貸借対照表計上額			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
金銭の信託	—	2,500	—	2,500
有価証券				
其他有価証券				
投資信託	6,821	17,357	—	24,178
資産計	6,821	19,857	—	26,678
デリバティブ取引(※1、2)				
株式関連	242	—	—	242
通貨関連	—	△685	—	△685
デリバティブ取引計	242	△685	—	△442

(※1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で示しております。

(※2) 株式関連のデリバティブ取引のうち 242 百万円は、中間貸借対照表上流動資産のその他に含まれております。また通貨関連のデリバティブ取引のうち 685 百万円は、流動負債のその他に含まれております。

(2) 時価をもって中間貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、未収収益、未払金及び未払費用は、短期間（１年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注１) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資 産

金銭の信託

金銭の信託の信託財産のうち、銀行勘定貸については取引先金融機関から提供された価格により算定しており、当該価格は活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル２の時価に分類しております。

有価証券

上場投資信託は、取引所の価格を時価としており、市場の活発性に基づき、レベル１の時価に分類しております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が無い場合には基準価額等を時価としており、レベル２の時価に分類しております。

デリバティブ取引

株式関連

株式指数先物取引は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル１に分類しております。

通貨関連

為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

(注２) 市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	中間貸借対照表計上額
非上場株式	16
子会社株式	19,011
関連会社株式	18,635

(有価証券関係)

第 65 期中間会計期間(2023 年 9 月 30 日)

1 子会社株式及び関連会社株式

(注) 子会社株式及び関連会社株式は市場価格のない株式等であり、(金融商品関係) 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項(注 2)に記載のとおりであります。

2 その他有価証券

(単位: 百万円)

	種類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託	22,320	17,117	5,202
	小計	22,320	17,117	5,202
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託	1,858	2,078	△220
	小計	1,858	2,078	△220
合計		24,178	19,195	4,982

(注) 1 減損処理にあたっては、中間期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%~50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当中間会計期間については、該当ございません。

2 非上場株式(中間貸借対照表計上額 16 百万円)については、市場価格のない株式等であることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(デリバティブ取引関係)

第 65 期中間会計期間(2023 年 9 月 30 日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

株式関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等の うち 1 年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引				
	売建	13,289	-	242	242
合計		13,289	-	242	242

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的 処理方法	為替予約取引	投資有価証券			
	売建				
	米ドル		6,055	—	△528
	豪ドル		124	—	△2
	ユーロ		344	—	△7
	香港ドル		527	—	△53
	人民元	2,876	—	△93	
合計			9,928	—	△685

(持分法損益等)

第 65 期中間会計期間 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)	
関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等	
(1) 関連会社に対する投資の金額	5,339 百万円
(2) 持分法を適用した場合の投資の金額	16,494 百万円
(3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額	1,148 百万円

(収益認識関係)

第 65 期中間会計期間(2023 年 9 月 30 日)

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針 4. 収益の計上基準」に記載の通りです。

3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(ストックオプション等関係)

第 65 期中間会計期間(自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

第 65 期中間会計期間(自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

[関連情報]

第 65 期中間会計期間(自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の 90%超であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無い場合、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の 10%以上を占める単一の外部顧客が無い場合、記載しておりません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第 65 期中間会計期間(自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)
該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第 65 期中間会計期間(自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)
該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

第 65 期中間会計期間(自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)
該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

項目	第 65 期中間会計期間 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)
1 株当たり純資産額	517 円 36 銭
1 株当たり中間純利益金額	17 円 17 銭

(注) 1 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については、新株予約権等の残高はありますが、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。

2 1 株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第 65 期中間会計期間 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)
中間純利益 (百万円)	3,335
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—
普通株式に係る中間純利益 (百万円)	3,335
普通株式の期中平均株式数 (千株)	194,152
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額の算定に含まなかった潜在株式の概要	2016 年度ストックオプション(2)121,000 株、 2017 年度ストックオプション(1)346,000 株

3 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第 65 期中間会計期間 (2023 年 9 月 30 日)
中間貸借対照表の純資産の部の合計額 (百万円)	100,447
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	—
普通株式に係る中間会計期間末の純資産額 (百万円)	100,447
1 株当たり純資産額の算定に用いられた中間会計期間末の普通株式の数 (千株)	194,152

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

- (1) 定款の変更
委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

<約 款>

＜追加型証券投資信託 ピムコ・ハイイールド・ファンド Aコース（為替ヘッジなし）＞

運用の基本方針

約款第21条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

基本方針

この投資信託は、投資信託証券を中心に投資を行ない、安定した収益の確保と信託財産の成長をはかることを目標として運用を行ないます。

運用方法

(1)投資対象

投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。）および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

(2)投資態度

以下の投資信託証券に投資を行ない、安定した収益の確保と信託財産の成長を目指し運用を行ないます。

バミューダ籍円建外国投資信託 PIMCO米国ハイイールド・ファンド（為替ヘッジなし） 受益証券
証券投資信託 マネー・マーケット・マザーファンド 受益証券

各投資信託証券への投資比率は、原則として、市況環境および投資対象ファンドの収益性等を勘案して、決定します。

ただし、資金動向、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

運用制限

(1)上記投資信託証券、短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。

(2)有価証券先物取引等のデリバティブ取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行ないません。

(3)外貨建資産への直接投資は行ないません。

(4)一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り、収益分配を行なう方針です。

①分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託者が決定するものとし、原則として、安定した分配を継続的行なうことを目指します。

③留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は証券投資信託であり、日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、この信託に関する信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

（信託の目的、金額および追加信託の限度額）

第3条 委託者は、金68億1,032万4,565円を、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意の上、金5,000億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第41条、第42条第1項、第43条第1項および第45条第2項の規定による解約の日までとします。

（受益権の取得申込の勧誘の種類）

第5条 この信託に係る受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第7条 委託者は、第3条第1項による受益権については68億1,032万4,565口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議の上、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとし、

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

（追加日時異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社振法の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。
- ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在のすべての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約に係る一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権に係る受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日に係る収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第11条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第12条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が定める単位をもって取得の申込に応ずることができます。ただし、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関と別に定める自動けいぞく投資契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応ずることができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日に該当する場合は、受益権の取得の申込に応じないものとします。
- ④ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益証券の価額は、1口につき1円に、手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑤ 前項の手数は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関がそれぞれ独自に定めるものとします。
- ⑥ 第4項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第31条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑦ 証券投資信託の受益証券または受益権を信託終了時まで保有した受益者（信託期間を延長した証券投資信託（追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日（以下「当初の信託終了日」といいます。）以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行なわないものをいいます。以下本項において同じ。）にあっては、当初の信託終了日まで当該信託の受益証券または受益権を保有した受益者をいいます。以下本項において同じ。）が、その償還金（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券または受益権の買取請求に係る売却代金または一部解約金を含みます。以下本項において同じ。）をもって、当該信託終了日（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券または受益権の買取約定日または一部解約請求日を含みます。）の属する月の翌月の初日から起算して3ヵ月以内に、当該償

還金の支払いを受けた委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関でこの信託に係る受益権の取得申込をする場合の1口当たりの受益権の価額は、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大きい額）で取得する口数について取得申込日の翌営業日の基準価額に、取得申込を行なう委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関は、当該受益者に対し、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。

- ⑧ 追加型証券投資信託の受益証券または受益権を保有する者が、当該信託の信託終了日の1年前の日以降に開始する委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が別に定める期間内に、当該信託の受益証券または受益権の買取請求に係る売却代金または一部解約金をもって、当該売却代金または一部解約金の支払いを受けた委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関でこの信託に係る受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、取得申込を行なう委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

- ⑨ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、投資対象とする投資信託証券への投資ができない場合、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受け付けた取得申込の受付を取消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（無記名式の受益証券の再交付）

第15条 （削 除）

（記名式の受益証券の再交付）

第16条 （削 除）

（毀損した場合等の再交付）

第17条 （削 除）

（受益証券の再交付の費用）

第18条 （削 除）

（投資の対象とする資産の種類）

第19条 この信託において投資の対象とする資産の種類（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条各号で定める特定資産の種類をいいます。）は、次に掲げるものとします。

1. 有価証券
2. 金銭債権
3. 約束手形

- ② この信託においては、前項各号に掲げる資産のほか、次に掲げる資産を投資の対象とします。

1. 為替手形

(運用の指図範囲)

第20条 委託者（第22条に規定する委託者から運用指図権限の委託を受けた者を含みます。以下、第21条、第26条、第27条および第29条について同じ。）は、信託金を、主として次の外国投資信託の受益証券および日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された次のマザーファンド（その受益権を他の証券投資信託の信託財産に取得させることを目的とした証券投資信託であり、以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. バミューダ籍円建外国投資信託 PIMCO米国ハイイールド・ファンド（為替ヘッジなし）
 2. 証券投資信託 マネー・マーケット・マザーファンド
 3. 短期社債等（社振法第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）およびコマーシャル・ペーパー
 4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- ② 前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形

(受託者の自己または利害関係人等との取引)

第20条の2 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条および第23条において同じ。）、第23条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第19条ならびに第20条第1項および第2項に定める資産への投資を行なうことができます。

- ② 前項の取扱いは、第22条および第26条から第28条までにおける委託者の指図による取引についても同様とします。

(運用の基本方針)

第21条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行いません。

(運用指図権限の委託)

第22条 委託者は、運用の指図（第20条第1項第1号に掲げる受益証券の運用指図に限ります。）に関する権限を次の者に委託します。

名 称：ピムコ ジャパン リミテッド

所在地：東京都港区虎ノ門4丁目1番28号 虎ノ門タワーズオフィス18階

- ② 前項の委託を受けたものが受ける報酬は、第34条に規定する信託報酬のうち委託者が受ける報酬から支弁するものとし、その報酬額は、信託財産の純資産総額に年10,000分の60の率を乗じて得た金額とします。
- ③ 第1項により委託を受けた者への報酬は、信託期間中の毎年3月20日および9月20日（各々、休業日の場合は翌営業日とします。）または信託終了時に支払います。なお、第1項により委託を受けた者との間の運用指図権限の委託に関する契約が終了する場合は、当該委託契約終了時に支払います。
- ④ 第1項の規定に関わらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。
- ⑤ 委託者と第1項により委託を受けた者との間の運用指図権限の委託に関する契約がやむを得ず終了することとなった場合、委託者は、必要な手続きを経て、新たに委託を受ける者を選任し、運用指図権限を委託するものとします。ただし、新たに委託を受ける者の選任ができず、第1項の規定に基づ

く運用指図権限の委託が終了した場合には、委託者は自ら運用の指図を行なうものとします。

(信託業務の委託等)

第23条 受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条において同じ。）を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 信託財産の保管等を委託する場合においては、当該財産の分別管理を行なう体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限り、）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者（第22条に規定する委託者から運用指図権限の委託を受けた者を含みます。）のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(有価証券の保管)

第24条 (削 除)

(混蔵寄託)

第24条の2 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第25条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券の売却等の指図)

第26条 委託者は、信託財産に属する投資信託受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第27条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、投資信託受益証券に係る収益分配金および有価証券等に係る利子等ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通

じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

- ② 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 - 1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
 - 2. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
 - 3. 借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%以内
- ③ 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。
- ④ 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。
- ⑤ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第29条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。(受託者による資金の立替え)

第30条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第31条 この信託の計算期間は、毎月21日から翌月20日までとすることを原則とします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は2004年3月10日から2004年4月20日までとし、最終計算期間の終了日は第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第32条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務等の諸費用)

第33条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息、信託財産の財務諸表の監査に要する費用ならびに当該費用に係る消費税等相当額(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の額)

第34条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第31条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の150の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

(収益分配)

第35条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1. 分配金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、

その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第36条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第37条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第37条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第37条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第39条に規定する時効前の収益分配金に係る収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関に支払われます。この場合、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に応じたものとしします。当該取得により増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第40条第4項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。

- ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

- ④ 一部解約金は、第40条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。

- ⑤ 前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関の営業所等において行なうものとしします。

- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとしします。

（受益証券の保護預り等）

第38条 （削 除）

（収益分配金および償還金の時効）

第39条 受益者が、収益分配金については第37条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第37条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(一部解約)

第40条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。
- ③ 前2項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が次の第1号または第2号に該当する場合は、受益権の一部解約の請求の実行を受け付けないものとします。
 1. ニューヨーク証券取引所の休業日
 2. 一部解約の実行の請求日から当該請求日に係る第37条第4項に規定する一部解約金の支払開始日までの期間中（一部解約の実行の請求日および一部解約金の支払開始日を除きます。）の全日がニューヨーク証券取引所の休業日に当たる場合
- ④ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ⑤ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑥ 委託者は、投資対象とする投資信託証券からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が第3項に規定する一部解約の請求を受け付けられない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受け付けることができる日とします。）を一部解約の実行の請求日として、第5項の規定に準じて算定した価額とします。
- ⑧ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、別に定める各信託（この信託を含みます。）の純資産総額の合計が30億円を下ることとなった場合には、第41条の規定に従ってこの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

(質権口記載または記録の受益権の取り扱い)

第40条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

(信託契約の解約)

第41条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。

- ② 委託者は、前項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合は、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託契約の解約を行いません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約を行わないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- ⑥ 前3項の規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であつて、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合は、適用しないものとします。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第42条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第46条の規定に従うものとします。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第43条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社を引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第46条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第44条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第45条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第46条の規定に従い新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第46条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出るものとします。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託約款の変更を行ないません。

- ⑤ 委託者は、前項の規定により信託約款の変更を行なわないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

(反対者の買取請求権)

第47条 第41条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第41条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(公告)

第48条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(運用報告書の交付省略)

第48条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項で定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書を次のアドレスに掲載するものとします。

www.nikkoam.com/

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第49条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附 則

第1条 この約款において、「自動けいぞく投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関が締結する「自動けいぞく投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「自動けいぞく投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第2条 第37条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第3条 平成18年12月29日現在の信託約款第10条、第11条および第13条から第18条までの規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 2004年3月10日

東京都港区赤坂九丁目7番1号
委託者 日興アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社

(1)別に定める各信託

約款第40条の「別に定める各信託」とは次のものをいいます。

追加型証券投資信託	ピムコ・ハイイールド・ファンド	Aコース（為替ヘッジなし）
追加型証券投資信託	ピムコ・ハイイールド・ファンド	Bコース（為替ヘッジあり）

＜追加型証券投資信託 ピムコ・ハイイールド・ファンド Bコース（為替ヘッジあり）＞

運 用 の 基 本 方 針

約款第21条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

基 本 方 針

この投資信託は、投資信託証券を中心に投資を行ない、安定した収益の確保と信託財産の成長をはかることを目標として運用を行ないます。

運 用 方 法

(1)投資対象

投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。）および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

(2)投資態度

以下の投資信託証券に投資を行ない、安定した収益の確保と信託財産の成長を目指し運用を行ないます。

バミューダ籍円建外国投資信託 PIMCO米国ハイイールド・ファンド（為替ヘッジあり）受益証券
証券投資信託 マネー・マーケット・マザーファンド 受益証券

各投資信託証券への投資比率は、原則として、市況環境および投資対象ファンドの収益性等を勘案して、決定します。

ただし、資金動向、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

運 用 制 限

(1)上記投資信託証券、短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。

(2)有価証券先物取引等のデリバティブ取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行ないません。

(3)外貨建資産への直接投資は行ないません。

(4)一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

収 益 分 配 方 針

毎決算時に、原則として次の通り、収益分配を行なう方針です。

①分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託者が決定するものとし、原則として、安定した分配を継続的に行なうことを目指します。

③留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は証券投資信託であり、日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、この信託に関する信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

（信託の目的、金額および追加信託の限度額）

第3条 委託者は、金44億3,709万9,808円を、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意の上、金5,000億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第41条、第42条第1項、第43条第1項および第45条第2項の規定による解約の日までとします。

（受益権の取得申込の勧誘の種類）

第5条 この信託に係る受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第7条 委託者は、第3条第1項による受益権については44億3,709万9,808口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議の上、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとし、

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

（追加日時異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社振法の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。
- ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在のすべての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約に係る一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権に係る受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日に係る収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第11条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第12条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が定める単位をもって取得の申込に応ずることができます。ただし、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関と別に定める自動けいぞく投資契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応ずることができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日に該当する場合は、受益権の取得の申込に応じないものとします。
- ④ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益証券の価額は、1口につき1円に、手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑤ 前項の手数は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関がそれぞれ独自に定めるものとします。
- ⑥ 第4項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第31条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑦ 証券投資信託の受益証券または受益権を信託終了時まで保有した受益者（信託期間を延長した証券投資信託（追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日（以下「当初の信託終了日」といいます。）以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行なわないものをいいます。以下本項において同じ。）にあっては、当初の信託終了日まで当該信託の受益証券または受益権を保有した受益者をいいます。以下本項において同じ。）が、その償還金（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券または受益権の買取請求に係る売却代金または一部解約金を含みます。以下本項において同じ。）をもって、当該信託終了日（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券または受益権の買取約定日または一部解約請求日を含みます。）の属する月の翌月の初日から起算して3ヵ月以内に、当該償

還金の支払いを受けた委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関でこの信託に係る受益権の取得申込をする場合の1口当たりの受益権の価額は、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大きい額）で取得する口数について取得申込日の翌営業日の基準価額に、取得申込を行なう委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関は、当該受益者に対し、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。

- ⑧ 追加型証券投資信託の受益証券または受益権を保有する者が、当該信託の信託終了日の1年前の日以降に開始する委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が別に定める期間内に、当該信託の受益証券または受益権の買取請求に係る売却代金または一部解約金をもって、当該売却代金または一部解約金の支払いを受けた委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関でこの信託に係る受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、取得申込を行なう委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

- ⑨ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、投資対象とする投資信託証券への投資ができない場合、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受け付けた取得申込の受付を取消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（無記名式の受益証券の再交付）

第15条 （削 除）

（記名式の受益証券の再交付）

第16条 （削 除）

（毀損した場合等の再交付）

第17条 （削 除）

（受益証券の再交付の費用）

第18条 （削 除）

（投資の対象とする資産の種類）

第19条 この信託において投資の対象とする資産の種類（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条各号で定める特定資産の種類をいいます。）は、次に掲げるものとします。

1. 有価証券
2. 金銭債権
3. 約束手形

- ② この信託においては、前項各号に掲げる資産のほか、次に掲げる資産を投資の対象とします。

1. 為替手形

(運用の指図範囲)

第20条 委託者（第22条に規定する委託者から運用指図権限の委託を受けた者を含みます。以下、第21条、第26条、第27条および第29条について同じ。）は、信託金を、主として次の外国投資信託の受益証券および日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された次のマザーファンド（その受益権を他の証券投資信託の信託財産に取得させることを目的とした証券投資信託であり、以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. バミューダ籍円建外国投資信託 PIMCO米国ハイイールド・ファンド（為替ヘッジあり）
 2. 証券投資信託 マネー・マーケット・マザーファンド
 3. 短期社債等（社振法第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）およびコマーシャル・ペーパー
 4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- ② 前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形

(受託者の自己または利害関係人等との取引)

第20条の2 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条および第23条において同じ。）、第23条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第19条ならびに第20条第1項および第2項に定める資産への投資を行なうことができます。

- ② 前項の取扱いは、第22条および第26条から第28条までにおける委託者の指図による取引についても同様とします。

(運用の基本方針)

第21条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行いません。

(運用指図権限の委託)

第22条 委託者は、運用の指図（第20条第1項第1号に掲げる受益証券の運用指図に限ります。）に関する権限を次の者に委託します。

名 称：ピムコ ジャパン リミテッド

所在地：東京都港区虎ノ門4丁目1番28号 虎ノ門タワーズオフィス18階

- ② 前項の委託を受けたものが受ける報酬は、第34条に規定する信託報酬のうち委託者が受ける報酬から支弁するものとし、その報酬額は、信託財産の純資産総額に年10,000分の60の率を乗じて得た金額とします。
- ③ 第1項により委託を受けた者への報酬は、信託期間中の毎年3月20日および9月20日（各々、休業日の場合は翌営業日とします。）または信託終了時に支払います。なお、第1項により委託を受けた者との間の運用指図権限の委託に関する契約が終了する場合は、当該委託契約終了時に支払います。
- ④ 第1項の規定に関わらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。
- ⑤ 委託者と第1項により委託を受けた者との間の運用指図権限の委託に関する契約がやむを得ず終了することとなった場合、委託者は、必要な手続きを経て、新たに委託を受ける者を選任し、運用指図権限を委託するものとします。ただし、新たに委託を受ける者の選任ができず、第1項の規定に基づ

く運用指図権限の委託が終了した場合には、委託者は自ら運用の指図を行なうものとします。

(信託業務の委託等)

第23条 受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条において同じ。）を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 信託財産の保管等を委託する場合においては、当該財産の分別管理を行なう体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限り、）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者（第22条に規定する委託者から運用指図権限の委託を受けた者を含みます。）のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(有価証券の保管)

第24条 (削 除)

(混蔵寄託)

第24条の2 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第25条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券の売却等の指図)

第26条 委託者は、信託財産に属する投資信託受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第27条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、投資信託受益証券に係る収益分配金および有価証券等に係る利子等ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通

じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

- ② 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 - 1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
 - 2. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
 - 3. 借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%以内
- ③ 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。
- ④ 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。
- ⑤ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第29条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。
(受託者による資金の立替え)

- 第30条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。
- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
 - ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

- 第31条 この信託の計算期間は、毎月21日から翌月20日までとすることを原則とします。
- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は2004年3月10日から2004年4月20日までとし、最終計算期間の終了日は第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

- 第32条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務等の諸費用)

- 第33条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息、信託財産の財務諸表の監査に要する費用ならびに当該費用に係る消費税等相当額(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の額)

- 第34条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第31条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の150の率を乗じて得た額とします。
- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
 - ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

(収益分配)

- 第35条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
- 1. 分配金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、

その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第36条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第37条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第37条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第37条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第39条に規定する時効前の収益分配金に係る収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関に支払われます。この場合、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に応じたものとしします。当該取得により増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第40条第4項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。

- ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

- ④ 一部解約金は、第40条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。

- ⑤ 前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関の営業所等において行なうものとしします。

- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとしします。

（受益証券の保護預り等）

第38条 （削 除）

（収益分配金および償還金の時効）

第39条 受益者が、収益分配金については第37条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第37条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(一部解約)

第40条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。
- ③ 前2項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が次の第1号または第2号に該当する場合は、受益権の一部解約の請求の実行を受け付けないものとします。
 1. ニューヨーク証券取引所の休業日
 2. 一部解約の実行の請求日から当該請求日に係る第37条第4項に規定する一部解約金の支払開始日までの期間中（一部解約の実行の請求日および一部解約金の支払開始日を除きます。）の全日がニューヨーク証券取引所の休業日に当たる場合
- ④ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ⑤ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑥ 委託者は、投資対象とする投資信託証券からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が第3項に規定する一部解約の請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受け付けることができる日とします。）を一部解約の実行の請求日として、第5項の規定に準じて算定した価額とします。
- ⑧ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、別に定める各信託（この信託を含みます。）の純資産総額の合計が30億円を下ることとなった場合には、第41条の規定に従ってこの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

(質権口記載または記録の受益権の取り扱い)

第40条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

(信託契約の解約)

第41条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。

- ② 委託者は、前項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合は、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託契約の解約を行いません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約を行わないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- ⑥ 前3項の規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であつて、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合は、適用しないものとします。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第42条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第46条の規定に従うものとします。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第43条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に移し継ぐことを命じたときは、この信託は、第46条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第44条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第45条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第46条の規定に従い新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第46条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出るものとします。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託約款の変更を行ないません。

- ⑤ 委託者は、前項の規定により信託約款の変更を行なわないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

(反対者の買取請求権)

第47条 第41条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第41条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(公告)

第48条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(運用報告書の交付省略)

第48条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項で定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書を次のアドレスに掲載するものとします。

www.nikkoam.com/

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第49条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附 則

第1条 この約款において、「自動けいぞく投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関が締結する「自動けいぞく投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「自動けいぞく投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第2条 第37条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第3条 平成18年12月29日現在の信託約款第10条、第11条および第13条から第18条までの規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 2004年3月10日

東京都港区赤坂九丁目7番1号
委託者 日興アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社

(1)別に定める各信託

約款第40条の「別に定める各信託」とは次のものをいいます。

追加型証券投資信託	ピムコ・ハイイールド・ファンド	Aコース（為替ヘッジなし）
追加型証券投資信託	ピムコ・ハイイールド・ファンド	Bコース（為替ヘッジあり）

